



政治活動 マニュアル

(第6版)



日本労働組合総連合会



政治活動 マニュアル



日本労働組合総連合会

連合推薦候補者の必勝のために ～誰でもできる政治活動・選挙運動～	04
第1章 連合の政治方針	07
1-1 連合の政治方針（2013年10月 第13回定期大会）	08
1-2 （附則）政治・選挙活動方針	15
第2章 労働組合と政治活動	17
2-1 労働組合と政治活動	18
2-2 労働組合の政治活動・選挙運動	20
2-3 労働組合と政党の関係	21
第3章 選挙の仕組み	23
3-1 衆議院議員総選挙	24
column 最高裁判所裁判官国民審査	27
column ドント式、「公示」と「告示」の違い	28
column 重複立候補	29
column 衆議院議員選挙制度の改正（一票の格差是正とアダムズ方式）	30
3-2 参議院議員通常選挙	32
column わり規定について（公職選挙法第178条の3）	35
column 参議院議員選挙制度に関する改正公職選挙法が成立	36
3-3 地方（自治体）選挙	38
column 統一地方選挙と統一率	39
column 国政・地方の補欠選挙	40
3-4 選挙権と被選挙権	42
3-5 選挙人名簿	44
3-6 投票の仕組み	48
3-7 投票に行こう	50
column 成年被後見人の選挙権の回復	57
column 憲法改正国民投票	58
column 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	60
column 政党公認候補と無所属候補ができる主な選挙運動の違い	63
第4章 公職選挙法の理解	65
4-1 公職選挙法	66
4-2 公職選挙法上の政治活動と選挙運動の違い	67
4-3 公職選挙法7つの禁止事項	69
4-4 選挙運動〔公（告）示後〕のできること・できないこと	79
column 選挙の七つ道具	79
column 選挙時の政治活動の制限	86

4-5	インターネット等による政治活動・選挙運動	88
4-6	選挙運動費用	94
column	なり手不足対策で公職選挙法が改正	96
4-7	選挙違反と「連座制」	100
column	労働組合の政治活動と個人情報保護法	104
第5章	政治資金規正法のポイント	105
5-1	政治資金規正法	106
5-2	「政治団体」とは？	107
5-3	政治資金の流れ／寄附行為にはどんな制限があるのか？	109
5-4	労働組合等の団体はどこに寄附ができるのか？	112
5-5	政治資金パーティーに関する制限	114
column	政治資金の透明性を確保するための措置	116
第6章	選挙運動実践のポイント	117
6-1	ウェブサイト（ホームページ）やブログ、動画配信等を利用した活動	118
6-2	SNS（X、フェイスブック、LINE）を利用した活動	120
6-3	電子メールを利用した活動	122
6-4	支持者（後援会入会）カードの配布活動	124
6-5	職場での面談活動	126
6-6	電話活動	128
6-7	選挙運動用通常はがき（配布）活動	130
6-8	選挙運動用通常はがき（回収）活動	132
6-9	労働組合の広報活動Ⅰ	133
6-10	労働組合の広報活動Ⅱ	134
6-11	本番ポスター貼付依頼活動（公（告）示前）	135
6-12	本番ポスター貼付依頼活動（公（告）示後）	137
6-13	棄権防止運動について	139
6-14	各選挙における選挙運動の規制一覧	140
第7章	事例とQ&A	143
7-1	選挙運動に従事したアルバイトへの報酬支払い事件	144
7-2	組合員による戸別訪問事件（戸別訪問と個々面接の違い）	145
7-3	組合員への交通費支給事件（組合活動と選挙運動）	146
7-4	市議会議員後援会の会長による供応事件（買収と連座制）	147
7-5	個人ビラ各戸配布事件（法定ビラの配布方法）	148
7-6	ゴルフコンペへの優勝杯寄贈事件（議員による寄附行為）	149
7-7	労働組合委員長名による信書送付事件（文書、電子メールによる選挙運動）	150
7-8	Q&A	151
	用語解説一覧	162

連合推薦候補者の必勝のために

～誰でもできる政治活動・選挙運動～

政治活動・選挙運動には「公職選挙法」や「政治資金規正法」によるさまざまな規制がありますが、次のような活動は誰もが実践できる活動ですので、連合推薦候補（予定）者の必勝に向けて積極的に取り組みましょう。

選挙期間前（公(告)示前)

選挙期間前は、政治活動、後援会活動として取り組みます。公職選挙法で禁止されている「事前運動」とみなされないよう、注意しよう！（P69～72）

- 候補予定者の後援会に入会し、その活動を支えよう！（P124,125）
- 友人・知人に後援会への加入を呼びかけよう！（P124,125）
- 労働組合で候補予定者を推薦したら、機関紙（誌）で紹介しよう！（ただし、配布は通常の方法・手段で）（P69～72,133,134,156）
- 候補予定者の活動報告会、演説会などに積極的に参加しよう！
- ホームページやSNS（フェイスブックやX、LINEなど）、電子メールなどで、候補予定者の紹介や後援会・労働組合の集会などへの参加を呼びかけよう！（P88～93,118～123,150,154,155）

選挙期間中（公(告)示日～投票日前日）

- 親戚・友人・知人などに電話で投票のお願いをしよう！（P128,129）
- 選挙運動用通常はがきを活用しよう！（ただし、各自で投函することはできません）（P25,63,64,68,70,73,74,76,78,83,95,130～132,140～142）
- 街頭、電車・バスの中、お店などで、たまたま会った友人・知人に投票を願ひしよう！（個々面接）（P73,145）
- 自宅や職場にきた知人や取引先の人などに、候補者の名前を挙げて投票を願ひしよう！（個々面接）（P73,145,155）



- 選挙に関係のない会合、町内会・同窓会などで司会者・幹事の承諾を受けて挨拶し、投票依頼しよう！（幕間演説）（P80）
- 友人・知人に手紙を出す際には、あわせて投票のお願いをしよう！（添え書き程度で…）（P150）
- 個人演説会に家族・友人・知人を誘って参加しよう！（戸別訪問に注意）（P73,74,118,119）
- 職場や地域で座談会を開こう！
- 候補者の政見放送を家族で見よう！ 友人・知人に放送時間を知らせよう！
- 政党や比例代表候補者の証紙つきポスターを自宅の扉などに掲示し、積極的に支持の輪を広げよう！（P76,77,135～138）
- ホームページやSNS（フェイスブックやX、LINEなど）を積極的に活用し、投票などを呼びかけよう！（ただし、候補者・政党等以外が「電子メール」による投票呼びかけをすることはできません）（P88～93,118～123,154,155）

選挙期間終了後（投票日以後）

- ホームページやSNSを使って、選挙結果の報告、挨拶をしよう！（P91,118,119）
- 議員の後援会活動、新たな政治活動の手伝いをしよう！



Chapter

1

連合の 政治方針

.....

連合の政治に関わる方針は3本の柱で成り立っています。最も基本となるのは「連合の政治方針」で、第3回定期大会で策定し、その後、第6回定期大会の政治センター発足時に改訂、続いて第8回定期大会で改訂、さらに第13回定期大会で改訂を行いました。

また、連合では2年に一度運動方針を策定しますが、その中でも「政治活動」に関する項目を設け、2年間の重点課題や政党との関わりなどについて方向性を定めています。

さらに、衆議院議員総選挙や参議院議員通常選挙などの国政選挙や統一地方選挙が行われる際には、選挙に対する基本方針や具体的な対応などを決定します。

.....

連合の政治方針 (2013年10月 第13回定期大会)

1 連合の政治理念

- ・ 連合は、労働組合の使命として、主権在民、基本的人権の尊重、恒久平和を基調とする日本国憲法の理念に沿い、労働基本権をはじめとする人権、自由、平等、民主主義を擁護し、社会的公正・正義を追求し、平和な社会および男女平等参画社会の実現をめざす。
- ・ 連合は、政府、政党などとは異なる自主的組織としての主体性を堅持しつつ、目的と政策を共有する政党および政治家と協力して、労働者とその家族の労働と生活環境の改善をはかり、真の「ゆとり・豊かさ」を実現する。
- ・ 連合は、誰もが公正な労働条件のもと、多様な働き方を通じて社会に参加し、相互に支え合う「働くことを軸とする安心社会」の構築を通じて希望と安心の社会を実現する。
- ・ 連合は、日本の労働運動の国際的責務を深く自覚し、世界平和の達成と諸国民の共存共栄および地球環境保全のために努力する。

2 国の基本政策に関する連合の姿勢

(1) はじめに

連合は、これまで国際社会の現実とわが国の置かれている立場を直視し、『国の基本政策』に関する連合の態度を明らかにしてきた。2003年の改訂以降、10年が経過し、わが国を取り巻く情勢は、大きく変化している。グローバル経済やICT（情報通信技術）が加速度的に進展し、中国やインドをはじめとする新興国の台頭が顕著になっている。また、アジア地域では軍備増強の動きが続いている。地域紛争、テロ、宗教対立、領土問題、民族紛争なども絶えることなく、世界の平和維持が大きな課題であり続けている。そうした情勢のもとで、連合は当面、国の基本政策に関して以下の姿勢をと

る。

① 国の基本政策についての視点

「国の基本政策」は、国土と国民の生命・財産を守り、国民生活の安全・安定を確保するとともに、アジア・太平洋地域の安定と世界の恒久平和を実現をめざすことを基本にして構想されなければならない。

その際、外交・防衛上の観点はもとより、環境、資源・エネルギー、食料、さらには金融システム、さらには働く者の安心・安全といった観点などを含めた「経済・生活安全保障」という考え方にも照らして構想する必要がある。また、国際的に公正・公平なルールにもとづく経済社会を確立するという視点、さらには、地球的課題などに対する国際協力をはじめ、貧困、人権侵害、テロ、感染症などの様々な脅威の払拭を通じた人間の安全保障の実現や世界平和の実現に向けて積極的に貢献していく姿勢が重要である。

② 国の基本政策については国民的コンセンサスを

「国の基本政策」は、国家のあり方そのものである。従って、徹底的な議論を通じた国民的コンセンサスづくりが必要である。連合は、このような議論に積極的に参画し、コンセンサスづくりに寄与していく。

(2) 憲法問題について

憲法は国家のあり方を規定する最高法規であり、公権力の濫用を防ぎ国民の権利を保障するとの理念を基盤としている。連合は、憲法の平和主義、主権在民、基本的人権の尊重の三大原則を重視し、その貫徹を期す。

その上で、われわれは憲法論議を否定するものではない。国会の憲法調査会^{*P14}においては、グローバル化の進展や国際情勢の変化、科学技術の進歩、環境問題、情報公開など、様々な視点からの議論を行っている。とりまく情勢を冷静に見極め、立憲主義や憲法の三大原則の貫徹を期し、国民的な議論の動向にも注意を払いつつ慎重な対応を図っていく。

(3) わが国の外交・防衛のあり方について

日本国憲法の遵守、国連中心主義による外交努力を基本に、アジア・太平

洋諸国との連携に基づく地域の安定および世界平和の実現に向けて、積極的役割を果たす。

新しい世界秩序形成は、国連中心主義に立ち、国連をはじめとする国際機関を軸として構想すべきである。わが国は国連などにいままで以上に積極的に関与するとともに、国連に改革を促し、役割・機能が強化されるよう求めていく必要がある。

①核兵器廃絶・軍縮について

わが国は、世界の軍縮をめざし、核兵器廃絶および臨界前核実験を含む全ての核実験の禁止、生物・化学兵器の全廃、対人地雷の撤去および製造・輸出の全面禁止に向けて、積極的かつ具体的な役割を果たす。

また、わが国は非核三原則を堅持する。

②安全保障について

わが国は、アジア・太平洋地域を形成する一国として、域内における連携の強化をはかり、地域の安定、発展をめざす。また、海洋・通商国家であるという特性を踏まえ、資源、エネルギー、食料の確保なども視野に入れた安全保障の強化をはかる。

日米安保条約については、これまで果たしてきた役割を評価しつつ、日米関係を重視する立場から、今後も維持する。また、同条約における軍事的側面にとどまらず、日米経済関係に着目した日米経済安全保障の強化をはかるなど、今後も相互受益につながる日米関係をめざす。

③自衛隊について

国際ルールとして、自衛権は独立国家の固有の権利であることを確認する。自衛隊は、専守防衛、徹底したシビリアンコントロール、非核三原則を前提としてこれを認め、今後のあり方として、国民の安心と安全の確保への配慮に加え、世界や域内の軍縮の動向を踏まえつつ、縮小の方向を指向する。

④日本の米軍基地のあり方について

日本の米軍基地については、存在する基地の役割・機能の再検証を通じ、整理・縮小を進めるとともに、日米地位協定の抜本的見直しをめざしていく。

特に、著しく沖縄に偏った基地提供の実態を踏まえ、速やかに日本全体での沖縄の痛みの分かちあい（沖縄の過重な負担の軽減）を進めるため、政府に対し、地方自治体や県民との十分な意思疎通をはかり、国民全体の問題として考えていくよう求めていく。

米軍基地問題は、基地の整理・縮小、日米地位協定の抜本の見直しに加え、それに伴う跡地利用策と雇用対策に加え、経済対策が確保されなければならない、そうした総合的な対応を政府に求めていく。とりわけ沖縄においては、古くから豊かな国際交流の歴史を持ち、現在、発展が著しいアジアに最も近いという特性を活かした国際交流拠点としての整備や、様々な特区構想など、将来に希望の持てる産業や文化・学術等の振興策の推進とその確保を政府に求めていく。

（4）わが国の経済社会のあり方について

わが国は、グローバル化が進展し、少子高齢化やICT化が進行するなかで、雇用の安定を確保しつつ、環境、資源・エネルギー、食料、通貨・金融、格差・貧困問題などの地球的課題の解決に挑戦し、国際経済とも調和した、持続可能な成長を、秩序ある市場経済のもとで追求していかなければならない。

1980年代以降台頭した市場万能主義、新自由主義的政策やグローバル金融資本主義の暴走は、格差や貧困、社会の不条理を拡大させた。2008年のリーマン・ショックに端を発した世界同時金融危機は、これらの政策の欠陥を明らかにし、根本から問い直させる大きな機会となった。金融政策の国際協調をはじめ、市場の失敗を補完・補正しうる内外の経済的・社会的枠組みを確立することが不可欠である。

国際経済面では、WTOの理念を念頭に置きつつ、透明性の高い市場システムのもとで、公正な貿易と投資のルールを確立し、各国経済の持続可能な発展に寄与すべきである。これらのルールについては、労働基本権や基本的人権など、国際的に普遍的な労働に関する原則が包含されるべきであることは論をまたない。

わが国は、地球的課題や、高齢化など先進国共通の課題の解決に向け、研究開発や技術革新に重点的に取り組み、その成果を新たな成長の原動力にす

ることが重要である。併せて、開発協力、技術協力、国際的ルールづくりなどに積極的に取り組み、国際社会に貢献することが求められる。

こうした経済システムの上に、公正なワークルールとディーセントワークを確立し、連合のめざす「働くことを軸とする安心社会」を築き上げていかなければならない。

3 連合の求める政治

- ①連合は、左右の全体主義を排し、民意が適正に反映されて、健全な議会制民主主義が機能する政党政治の確立を求める。
- ②連合は、労働者や国民の立場を踏まえ、生活者を優先する政治・政策の実現を求める。
- ③連合は、与野党が互いに政策で切磋琢磨する政治体制の確立が重要であると考え。そのため、政権交代可能な二大政党的体制をめざす。
- ④連合は、癒着のない透明でクリーンな政治の実現を求める。
- ⑤連合は、不正や違反を許さず自己改革力を備え持つ政治の実現を求める。
- ⑥連合は、国民主権にもとづき、公共サービスの果たすべき責任と役割を踏まえ、政治主導によって、国や地方自治体における行政の不断の改革を求める。
- ⑦連合は、地方分権を推進する政治の実現を求める。
- ⑧連合は、国際紛争、環境保護、貧困問題など国際的な課題の解決に積極的に役割を果たす政治の実現を求める。
- ⑨連合は、外交を通じて、わが国の国益と安全をおびやかす課題に主体的に対応する政治の実現を求める。

4 連合の政治的役割と政治活動

(1) 連合の役割

- ①連合は、労働者を代表する社会的組織として「力と政策」を強化し「働くことを軸とする安心社会」を構築する手段として、政治活動に積極的

に取り組む。

- ②連合は、「働くことを軸とする安心社会」について理解を深める情報を政治家、国民に向けて発信し、社会の合意形成の中心的役割を担う。
- ③連合は、労働者の立場に立った政党および政治家との連携を強化し、またそうした政党および政治家への組合員の支持拡大をはかる。
- ④連合は、連合の綱領、基本目標等を定めた「連合の進路」を基本とした政治を実現するための政治勢力の結集をめざす。

(2) 連合の政治活動

①政治活動の必要性

- (a) 労働組合の基本目的である「雇用と生活の安定」を実現するためには、企業内での生活諸条件改善への取り組みだけでは不十分であり、国・地方の政策・制度の改善・改革をめざした政治活動に取り組むことが不可欠である。
- (b) 労働組合が政治活動に取り組む上では、組合員一人ひとりが政治に対する意識を高め、政治活動へ自ら参加することが欠かせない。そのため連合は、組合員が連合の政治理念や政策を共有できるように努める。さらに、その実現に向けて支援できる政党および政治家への政治・選挙活動に積極的に参加できるよう取り組む。

②政策・制度の実現に向けて

- (a) 連合は、審議会等の政府・地方自治体の諮問機関への参加、支援している政党および政治家と連携した院内外の活動、政府・地方自治体などへの働きかけを通じて連合の求める政策・制度の実現をはかる。
- (b) 連合は、政策・制度実現の取り組みに際しては、政党、市民グループや諸団体などとも連携を強めて、世論喚起、大衆行動を行う。
- (c) 連合は、政策実現に関わる政治・選挙活動支援を行う際、法令遵守はもちろん社会通念上も節度を持った活動支援を行う。
- (d) 組合員は、連合の政策実現に関わる政治活動への関心を自主的に高め、日頃から政治活動に関わるよう努める。

③政党および政治家との関係

- (a) 連合は、「働くことを軸とする安心社会」を築くために、労働組合と連携して活動することができる政党および政治家に対して、活動支援・協力を行う。
- (b) 連合は、政党の理念や綱領に掲げるめざすべき社会像、さらには国の基本政策において進むべき方向性を共有する政党を支援する。
- (c) 連合は、政策協定を結んだ政党・政治家に対して、日々の政治活動において、労働者の視点に立って、政策の実現をめざしていくことを求める。
- (d) 構成組織は、連合の政治理念や政策、さらにそれぞれの組織の掲げる政策に理解を示し、その実現に向けて協働できる政党および政治家との連携を強化する。
- (e) 地方連合会は、連合の政治理念や政策を共有し、さらにそれぞれの地域の抱える課題の解決に向けて協働できる政党および政治家との連携を強化する。

以 上

※憲法調査会

国会法の一部改正により、2007年8月7日に両議院に後継組織（憲法審査会）が設置されたことに伴い廃止された。

1-2 (附則) 政治・選挙活動方針

1 政治・選挙活動の基本方針

連合は、「働くことを軸とする安心社会」の実現と労働者や国民の立場を踏まえた生活者優先の政治への転換をめざし、連合の求める政治を実現する中で労働組合としての役割を果たす立場で政治・選挙活動に取り組む。また、政治・選挙活動を行うにあたっては、法令を遵守して取り組む。

2 推薦要綱

(1) 推薦の範囲

- (a) 国政選挙の参議院議員選挙、衆議院議員選挙ならびに都道府県・政令指定都市の首長選挙における候補者については、連合本部が推薦を決定する。
- (b) 上記選挙以外は、地方連合会が候補者の推薦を決定する。

(2) 推薦基準

- (a) 連合の政治理念や政策の基本的考え方を共有し、その実現に向けて協働する立場で活動してきた候補者、または活動しうると判断できる候補者を選択する。
- (b) 人格、識見、行動が、連合の推薦候補者としてふさわしいと判断される候補者を選択する。
- (c) 推薦にあたっては、政策協定を締結する候補者であることを要件とする。
- (d) 都道府県・政令指定都市の首長選挙については、個人の政治姿勢が強く影響し、また権限が集中するため長期政権の場合には弊害が生じやすいことなどを考慮して、別途「知事（政令市長）選挙の候補者推薦の考え方」（別記）として示す。

(3) 推薦手続き等

- (a) 地方連合会からの推薦手続きについては、地方連合会で候補者の推薦を決定した後、連合政治センターへ申請する。連合政治センターは、地方連合会の推薦申請に基づき確認を行い、中央執行委員会で決定する。
- (b) 構成組織・擁立候補の推薦手続きについては、構成組織で組織内候補者の推薦を決定した後、連合政治センターに申請する。連合政治センターは、構成組織の推薦申請に基づき確認を行い、中央執行委員会で決定する。

(4) その他

本「推薦要項」の規程にない場合の推薦は、連合政治センターが当該組織と調整を行い、中央執行委員会で決定する。

別記 知事（政令市長）選挙の候補者推薦の考え方

- (1) 長期政権の弊害を防ぐ観点から、同一候補の推薦は原則 3 期 12 年とする。
- (2) 推薦する候補者の年齢は原則 70 歳未満とする。

Chapter

2

労働組合と 政治活動

.....

なぜ労働組合が政治活動をするのでしょうか。理由は、労働組合の目的を実現するためには、社会全体のあり方を考え、あるべき姿に変えていくことが必要だからです。連合は働く仲間とその家族の真の「ゆとり・豊かさ」の実現を目的に政治活動に取り組んでいます。

.....

2-1 労働組合と政治活動

労働組合の目的は、組合員の雇用を守り、賃金・労働条件を向上させることにあります。しかし、職場の中で労働諸条件の維持向上に取り組むだけでは、私たちのくらしは決してよくなりません。税や社会保障の問題など、世の中には労使だけでは解決できない課題も多く、政治に無関心な人であっても、政治と無関係でいられる人はいません。

例えば、賃金や労働条件は企業・団体の業績に大きく左右されますが、業績や株価は、その時々々の国の政策や予算の配分にも影響されます。また、グローバル化が進んだ今、世界の情勢が業績に与えることも少なくはなく、外交問題さえも私たちの日常生活と密接に関わっているのが現実です。

さらに、労働組合としての社会的責任を果たすことも重要です。

地球環境の問題は年々深刻度を増していますし、子どもの教育や老後の生活、医療・介護の問題など、私たちの身の周りにもさまざまな心配事が存在しています。加えて、昨今頻発する甚大な自然災害に対しても、政治による迅速な復旧・復興策が不可欠であり、私たちは、あらためて政治との関わりを真剣に考えていく必要があります。

今、日本社会は、人口減少と少子高齢化が急速に進んでいます。また、東京への過度な一極集中の是正や地域の活性化も待ったなしの課題であり、日本全体が将来にわたって活力を失わず、持続可能な社会として存在しようとするならば、政治の責任として中長期的なビジョンを打ち出すことも必要です。

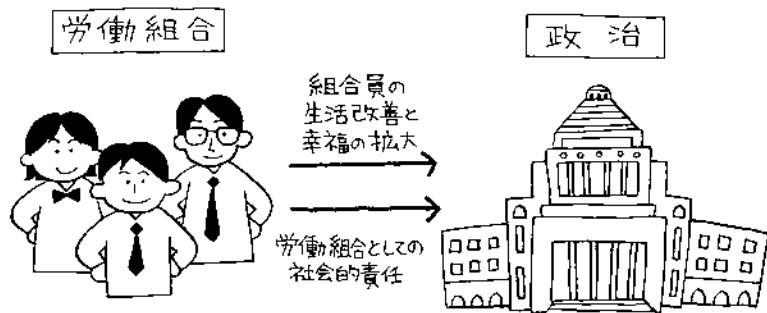
同時に、私たち一人ひとりが主権者であることを自覚しなければなりません。よりよい家庭や職場をつくっていくために努力するのと同じように、主権者として政治に積極的に関わり、理想の国や社会をつくっていくために努力し続けることが大切です。

組合員は、労働者であると同時に、国民であり、地方自治体・地域社会を

構成する市民でもあります。国民・市民である組合員と同じ政治的課題を共有し、ともに歩んでいくことは労働組合として自然なことです。

労働組合が政治活動を行うことは、1968年の最高裁の判決（三井美唄炭鉱労組事件）の中で「現実の政治・経済・社会機構のもとで、労働者とその経済的地位の向上を図るにあたっては、単に対使用者との交渉に求めても十分にその目的を達成することは出来ず、労働組合がその目的を達成するに必要な政治活動・社会活動を行うことを妨げるものではない」としているように、合憲として認められています。

かつてのように、企業内で賃金要求をするだけの運動には限界があります。組合員の要求に応えるためにも、積極的に政治活動に取り組みましょう。



2-2 労働組合の政治活動・選挙運動

労働組合の政治活動というと「選挙運動」を思い起こす人が多いかもしれませんが、しかし、政治活動と選挙運動はイコールではありません。政治活動の大きな柱の一つに選挙運動があるのは事実ですが、その他にも、政策を立案して実現する活動、政治学習活動、組織を充実・強化する活動などがあります。

「政策実現活動」は、労働者・国民の立場に立って政策を立案し、国会や地方議会を通してその実現をはかる活動です。また、審議会などに代表を派遣し、立法過程や行政機関に私たちの意見反映をはかる取り組みも重要な政策実現活動の一つと言えるでしょう。

「政治学習活動」は、組合員に政治活動の重要性を理解してもらい、選挙運動などの取り組みに参加してもらうための活動です。「なぜ政治活動に取り組むのか」「連合の取り組みはどうなっているのか」…。単組・構成組織・ナショナルセンターの各組織で、さまざまなテーマに関して継続的に政治学習活動を行うことが、充実した政治活動の基盤になります。

「選挙運動」は、文字どおり選挙に関する取り組みであり、私たちの意見を反映させ、私たちの政策の実現をはかるために組織内外の候補者を推薦し、さまざまな支援活動を行って、当選させる活動です。

具体的には、衆・参の国政選挙、地方公共団体の首長選挙や地方議会議員の選挙が行われる際の推薦候補者当選のための活動などが該当します。

活 動	主な活動内容
政策実現活動	政策立案、政策・制度要求、審議会への参加など
政治学習活動	各組織での政治研修会・講演会の開催など
組織強化活動	政治活動・選挙運動を通じた組織の活性化・強化
選挙運動	各議会・首長選挙での推薦候補者当選に向けた取り組み

2-3 労働組合と政党の関係

労働組合と政党は、その目的が違います。政党の目的は、「自分たちの政治理念や政策を実現するために政権を獲得すること」にあります。一方、労働組合の目的は、「政治の諸課題の解決を求め、働く者の生活を高めること」にあります。したがって、労働組合の政治活動は、労働運動の一環として行うものであり、当然ながら政党の活動とは異なります。

連合の政治方針では、「連合は、政府、政党などとは異なる自主的組織としての主体性を堅持しつつ、目的と政策を共有する政党および政治家と協力して、労働者とその家族の労働と生活環境の改善をはかり、真の『ゆとり・豊かさ』を実現する」としていますが、私たちは、議会制民主主義^{*P22}の中で、議会を通じて政治課題を解決します。したがって、政党との関係も重要です。私たち労働組合と考え方や方針を共有できる政党とは、相互不介入の立場を原則として支持・協力関係を持ちます。それも、単に政党を支持し協力するだけでなく、私たちと考え方や方針を共有できる政党であるならば、その政党の支持基盤をより強固にし、拡大するための努力をしていくことも必要です。

一方で、個人の自由と民主主義を尊重する立場から、独裁や全体主義^{*P22}には毅然とした態度で臨みます。これらは、議会制民主主義や私たちがめざす社会とは対立する概念だからです。1989（平成元）年に連合が結成された時に採択した「綱領」の中でも、「われわれは、労働組合の主体性の堅持につとめ、外部からのあらゆる支配介入を排除し、民主的で強固な組織の確立をはかる」と謳っています。

大切なのは、“どの政党が、連合のめざす社会を真剣に考え、ともに行動してくれるのか”ということをしかりと確認することです。また、基本的な理念や将来を築くビジョンを共有して、必要な政策・制度の改善をしていくための対等な協力関係を築く努力も必要です。

いずれにしても、私たちの政治課題を最も真剣に捉え、その解決に全力で

取り組んでくれる政党との協力関係を構築していくことが重要なのです。



議会制民主主義

国民（住民）が政治に参加し、みんなで話し合っものごとを決めるのが民主主義である。議会制民主主義は、国民（住民）から選ばれた代表者が議員となり、議会で話し合っ政治を行うことを言う。

全体主義

一つのグループが絶対的な政治権力を独占する政治体制で、個人の利益よりも全体の利益が優先され、そのもとに個人の生活全般にまで統制がおよぶ。一党独裁、独裁者の神格化、議会政治の否定、表現の自由への弾圧、軍・警察の強権、宣伝機関の独占、経済統制などを伴うことが多い。



Chapter

3

選挙の仕組み

.....

選挙運動を理解するためには、まず、選挙の仕組みを知っておく必要があります。選挙には、国政選挙（衆議院議員選挙・参議院議員選挙）と、地方（自治体）選挙（都道府県・市区町村の首長選挙および各議会議員選挙）があります。

.....

3-1 衆議院議員総選挙

衆議院議員総選挙は「小選挙区比例代表並立制」で、小選挙区選挙と比例代表選挙を同日に行います。小選挙区選挙では政党による候補者の届出を認め、比例代表との重複立候補^{* P29}も認められています。

小選挙区制の選挙は候補者名での投票で、1選挙区で1人だけ当選します。1名しか当選できないので、おのずと候補者も絞られがちです。わずか1票差でも落選者への投票はすべて死票となることから、選挙区トータルの得票率が拮抗していても獲得議席に大差がつくこともあり、その時の政治情勢によって多数党（多数の議席を占める党）の出現が容易で、他の制度に比べて政権交代が起こりやすいと言われます。

一方、比例代表制の選挙は政党名での投票となり、得票数に応じて各政党に当選者数が割り振られ、あらかじめ提出された名簿の上位から順に当選者が確定します（拘束名簿式）^{* P36}。なお、複数の重複立候補者を名簿に同じ順位で並べることも可能です。その場合には、小選挙区での得票がどれだけ当選者に迫ったかを示す「惜敗率」の高い順に復活当選しますが、得票率が供託物没収点^{* P94}（有効投票総数の10分の1）未満だった場合には当選資格を失うことになります。

小選挙区選挙では、候補者が選挙運動をするだけでなく、候補者届出政党^{*}も一定の選挙運動を行うことができます（選挙運動用自動車、選挙運動用通常はがき^{*}、ビラ、ポスター、新聞広告、政見放送、演説会等）。

比例代表選挙でも、衆議院名簿届出政党等^{*}が選挙区単位で自動車、ビラ、ポスター、新聞広告、政見放送、演説会等の選挙運動を行うことができます。

■**任 期**：4年（解散になると任期途中でも選挙を実施）

■**定 数**：465人（小選挙区289人、比例代表176人）

■**選挙運動期間**：公示から投票日の前日までの期間で少なくとも12日間

小選挙区選挙

選挙区：全国を 289 の小選挙区に分けて実施

定数：各選挙区の定数は 1

投票：候補者 1 人の氏名を記入

比例代表選挙

選挙区：全国を 11 の選挙区（ブロック）に分けて実施

定数：ブロックごとの人口に比例して定数を配分

投票：政党名を 1 つ記入



候補者届出政党

衆議院議員選挙は政党本位の選挙と位置づけられており、立候補の届出は政党による届出が原則とされている。届出を行うことができるのは、次のいずれかの要件を満たす**政党その他の政治団体**^{*P108}に限られる。

- ①国会議員が 5 人以上所属していること
- ②直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙で、有効得票総数の 2% 以上を得ていること

選挙運動用通常はがき^{*P130-132}（推薦はがき、法定はがき、公選はがき）

公職選挙法第 142 条 1 項の規定にもとづき、公職の候補者（衆議院の比例代表選出議員の候補者は除く）が当該選挙運動期間中に無料で差し出すことのできる通常はがきであり、選挙ごとに枚数の制限が決められている。

郵便はがきとして使用するため、日本郵便株式会社が定める私製はがきとしての規定を満たす必要がある。また、差し出しにあたっては、選挙事務所が指定された郵便局に持ち込む必要があり（複数回の差し出しが可能）、個人が直接ポストに投函することはできない。

なお、はがきの印刷費は自己負担（日本郵便株式会社が用意するはがきを使って差し出す場合はがき代は無料）となるが、郵便代は公費負担となる。

衆議院名簿届出政党等

衆議院比例代表選挙には、次のいずれかの要件を満たす政党その他の政治団体だけが、候補者名簿を届け出ることができる。

- ①国会議員が 5 人以上所属していること
 - ②直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙で、有効得票総数の 2% 以上を得ていること
 - ③名簿登載者の数が、当該選挙区の議員定数の 2 割以上であること
- また、小選挙区に届け出た候補者を比例代表選挙の名簿登載者とする（重複立候補）が認められている。

衆議院議員総選挙（小選挙区比例代表並立制）の投票方法

衆議院議員総選挙は、小選挙区選挙と比例代表選挙の2つからなります。
最高裁判所裁判官国民審査^{*}も同時に行われます。

①小選挙区選挙（投票用紙1枚目）

全国289の選挙区ごとに行われます。（参考P30～31コラム）

[投票] 候補者名を記載して投票します。



[結果] 得票数の最も多い候補者が当選人となります。

ただし、法定得票数^{**P34}に達する候補者がいない場合には再選挙が行われます。

②比例代表選挙（投票用紙2枚目）

全国11の選挙区（ブロック）ごとに行われます。

[投票] 政党名を記載して投票します。



[結果] 政党の得票数に基づいてドント式^{**P28}により各政党の当選人の数が決まり、あらかじめ各政党から提出されている順位をつけた名簿の上位から当選人となります（拘束名簿式^{**P36}）。

③最高裁判所裁判官国民審査（投票用紙3枚目）

[投票] 罷免したい裁判官がいれば×印を記載、いなければ何も記載せずに投票します。

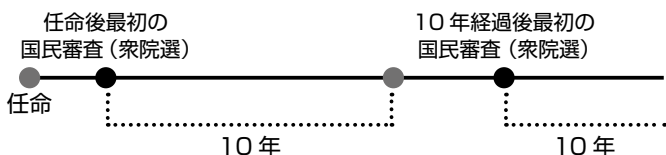


[結果] ×印の票の数が何も記載されていない票の数を超えたときに、その裁判官は罷免されます。

最高裁判所裁判官国民審査

最高裁判所裁判官国民審査は、最高裁判所の裁判官が、その職責にふさわしい者かどうかを国民が審査する制度です。

最高裁判所の裁判官は、任命された後に初めて行われる衆議院議員総選挙の投票日に国民審査を受け、この審査の日から10年経過後、最初の衆議院議員総選挙の投票日に再度審査を受けます。



投票権は衆議院議員選挙の選挙権と同じく18歳以上の日本国民で、衆議院議員総選挙の際に行われます。投票方法は、ふさわしくないと思う裁判官の氏名の上に×印を記入し、投票します。

×印の票の数が何も記載されていない票の数を超えたときに、その裁判官は罷免されます（×の記号以外の事項を記載した場合には、その記載は無効になります）。ただし、総投票数が選挙人名簿登録者数の100分の1に達しないときは罷免されません。

〈例〉

罷免させたい裁判官の名前の上に×を記入し投票する

×		
連合太郎	組合花子	政治次郎



裁判官	×印が書かれた票	何も書かれなかった票
連合太郎	5万票	1495万票
組合花子	740万票	760万票
政治次郎	800万票	700万票

罷免

ドント式

ドント式とは、選挙での各政党比例代表の総得票数を1から順に自然数で割り、その商の大きい順に定員数まで議席を割り当てる方式です（ベルギーの法学者ビクトル・ドントが考案）。日本の選挙では衆議院と参議院の比例代表選挙に用いられています。

〈例〉

A党、B党、C党が候補者名簿を提出し、定数6の選挙とする。

ドント式とは、次のような方法で各政党に議席を配分する。

- 1) 各政党の比例代表の総得票数を、1、2、3と自然数で割っていく。
- 2) 割った商が大きい順に①～⑥まで番号をふる。
- 3) 下表のように、それぞれA党3人、B党2人、C党1人の議席が配分される。

	A党	B党	C党
総得票数	1,500	1,200	900
総得票数 ÷ 1	1,500 ①	1,200 ②	900 ③
総得票数 ÷ 2	750 ④	600 ⑤	450
総得票数 ÷ 3	500 ⑥	400	300
当選者数	3人	2人	1人

「公示」と「告示」の違い

選挙は「公示」あるいは「告示」により、その期日が告知されます。「公示」「告示」のどちらも「公の機関などが広く一般に知らせること」を意味しますが、選挙ではその種類によって使い方が変わります。具体的には、衆議院議員総選挙と参議院議員通常選挙は「公示」、それ以外の選挙では「告示」が使われます。

日本国憲法第7条（天皇の国事行為）には、「国会議員の総選挙の施行を公示すること」が定められており、公示日当日の官報には天皇の詔書が掲載されます。一方、地方公共団体の首長選挙や議会議員の選挙では、公職選挙法により選挙管理委員会が選挙期日を告示することになっています。なお、国政選挙であっても補欠選挙および再選挙は天皇の国事行為ではありませんので、公示ではなく選挙管理委員会が告示することになります。

ちょうふく 重複立候補

衆議院議員総選挙の小選挙区に政党から立候補した者は、比例代表の名簿にも名前を載せることができ、これを重複立候補といいます。

比例代表の名簿では、同じ順位に複数の重複立候補者を載せることもでき、同じ順位の中で当選者は次のように選ばれます。

- ①小選挙区で当選した者を除く。
- ②小選挙区で供託物没収点（有効投票総数の10分の1）未満だった者を除く。
- ③小選挙区の惜敗率の高い人から当選を決める。

惜敗率とは、「自分の得票数÷選挙区の当選者の得票数」のことで、当選者にどこまで迫ったかを示す数字です。たとえば、当選者の4万票に対して、A候補が2万票を獲得した場合には、A候補の惜敗率は50%になります。政党の比例代表の獲得議席数によっては、小選挙区で落選しても、重複立候補により比例代表で復活当選することができます。

なお、比例単独候補同士や比例単独候補と重複候補は同順位にはできません。

〈例〉

名簿順	A党	名簿順	B党	名簿順	C党
	比例代表獲得議席3		比例代表獲得議席2		比例代表獲得議席1
1	田山 A 子 (重複) (小選挙区当選)	1	高石 F 樹 (比例単独) 当	1	吉田 K 子 (重複) 惜敗率 60% 当
1	川井 B 郎 (重複) (小選挙区当選)	2	小橋 G 子 (重複) (小選挙区当選)	1	野村 L 夫 (重複) 惜敗率 55%
1	山藤 C 代 (重複) 惜敗率 90% 当	2	松島 H 子 (重複) 惜敗率 50% 当	1	長谷川 M 美 (重複) 惜敗率 50%
1	谷中 D 治 (重複) 惜敗率 80% 当	2	丸沢 I 夫 (重複) 惜敗率 40%	2	岡水 N 三 (比例単独)
1	藤原 E 子 (重複) 惜敗率 70% 当	2	長塚 J 子 (重複) 惜敗率 30%	3	斉木 O 助 (比例単独)

衆議院議員選挙制度の改正 (一票の格差是正とアダムズ方式)

2016年5月、「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律」が成立しました。これは、最高裁判決や衆議院選挙制度に関する調査会の答申を踏まえ、衆議院議員の定数を削減(475→465議席)するとともに、選挙区における一票の格差是正について、2020年の国勢調査以降、その結果に基づき、各都道府県の小選挙区の数を「アダムズ方式」により配分すること等を決めたものです。

衆議院小選挙区の区割りとは、これまで「一人別枠方式」といい、まず47都道府県にそれぞれ1人を振り分け、残りを人口比率によって配分する方式でした。しかし、選挙のたびに「一票の格差」が各地で提訴され、しばしば最高裁から「違憲」「違憲状態」との判断が示され、許容範囲は格差2倍未満と指摘されてきたことから、改革が急務となっていました。

アダムズ方式とは、米国の第6代大統領アダムズが考案したとされる議員定数の配分方法の一つです。一人別枠方式と比べて人口比をより反映しやすい計算方法といわれます。比例性のある配分方式のなかで、議席の増減変動が小さく、一定程度将来にわたって有効に機能しうることなどが採用の決め手となりました。

計算方法は、都道府県の人口を「一定の数値」で割り、商の小数点以下を切り上げた値をそれぞれの定数とし、各定数の合計が小選挙区の総定数と一致するように除数(割る数値)を調整する方式です。

例えば、総定数を5とし、人口65万人と35万人の2県に割り振る場合、仮に人口を「20万」で割ると、商はそれぞれ3.25と1.75となり、小数点を切り上げると4と2の合計6議席で定数5を上回ってしまいます。一方、割る数を「22万」にすると、2.95と1.59となり、切り上げると3と2の合計5議席で、総定数の5と一致することになります。アダムズ方式は、小数点以下を切り上げることから、すべての都道府県に議席が配分された上で、人口比をより正確に反映できる議席配分方法とされます。

これで一票の格差は一定程度是正されますが、一方で、都市部への人口集中がすすむと、都市と地方の議席数の差がますます大きくなるとともに、いづれ一票の格差を是正できなくなるのではないかとの懸念もあります。また、人口が集中する自治体は選挙区が分割され、行政区の一体性が損なわれるという声も聞きます。司法の判断である「投票価値の平等」は尊重しなければなりません、別の問題があることも考える必要があります。

なお、アダムズ方式による議席配分は2024年の第50回衆議院議員総選挙から導入されました。

〈アダムズ方式の計算例〉

前提条件

- ・ 議員の定数は5人
- ・ A県の人口は65万人、B県の人口は35万人

1 議席あたりの基準値が **20万**

A県	65万人 ÷	20万	=3.25	→繰上	4議席	合計6議席 予定より 1議席多い
B県	35万人 ÷	20万	=1.75	→繰上	2議席	

1 議席あたりの基準値が **22万**

A県	65万人 ÷	22万	=2.95	→繰上	3議席	合計5議席 予定通り
B県	35万人 ÷	22万	=1.59	→繰上	2議席	

3-2 参議院議員通常選挙

参議院議員の選挙制度は、選挙区選挙と比例代表選挙の2つに分けられます。選挙運動期間中、選挙区選挙は候補者中心の選挙運動となりますが、政党も確認団体^{※P62}を中心に政治活動に取り組むことができます。

比例代表選挙は、2001年の第19回参議院議員通常選挙から非拘束名簿式^{※P36}が採用され、投票は個人名と政党名の両方が認められていますが、それに加えて、2018年7月に成立した改正公職選挙法（P36～37コラム参照）により、政党が当選順位をあらかじめ定める「特定枠」が設けられました。

非拘束名簿式における当選者は、個人の得票数が多い順ですから、個人名による得票が当選のカギを握ります。

■**任期**：6年（3年に一度、定数の半数を改選）

■**定数**：248人（選挙区148人、比例代表100人）

※1回の選挙あたりの改選数：124人（選挙区74人、比例代表50人）

■**選挙運動期間**：公示から投票日の前日までの期間で少なくとも17日間

選挙区選挙

選挙区：基本的に各都道府県を一選挙区として実施

（ただし、鳥取県・島根県、徳島県・高知県は2県で1つの選挙区）

定数：1回の選挙につき74

各都道府県で1～6の定数

投票：候補者1人の氏名を記入

比例代表選挙

選挙区：全国を1つの単位として実施

定数：1回の選挙につき50

投票：候補者名または政党名（参議院名簿届出政党等^{※P62}）のいずれかを記入

参議院議員通常選挙の投票方法

参議院議員通常選挙は、選挙区選挙と比例代表選挙の2つからなります。

①選挙区選挙（投票用紙1枚目）

原則、都道府県の区域（鳥取県・島根県、徳島県・高知県は2県で1つの選挙区）で行われます。

[投票] 候補者名を記載して投票します。



[結果] 各選挙区の定数にあわせて、得票数の最も多い候補者から順次当選人が決まります。ただし、法定得票数^{*P34}に達する候補者がいない場合には再選挙が行われます。

②比例代表選挙（投票用紙2枚目）

全国を1つの単位として行われます。政党その他の政治団体（参議院名簿届出政党等）は、名称・略称・所属する者等の氏名を記載した参議院名簿を選挙長^{*P37}に届け出ることにより、その名簿登載者を候補者とすることができます。このとき、候補者の一部を優先的に当選人となるべき候補者（特定枠の候補者）として、あらかじめ順位をつけて定めることができます。（P36～37コラム参照）

[投票] 候補者名または政党名のいずれかを記入して投票します。



- [結果] ① 政党の得票数（候補者名+政党名の得票の総数）に基づいてドント式^{*P28}により各政党の当選人の数が決まります（特定枠の候補者個人名を記載した投票は政党名票と見なされます）。
- ② 特定枠の候補者がいる場合は、政党の比例獲得議席数に応じて、あらかじめ特定枠内で定めた順位に従い、特定枠の候補者から順次当選人が決まっていきます。
- ③ 当選人の数が特定枠の候補者の数を上回る場合、もしくは特定枠の候補者がいない場合には、個人名での得票数が最も多い候補者から順次当選人となります。

〈例〉

A党 450万票		B党 310万票	
比例代表獲得議席 4		比例代表獲得議席 3	
当 飯山P子(個人名票 20万票)	特定枠 1位	当 竹本U子 70万票	
当 山村Q雄(個人名票 30万票)	特定枠 2位	当 山崎V太 60万票	
当 村中R文	110万票	当 大栄W郎	50万票
当 澤井S美	100万票	清水X雄	40万票
桂木T子	90万票	杉谷Y子	30万票
政党名の投票 100万票		政党名の投票 60万票	

※候補者名の右側の票数は候補者個人名による得票数

(特定枠候補者の個人名による得票数は「政党名の得票数」に算入されます)



法定得票数

公職選挙法(第95条)では、得票数が基準に達しなければ当選として認められないことになっており、その基準を法定得票数と称する。

衆議院小選挙区	有効得票総数 ÷ 6
衆議院比例代表	(なし)
参議院選挙区	有効得票総数 ÷ 議員定数 [*] ÷ 6
参議院比例代表	(なし)
地方公共団体の議会の議員	有効得票総数 ÷ 議員定数 [*] ÷ 4
地方公共団体の長	有効得票総数 ÷ 4

★議員定数

参議院選挙区においては、通常選挙における当該選挙区内の議員の定数(選挙すべき議員の数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を超える場合はその選挙すべき議員の数)。

地方公共団体の議会の議員においては、当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは、議員の定数)。

わたり規定について (公職選挙法第178条の3)

衆議院議員総選挙と参議院議員通常選挙には、選挙運動に関して「わたり規定」という制度があります。しかし、衆議院と参議院の選挙では少し違いがあります。

①衆議院議員総選挙——小選挙区から比例代表へのわたり

候補者または候補者届出政党が行う小選挙区選挙の選挙運動が、小選挙区選挙の選挙運動手段として認められている範囲内で、比例代表選挙の選挙運動にわたることを妨げるものでないとされています。

②衆議院議員総選挙——比例代表から小選挙区選挙へのわたり

候補者届出政党である名簿登載政党に限り、比例代表選挙の運動を主として行う中で、小選挙区選挙の選挙運動を従として行うことができます。

③参議院議員通常選挙でも、選挙区選挙の選挙運動を主として行う中で、比例代表選挙の選挙運動を従として行うことができます。

④参議院議員通常選挙では、比例代表の選挙運動が選挙区選挙の選挙運動にわたることを認めていません。ただし、比例代表候補者の演説会に選挙区候補者が「自身の演説」を行うことは出来ないが、応援弁士としては参加できます。

政治活動 Q&A

質問…衆議院議員総選挙で、小選挙区の候補者届出政党であるA政党の選挙運動用ポスターに、比例代表選挙では、名簿登載政党であるB政党への投票を依頼する文書を記載することはできますか？

回答…○：小選挙区選挙から比例代表選挙への「わたり」だからできます。

質問…衆議院議員総選挙において、A政党の比例選挙用の新聞広告に、同じ名簿届出政党であるB政党への投票を依頼する文章を記載することはできますか？

回答…×：比例代表選挙から比例代表選挙への「わたり」はできません。

質問…参議院議員通常選挙で、選挙区選挙のA候補者の個人演説会で、同じ政党の比例代表選挙のB候補者を呼んで、「比例代表選挙はBさんに投票してください」と言うことができますか？

回答…○：選挙区選挙から比例代表選挙への「わたり」だからできます。

参議院議員選挙制度に関する改正公職選挙法が成立

2018年7月18日に成立した改正公職選挙法により、参院の総定数は242(選挙区146、比例代表96)から248(選挙区148、比例代表100)になりました。

選挙区では、一票の格差を是正するために、二つの県を一つの選挙区にする「合区」を維持した上で、議員1人当たりの有権者数が最も多い埼玉県選挙区の定数を2増やす一方、比例代表においては定数を4増やすことに加えて、候補者が優先的に当選する「特定枠」を設けることができるようになりました(特定枠の活用は、その人数を含めて各政党の判断に委ねられます)。

この内容は2019年の第25回参議院議員通常選挙から適用されています。

こうした法改正が行われたのは、2015年改正の公職選挙法の付則に、「2019年の参議院議員通常選挙に向けて、一票の格差是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて検討を行い、必ず結論を得る」と明記されたことによるものです。最近では、2010年の参議院議員通常選挙での一票の格差について、2012年に最高裁判所が「違憲状態」と判断し、都道府県単位の区割りの見直しを求めたのをきっかけに、選挙区の定数を「4増4減」したのに続き、2014年に再び「違憲状態」とされたのを受けて、翌2015年には合区を2カ所に導入するなど「10増10減」を行っています。

参議院選挙における合区については、投票率の低下はもとより、「都道府県という単位の重要性の軽視」「合区によって一票の格差を解消し続けるこ



比例代表選挙における「拘束名簿式・非拘束名簿式」

比例代表選挙は、現在、衆議院議員総選挙で用いられている「拘束名簿式」と、参議院議員通常選挙で採用されている「非拘束名簿式」の2種類がある。

「拘束名簿式」は、あらかじめ政党側で候補者の当選順位を決めた名簿を確定しておく方法で、政党の獲得議席数に応じて名簿登録上位順に当選者が決定する。「拘束名簿式」による衆議院議員比例代表選挙の投票では、必ず政党名の記入が必要であり、候補者名を記入すると無効となる。

一方、「非拘束名簿式」にも候補者名簿はあるが、当選順位は決めず(参院選には一部「特定枠」あり)、各政党の当選議席数の中で、各候補者個人として得票数の最も多かった者から順に当選者が決定する。「非拘束名簿式」による参議院議員比例代表選挙の投票では、政党名および候補者名のいずれかの記入が可能である。

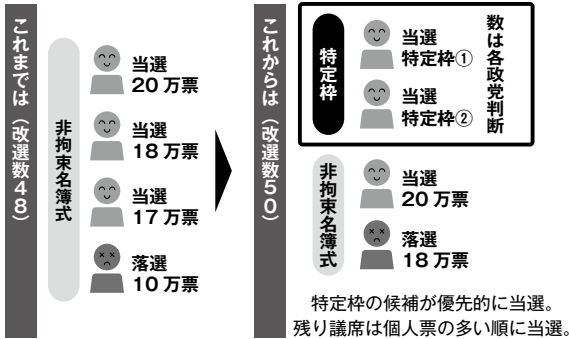
との持続性の欠如」「投票価値の平等のみを追求した弥縫策であり参議院不要論になりかねない消極的解決策」等の問題があります。

連合としては、過去の最高裁判例等を踏まえて、国会法や公選法を改正し、地方問題を審議する機能を参院に付与することで合区解消が可能と考えており、2019年に「都道府県という単位の政治的重要性に鑑み、参議院に地方の事情に精通した全国民の代表としての活動など、二院制のもとでの独自の役割を定めることによって解消する」との政策を策定しています。

なお、特定枠の候補には個人としての選挙運動が認められていません。また、個人名での得票は政党名での得票に算入されます。

2018年改正公職選挙法のポイント（3年ごとの改選）

■参議院比例代表の変更点



■参議院埼玉選挙区の変更点



選挙長

公職選挙法により、各選挙では、開票の結果を確認するなどしたうえで当選人を決定する選挙会が置かれることになっている。この選挙会に関する事務や立候補の届出の受理などを行う者を選挙長と呼び、その選挙の有権者の中から、その選挙を管理する選挙管理委員会によって選任される。

3-3 地方（自治体）選挙

地方（自治体）選挙は地方自治体の長（都道府県知事・市区町村長）および議会の議員（都道府県・市区町村議会議員）の選挙で、基本的には法律にもとづいて各自自治体がそれぞれに期日を定めて執行します。

「統一地方選挙」*は4年ごとに行われます。財政的な負担軽減や、効率的な選挙行政を行うために、投票日を全国で統一し、同じ日に実施する選挙であることから、「統一地方選挙」と呼びます。

- 任 期：4年（ただし、例外的にリコール*などで解散になると任期途中でも選挙を実施）
- 定 数：首長は各1
議会の議員は各自自治体の規模などによって異なる

■ 選挙運動期間：告示から投票日の前日までの期間は表のとおり

都道府県	知事選挙	17日間
	議員選挙	9日間
政令指定都市	市長選挙	14日間
	議員選挙	9日間
政令指定都市以外	市長選挙	7日間
	議員選挙	
特別区	区長選挙	7日間
	議員選挙	
町 村	町村長選挙	5日間
	議員選挙	

統一地方選挙と統一率

地方公共団体における議会の議員・首長の選挙は、その団体が自主的に期日を定めて執行するというのが原則ですが、特例を定める法律（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律）によって全国的に期日を統一して行うものを「統一地方選挙」と呼んでいます（統一する選挙の範囲は、原則として当年の3月1日～5月31日に任期満了となる地方公共団体の議会の議員・首長の選挙）。第2次世界大戦後、新しい地方自治制度が作られ、1947年4月に全地方公共団体で一斉に選挙が行われたのが第1回目となります。

地方公共団体の議会の議員・首長の任期は4年なので、それ以降任期の途中で議会の解散や首長の退職などがなければ、4年ごとに多くの団体が任期満了を迎えることとなります。これらの地方公共団体がバラバラに期日を定めて選挙を行うことになると、選挙事務が輻輳するとともに、有権者にも選挙運動をする者にも混乱を与えることとなりますが、期日を統一して行えば、国民の地方自治や地方選挙に対する関心を高め、選挙事務や費用の節減にもつながります。そこで、第2回目に当たる1951年以降も4年ごとに特例法をつくり、期日を統一して地方選挙が行われています。

なお、統一地方選の「統一率」（地方選挙の総数に対する統一地方選の際に実施される選挙数の割合）は、第1回が100%（沖縄など米軍統治下の地域を除く）でしたが、首長の任期途中で辞職や死亡、議会の解散、市町村合併、東日本大震災の影響などによって回を追うごとに低下し、2023年4月の第20回統一地方選挙での統一率は27.54%になっています（内訳は、知事選19.15%、都道府県議選87.23%、市区町村長選13.21%、市区町村議選40.49%）。



リコール

有権者が地方自治体の議会の解散、首長・議員の解職などを請求できる制度。解職請求権とも言う。有権者の3分の1以上^(注)の署名を集めて選挙管理委員会に請求できる。選挙管理委員会で署名の有効性が確認された後、住民投票が行われ、賛成投票が過半数となれば解散・解職となる。

(注) 有権者が40万人を超えるときは、40万を超える数の6分の1と40万の3分の1を合計した数以上、80万を超えるときは、80万を超える数の8分の1と40万の6分の1と40万の3分の1を合計した数以上。

国政・地方の補欠選挙

補欠選挙は議会における議員の欠員を補充するための選挙で、補選（ほせん）とも呼ばれます。公職選挙法第113条（補欠選挙及び増員選挙）に規定があり、当選者は前任者の残任期間を在任することになります。

■ 国政選挙

欠員の数が以下の人数に達した時に補欠選挙が実施されます（第113条）。

1. 衆議院小選挙区では1人
2. 参議院選挙区では、通常選挙における当該選挙区の定数の4分の1を超える時
3. 衆議院比例代表および参議院比例代表では、欠員が定数の4分の1を超える時
4. ただし、参議院議員について上記条件を満たさない場合でも、議員任期を異にする参議院の通常選挙が行われる場合（選挙区選出議員および比例代表選出議員）、または当該選挙区において議員任期を同じくする選挙区選出議員の再選挙が行われる場合（選挙区選出議員）には、選挙の公示（告示）前までに欠員があれば、その選挙と合併する形で補欠選挙を行う（合併選挙）

○ 実施日程

原則、補欠選挙を行う事由の生じた時期により、以下のスケジュールで行われます（第33条の2第2項）。

- ・ 9月16日～翌年3月15日（第1期間）に補欠選挙を行う事由が生じた場合：当該期間直後の4月第四日曜日に投票（統一地方選挙が実施される年は、統一選後半戦と同時に実施）。
- ・ 3月16日～同年9月15日（第2期間）に補欠選挙を行う事由が生じた場合：当該期間直後の10月第四日曜日に投票。

なお、衆議院議員の補欠選挙においては、参議院議員通常選挙の行われる年の第2期間の初日（3月16日）から公示直前の国会閉会前（参議院議員任期満了54日前まで国会が閉会になっている時は54日前）までに補欠選挙の事由が生じた時は、参議院選挙と同時に補欠選挙を行います（第33条の2第3項）。

また、参議院議員通常選挙が行われる年の3月16日から選挙公示の前日までに、非改選の参議院議員が欠員となったことで補欠選挙を行うべき事由が生

じた場合には、参議院選挙の当該選挙区の改選定数を増やして選挙を行います（第33条の2第4項）。その場合、当該選挙区における通常改選定数より下位で当選した者は、補欠選挙の当選者扱いとみなされ、任期期間は短くなります。ただし、以下の場合は補欠選挙を実施しません。

- ・ 議員任期が終わる6カ月前の日が属する期間（第1期間：9/16～3/15、第2期間3/16～9/15）の初日以降に実施事由が生じた場合。（第33条の2第6項）
- ・ 衆議院・参議院の選挙区で欠員が生じた時に、最下位当選者と同票を獲得し、くじ引きにより落選した候補者がいる場合（その候補者が繰り上げ当選）。（第97条第1項）
- ・ 参議院選挙区選出議員が当選後3カ月以内に欠員となった場合（当該選挙区において次点の法定得票数^{*P34}に到達した候補者が繰り上げ当選）。（第97条第2項）
- ・ 選挙無効訴訟で係争中の選挙または選挙区。（第33条の2第7項）

■ 地方議会選挙

欠員の数が以下の人数に達した時に補欠選挙が実施されます（第113条）。

1. 都道府県議会においては定員が複数の選挙区で2人以上の欠員が出た時、または定員が1人の選挙区で欠員が出た時。
2. 市区町村議会においては、欠員が定数の6分の1を超えた時。
3. ただし、上記条件を満たさない場合でも、都道府県知事（市区町村長）の選挙等が行われる場合、選挙の告示前（市区町村議の場合は選挙の告示の日前10日）までに欠員があれば、同時に補欠選挙が行われる。

○実施日程

補欠選挙を行うべき事由が発生した場合は50日以内に行われます（第34条）。ただし、以下の場合には補欠選挙を実施しません。

- ・ 任期満了の6カ月以内に欠員が生じた場合。（第34条の2）
- ・ 最下位当選者と同票を獲得し、くじ引きにより落選した候補者がいる場合（その候補者が繰り上げ当選）。（第97条第1項）
- ・ 選挙無効訴訟で係争中の選挙または選挙区。（第34条の3）
- ・ 当選後3カ月以内に欠員となった場合（参議院選挙区と同様、繰り上げ当選が優先）。（第97条第2項）
- ・ 知事や市区町村長の死亡・退職時は（第111条）、補欠選挙ではなく一般の選挙として行われる。（第34条）

3-4 選挙権と被選挙権

選挙権と被選挙権

選挙権…18歳になると、国民が自らの代表者を選ぶという、政治に参加するための最も基本的な権利が与えられます。これを選挙権といい、国民は主権者としてそれぞれが平等の権利を有するため、**普通選挙***が原則となります。

被選挙権…選挙に出て、国会議員や地方議員、知事や市区町村長など、自ら代表者になって政治を行うことができる資格ならびに権利を指します。

	選挙権	被選挙権
衆議院議員	満 18 歳以上の日本国民	満 25 歳以上の日本国民
参議院議員		満 30 歳以上の日本国民
都道府県知事	満 18 歳以上の日本国民であり、引き続き 3 カ月以上その都道府県内の同一の市区町村に住所のある者（引き続き 3 カ月以上その都道府県内の同一市区町村に住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続きその都道府県の区域に住所を有する者を含む）	満 30 歳以上の日本国民
都道府県議会議員		満 25 歳以上の日本国民で、その都道府県議会議員の選挙権を持っている者
市区町村長	満 18 歳以上の日本国民であり、引き続き 3 カ月以上その市区町村に住所のある者	満 25 歳以上の日本国民
市区町村議会議員		満 25 歳以上の日本国民で、その市区町村議会議員の選挙権を持っている者

★選挙権・被選挙権の資格年齢は、選挙期日（投票日）にその年齢に達していれば権利を有します。なお、「年齢計算に関する法律」によって、年齢は誕生日の前日の午後十二時に加算されますので、投票日の翌日が誕生日でその年齢に達する場合にも権利を有することになります。

選挙権・被選挙権の停止（公民権停止）

1. 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
2. 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行の免除*。ただし刑の執行猶予中の者を除く）
3. 公職にある間に犯した収賄罪（または斡旋利得罪）により実刑期間経過後5年間（被選挙権は10年間）を経過しない者。または刑の執行猶予中の者
4. 選挙に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者
5. 公職選挙法等に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者（実刑終了から5年間〈被選挙権は10年間〉を経過しない者）
6. 政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている者（禁錮以上の刑に処せられ、刑が執行猶予中の者。実刑満了から一定期間を経過しない者）



普通選挙

身分・性別・教育・信仰・財産・納税額などによって制限せず、一定の年齢に達した者全員が平等に選挙権・被選挙権を有する選挙制度。日本では、1925(大正14)年の選挙法改正で財産による差別がなくなり、1945年(昭和20)年の衆議院議員選挙法改正で女性に選挙権が与えられ、1946(昭和21)年から男女平等の普通選挙が実施された。

刑の執行の免除

有罪判決が確定した刑について、その執行が免除されることを言う。恩赦の一種として刑の言い渡しを受けた特定の者に対して行われるものや、刑法上の時効完成の効果としての刑の執行の免除がある。他にも、外国で刑の執行を受けた場合に国内での刑の執行の免除・減刑が認められており、このような場合も刑の執行の免除と言われる。

3-5 選挙人名簿

選挙権を持っていても、実際に投票するためには、市区町村の選挙管理委員会が管理する名簿に登録されていなければなりません。この名簿のことを「選挙人名簿」といいます。選挙人名簿は、すべての選挙に共通して使われます。これは、正しい選挙を円滑に行うための大切な制度です。

1 被登録資格

選挙人名簿に登録されるのは、その市区町村に住所を持つ満18歳以上の日本国民で、その住民票がつくられた日（他の市区町村からの転入者は転入届を出した日）から引き続き3か月以上、その市区町村の住民基本台帳に登録されている人です。

なお、国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず、住所の移動と選挙人名簿の登録基準日との関係で選挙人名簿に登録されず国政選挙の投票ができない者の救済を目的に、2016年2月に選挙人名簿の登録制度に関する公職選挙法が改正されました。これにより、例えば下記の場合でも、旧住所地において選挙人名簿への登録が行われるようになりました（同一都道府県内での住所移動時における当該都道府県議会議員・首長選挙の選挙権も同様）。

- ・旧住所地における住民票の登録期間が3か月以上である17歳の人が、転出直前に旧住所地において18歳となったが、新住所地における住民票登録期間が3か月未満である場合。（ケース1）※P46
- ・旧住所地における住民票の登録期間が3か月以上である18歳以上の人が、選挙人名簿に登録される前に転出をしてから4か月以内で、かつ新住所地における住民票の登録期間が3か月未満である場合。（ケース2）※P47

2 登録

選挙人名簿への登録は、毎年3月、6月、9月、12月（登録月）の各月1日現在の住民基本台帳の記録をもとに定期的（原則1日）に行われるとともに（定時登録）、選挙の公（告）示日の前日にも行われます（選挙時登録）。いったん登録されると、抹消されない限り永久に有効なため、名簿は「永久選挙人名簿」とも呼ばれます。

※海外在住の登録 日本国民で海外に住んでいる人も、「在外選挙人名簿」に登録すれば、国政選挙について、海外から投票できます（P56：「在外選挙制度」参照）。

3 閲覧

選挙人名簿は、常に選挙人の目に触れさせることで正確さを期せるよう、その抄本を閲覧できるように定められています。

具体的には、次のような場合に閲覧できます。

- (1) 選挙人名簿の登録の有無を確認するために閲覧する場合
- (2) 公職の候補者等、政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む）を行うために閲覧する場合
- (3) 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち、政治・選挙に関するものを実施するために閲覧する場合
なお、選挙期日の公（告）示日から投票日の5日後までの間は原則として閲覧できません。

※2016年の公職選挙法の一部改正により、縦覧制度（特定の期間だけ自由に見ることが出来る制度）は廃止され、個人情報保護等の観点から閲覧制度に一本化されました。

4 登録の抹消

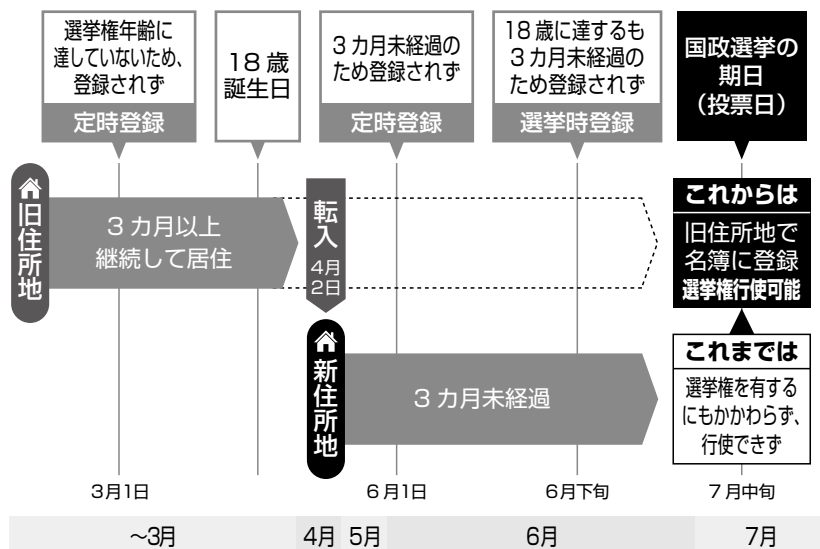
選挙人名簿に登録されている人が、次の事項にあてはまった時には名簿から抹消されます。

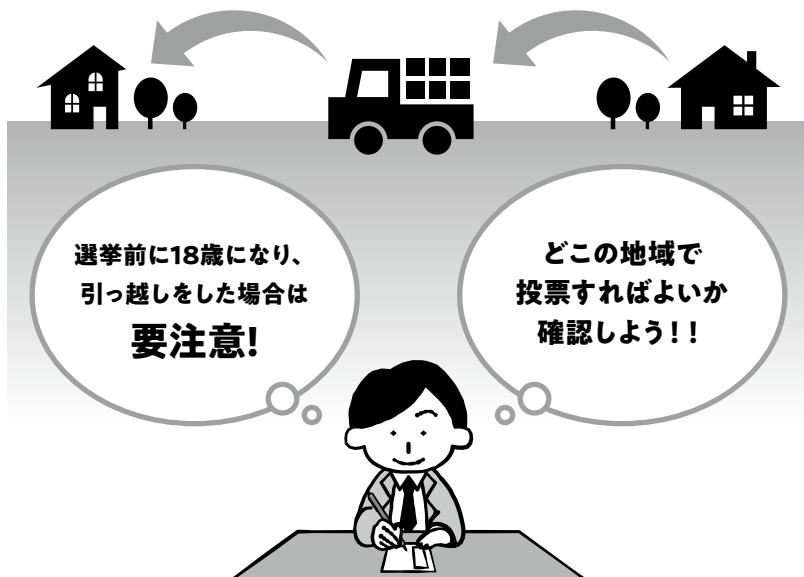
- (1) 死亡、または日本国籍を喪失したとき、ただちに抹消します。
- (2) 転出したときはすぐには抹消せず、転出したことを表示しておいて、転出日から4カ月を経過したときに抹消します。
- (3) 登録の際に、登録されるべき者でなかったとき、ただちに抹消します。

※選挙権を停止された人の場合は、抹消されるのではなく、その旨の表示がされます。選挙権を回復すれば、その表示は消されます。

選挙人名簿の登録制度の見直しについて（2016年6月施行）

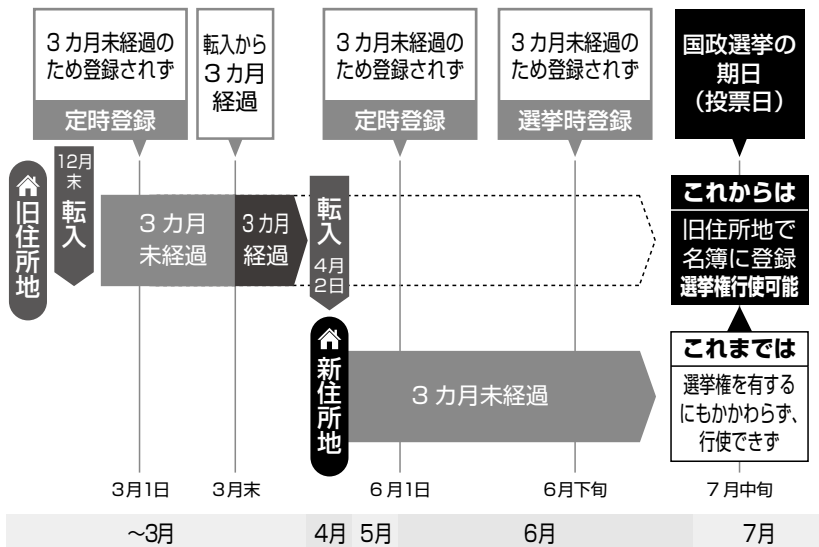
ケース1 3月に18歳となる者が、4月に転居し、7月の国政選挙の選挙時登録に間に合わないケース





ケース2

3カ月以上同一市町村に居住しているが、登録日のタイミングで新旧両住所地の選挙人名簿に登録されないケース



3-6 投票の仕組み

③投票用紙交付係

投票用紙をもらいます

②名簿対照係

選挙人名簿にのっている本人か
どうかの確認を受けます

※「身分証明書（運転免許証やパスポート
など）や口頭での応答による確認」



④投票記載台

決められた記載方法にしたがって
候補者などを記入します



決められた記載方法にしていなかったり、投票などは無効票となります

1. 所定の用紙を用いない場合
2. 候補者の氏名（★）以外を記入した場合
3. 候補者の氏名（★）に他事記載をした場合（ただし、候補者の職業、身分、住所または敬称の類、比例の場合は政党の代表者、本部所在地の類は有効とされる）

◆2001年12月に成立した「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」（2002年2月施行）により、地方自治体が条例で定めた場合には電子投票が可能となった。これを受けて、2002年6月に岡山県新見市の市長選・市議選で電子投票が初めて実施されて以降、2016年までに10団体25回を数えたものの、電子投票機器の貸出事業者撤退などにより、以後8年間にわ



投票所入場整理券

投票所入場整理券は、選挙期日の公(告)示後に郵送されます。選挙人に対し選挙があることを知らせるとともに、投票所で選挙人名簿の本人照合をスムーズに行うためのものです。

①受付

入場券を出して受付をします

※投票所入場整理券が届かない場合や、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば、投票所での本人確認の後、投票することができます。



受付

投票の流れ



事前に送られてくる
投票所入場整理券※を
持って投票所へ

入口

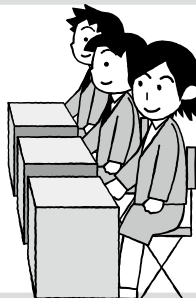
⑤投票箱

投函します



投票箱

投票立会人



投票管理者

出口

(公職選挙法第68条)。無効票の例として以下の事例があります。

4. 一枚の用紙に所定数(通常は一票)を超えて候補者の氏名(★)を記入した場合
 5. 候補者の氏名(★)を自書しない場合
 6. 候補者の氏名(★)を確認し難い場合(無記載の場合は白票)
- ★衆院比例代表の場合は「政党名」、参院比例代表の場合は「候補者名か政党名のどちらか」

たつて未実施となっていた。2024年12月に執行された大阪府四条畷市長選挙では、投票所でのタブレット端末による電子投票が導入されたが、投開票時間の短縮や開票所人員の減少などの効果の一方、システム関連費用の増大などの課題が挙げられている。

3-7 投票に行こう

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所において投票することを原則（投票当日投票所投票主義）としていますが、選挙期日に投票所に行けなくても投票することができます。投票制度には、選挙期日に投票に行けない、仕事や旅行などで住んでいる地域以外の場所に出かけている、海外に住んでいるなど、さまざまな状況を考慮した仕組みがあります。

1 選挙期日の投票所における投票

住んでいる地域によって決められている投票所で行います。投票時間は、原則として午前7時から午後8時までです。

投票所には、投票の事務を公正に行うために、市区町村選挙管理委員会が選任した投票管理者1名と投票立会人2～5名が配置されています。

投票所には、原則として投票所関係者と投票する人以外は入場できません。ただし、選挙人の同伴する子ども（幼児、児童、生徒その他の満18歳未満の者）や選挙人を介護する者等、選挙人とともに投票所に入ることにについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者は、住んでいる地域によって決められている投票所（または共通投票所^{*}）に入場することができます。



共通投票所

有権者の利便性向上を目的に、2016年の公職選挙法改正により設置が可能となった。通学区域など地域ごとに定められた従来の投票所のほかに、駅前や大型商業施設などに設置できる。その市区町村に住む有権者であれば誰でも投票が可能のため、投票率の向上が期待できる一方、二重投票防止の仕組み（有権者の投票状況把握のために各投票所をオンラインで接続）の構築に、コストやセキュリティー面での課題があり、第50回衆議院議員選挙（2024年10月）においては35市町村217カ所にとどまっている。

2 期日前投票制度

期日前投票制度は、投票日に仕事や旅行などの一定の予定のある方が、選挙期日前であっても選挙期日と同じ方法で投票を行うことができる制度です。つまり、投票用紙を直接投票箱に入れることができる仕組みです。

○対象となる投票

選挙人名簿登録地の市区町村で行う投票が対象となります。

○投票対象者

選挙期日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当することが見込まれる者です。投票の際には、「投票用紙等請求書兼宣誓書」に列挙されている事由の中から自分が該当するものを選択します。

- (事由)
- 1 学校の授業や仕事などの予定がある方
 - 2 レジャーや旅行などを計画している方
 - 3 病気や怪我、出産などで歩行が困難な方
 - 4 転出などにより他の市区町村に居住している方
 - 5 天災や悪天候により投票所に行くことが困難な方

○投票期間

公(告)示日の翌日から選挙期日の前日までの間。

○投票場所

各市区町村に1カ所以上設けられている「期日前投票所」。

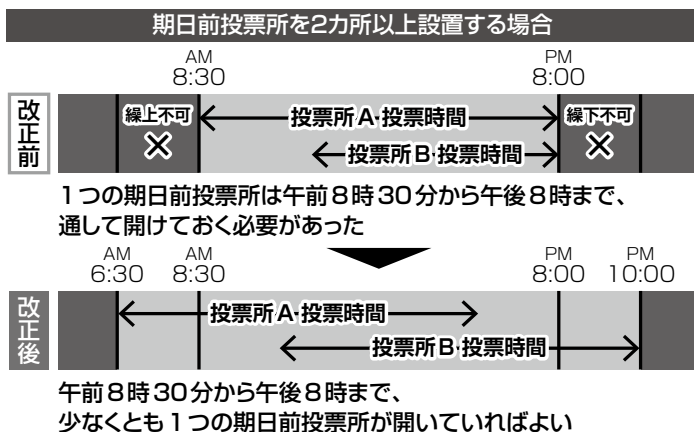
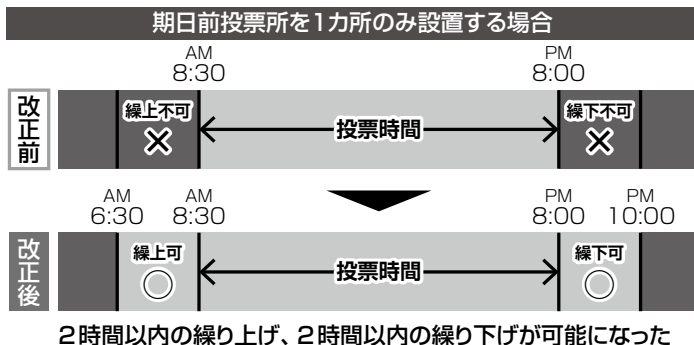
○投票時間

原則、午前8時30分から午後8時まで^(注)。

(注) 期日前投票の投票時間の弾力的な設定 (2016年改正公職選挙法)

期日前投票所は、各市区町村に1カ所以上設けられます。開設される期日前投票所が1カ所の場合には、所定の開設期間(公(告)示日の翌日から選挙期日の前日まで)としなければなりません。複数の投票所が設けられる場合には、開設期間は1カ所を除いて市区町村の選挙管理委員会が任意に定めることができます。また、投票時間については、開設される期日前投票所が1カ所の場合には、所定の投票時間(午前8時30分から午後8時まで)に対し、開所時間の2時間以内の繰り上げと開所時間の2時間以内の繰り下げの範囲内で、市区町村の選挙管理委員会が弾力的に定めることができます。複数の期日前投票所が設けられる場合には、いずれか1カ所以上の投票所が開いている場合に限り、所定の投票時間に対し、開

所時間・閉所時間それぞれの2時間以内の繰り上げ・繰り下げの範囲内で、市区町村の選挙管理委員会が弾力的に定めることができます。そのため、それぞれの期日前投票所によって投票期間や投票時間が異なってくる場合があります。一部の期日前投票所に異なる投票期間や投票時間が定められた場合には、告示がなされることになっています。



○投票手続き

基本的な手続きは選挙期日の投票所における手続きと同じです。投票所入場整理券が届いていれば持参します。投票用紙等請求書兼宣誓書に記入し提出します。

○選挙権認定の時期

選挙権の有無は、期日前投票を行う日に認定されます。したがって、期日前投票を行った後に、他市区町村への移転、死亡等の事由が発生して選挙権を失ったとしても、有効な投票として取り扱われます。

3 不在者投票制度

①不在者投票制度とは

不在者投票制度は、投票日に仕事や旅行など一定の予定のある方や、病院に入院している等で投票日に投票に行くことができない方が、選挙人名簿登録地以外の市区町村選挙管理委員会や病院・老人ホーム等で、選挙期日前に投票を行うことができる制度です。

②名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票

選挙期日には選挙権を有することになるが、選挙期日前において投票を行うおうとする日には未だ選挙権を有しない者（たとえば、選挙期日には18歳を迎えるが、選挙期日前においては未だ17歳であり選挙権を有しない者など）については、期日前投票ができないので、例外的に名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会において不在者投票をすることができます。

③名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

1. 名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に、「不在者投票請求書兼宣誓書」を持参するか郵送等で提出します（オンライン請求が可能な市区町村もあります）。FAXやEメールでは提出できません。請求書は選挙管理委員会にあるほか、総務省や選挙管理委員会のウェブサイトからダウンロードできます。
2. 名簿登録地の選挙管理委員会から、投票用紙・投票用封筒（外封筒・内封筒）・不在者投票証明書が送られてきます。不在者投票証明書は絶対に開封せず、また、投票用紙にも何も記入しないで下さい。
3. 公（告）示日の翌日以降、送られてきた書類を持って、滞在先の選挙管理委員会に行き、不在者投票を行います。

※滞在先で選挙が行われていない場合など、不在者投票のできる場所・日時は自治体によって異なりますので、事前に滞在先の選挙管理委員会に確認しておく必要があります。

1. 投票用紙の請求 (市区町村によってはオンラインで請求できます。)



不在者投票請求書兼宣誓書を
選挙管理委員会またはWEBから
入手



不在者投票請求書兼
宣誓書に必要事項を記入

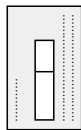


選挙管理委員会へ
郵送、または直接
持参。

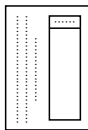
2. 郵送されてきた投票用紙の受け取り



投票用封筒
(内封筒と外封筒)



不在者投票
証明書



投票用紙

投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票
証明書、投票用紙が送られてきます。

不在者投票証明書は開封しないこと、お
よび投票用紙にあらかじめ記入しないこ
とに注意が必要です。

3. 行きやすい市区町村の選挙管理委員会で不在者投票



不在者
投票管理
者

不在者投票管理者に投票用紙
(あらかじめ記入しない)、投票
用封筒を提示すると共に、不
在者投票証明書の入っている
封筒を開封しないで提出する



記載場所で投票用紙に記入。
投票用紙を内封筒に入れ、さ
らにその内封筒を外封筒へ入
れ、外封筒の表側に選挙人(本
人)が署名する



不在者投票管理
者へ提出し投票
完了

④指定病院等における不在者投票

指定病院等に入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。

「指定病院等」とは、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院・老人ホーム等の施設で、その施設長(病院にあっては院長)が不在者投票管理者となります。投票用紙などは、病院長等を通じて請求することができ、投票は病院長等の管理する場所で行います。

また、指定病院等の不在者投票管理者には、市区町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち会わせる等、不在者投票の公正な実施を確保するための努力義務が課せられています。

⑤郵便等による不在者投票

身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている選挙人で特定の障害のある者、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の者は、あらかじめ市区町村選挙管理委員会に届け出て、自宅で投票し、郵便等で送る不在者投票をすることができます。

〈「郵便等投票証明書」の交付申請〉

あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を選挙管理委員会に申請します。この申請は、選挙に関係なく、いつでも受け付けています。申請後、選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」が郵送されてきますので、有効期限（通常7年間）まで大切に保管してください。

〈投票の手続き〉

郵送されてくる「投票用紙等請求書」（もしくは管轄の選挙管理委員会で購入）に必要事項を記入し、「郵便等投票証明書」を同封して選挙管理委員会に郵送します（投票日の4日前まで必着）。郵送されてきた投票用紙に記載し、所定の封筒に入れて封印・署名し、選挙管理委員会へ投票当日までに届くよう、必ず郵便で送り返します。郵便以外では受け付けされません（代理人が持参しても受け付けされません）。

〈郵便等による不在者投票における代理記載制度〉

郵便等による不在者投票の対象者のうち、自ら記載をすることができない者として定められた者（上肢、視覚の障害）は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

※ 2021年6月から、新型コロナウイルス感染症で「自宅療養」または「宿泊療養」している人も、一定の要件に該当する場合は郵便等による不在者投票ができるようになりました（特例郵便等投票）。これは「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」の成立によるものですが、2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更により本投票制度の対象者はいません（2025年2月現在）。

⑥国外における不在者投票

法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち、総務大臣により「特定国外派遣組織」として指定された組織に属する選挙人は、国外において不在者投票管理者（当該組織の長）の管理の下で投票を行うことができます。

⑦洋上投票

一定の業務や航行区域を持ち、日本国外の区域を航海する船舶（指定船舶）に乗船する船員のために、船舶からファックスによって投票できるのが「洋上投票」です。洋上投票には、ファックス投票用紙の交付を受けるなど、事前の手続きが必要です。また、洋上投票の対象は、衆議院議員総選挙および参議院議員通常選挙です。

4 在外選挙制度

在外選挙制度とは仕事や留学などで海外に住んでいる方が、国政選挙に投票できる制度です。日本国籍を持つ満18歳以上の有権者で、在外選挙人名簿に登録され「在外選挙人証」を持っている方が利用できます。

①在外選挙人名簿への登録の申請

出国時申請……出国前に国外への転出届を提出する際に市区町村の窓口で申請する

在外公館申請…出国後に居住している地域を管轄する日本大使館・総領事館（出張駐在官事務所を含む）に申請する。在留届の提出時など3カ月の住所要件を満たしていない時点においても登録申請ができる。

②投票の方法

在外公館で行う「在外公館投票」、郵便等によって行う「郵便等投票」のいずれかを選択できます。また、選挙の際に一時帰国した方や帰国後間もないため国内の選挙人名簿にまだ登録されていない方が行う「日本国内における投票」（期日前投票・不在者投票・投票所における投票）があります。

なお、「在外公館投票」の投票時間は、原則として現地時間の午前9時30分から午後5時までとなります。

③在外投票ができる期間

選挙期日の公（告）示日の翌日から各日本大使館・総領事館ごとに定められた日までとなります。

5 代理投票・点字投票

心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない場合、その選挙人本人の意思に基づき、補助者が変わって投票用紙に記載する「代理投票」の制度があります。代理投票の補助者は、投票事務に従事する者に限定されています。

目の不自由な方には、「点字投票」の制度があります。点字での投票を希望される方は、受け付けの際に、点字で投票したい旨を申し出れば、点字用の投票用紙が交付されます。

成年被後見人[※]の選挙権の回復

2013年5月に公職選挙法の一部が改正され、成年被後見人の方は選挙権・被選挙権を有することとなりました。

投票の際は、選挙人本人が投票したい候補者の氏名等を自ら投票用紙に記入するか、または代理投票の補助者（投票事務従事者）に伝え、補助者が意思確認した上で代わって記載するか、いずれかの方法によらなければ、選挙権はあっても投票することはできません。また、成年後見人の方や家族の方など、成年被後見人本人以外の方が代わって投票することもできません。

なお、この取扱いは、成年被後見人の方に限らず、認知症や知的障害のある方などについても同様となります（従来と同じ取扱い）。



成年被後見人

成年被後見人とは、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者で、家庭裁判所より後見開始の審判を受けたものをいいます（民法7条、8条）。「事理を弁識する能力を欠く常況にある」とは、法律行為の結果が自己にとって有利か不利かを判断することができない程度の判断能力であることが普段の状態であることをいいます（たまに判断能力が回復することがあってもかまいません）。成年被後見人には、家庭裁判所により成年後見人が付されます。

憲法改正国民投票

日本国憲法第96条では、憲法の改正は、国会で衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成を経た後、国民投票によって過半数の賛成を必要とすると定められています。

憲法改正国民投票とは、私たちが憲法改正に関して最終的な意思決定をするものであり、そのための具体的な手続きが「日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票法）」に定められています。

※詳細は、別冊の政治活動マニュアル「国民投票のしくみ」参照

国民投票の主な流れ

①憲法改正の国民への提案

国会議員により憲法改正案の原案が提案され、衆参各議院においてそれぞれ憲法審査会で審査されたのちに、本会議に付されます。両院それぞれの本会議にて3分の2以上の賛成で可決した場合、国会が憲法改正の発議を行い、国民に提案します。

- ・憲法改正の発議

内容において関連する事項ごとに区分して発議、国民に憲法改正案が提案されます。

- ・国民投票期日の決定

発議後60日から180日以内の期日が国会で決められます。

②広報周知・国民投票運動

- ・広報周知

各議院の議員から委員を10人ずつ選任し「国民投票広報協議会」が設置され、憲法改正案の内容や賛成意見及び反対意見などを掲載した国民投票公報の原稿や、投票記載所に掲示する憲法改正案要旨を作成するほか、テレビやラジオ、新聞などで憲法改正案等の広報を行います。

- ・国民投票運動

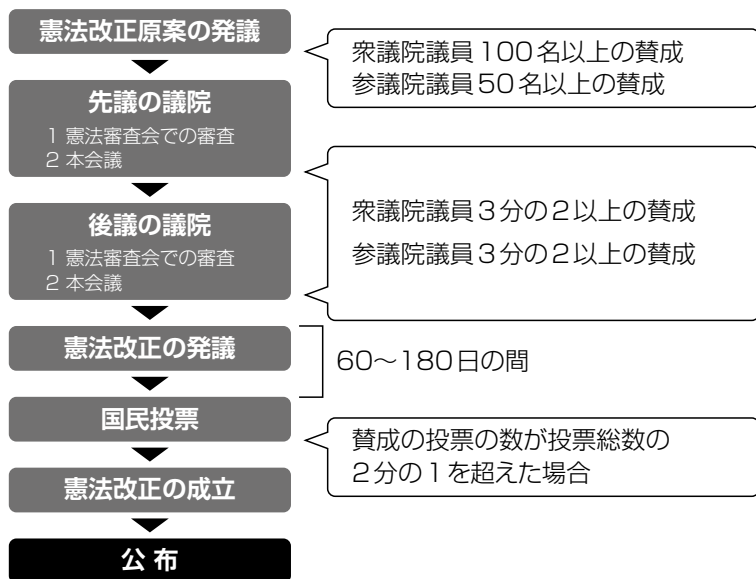
憲法改正案に対し、賛成または反対の投票をするよう、またはしないよう勧誘することを「国民投票運動」といいます。国民投票においては、投票が公正に行われるための必要最小限の規制が定められています。また、国民投票運動は、表現の自由等と密接に関連するため、国民投票運動に関する規制や罰則の適用は、これらの自由を不当に侵害することがないように留意することとされています。

③国民投票

満 18 歳以上の日本国民が投票権を有します。投票にあたっては、期日前投票（投票期日前 14 日から）や不在者投票、在外投票などが認められています。

投票は、憲法改正案ごとに一人一票となります（憲法を改正するところが複数ある場合、それぞれの改正案ごとに一人一票）。投票用紙に記載された賛成または反対の文字を○の記号で囲み、投票所の投票箱に投函します。

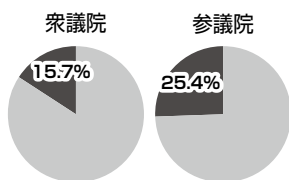
憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数の 2 分の 1 を超えた場合は、国民の承認があったものとなり、内閣総理大臣はただちに憲法改正の公布のための手続きをとることになっています。



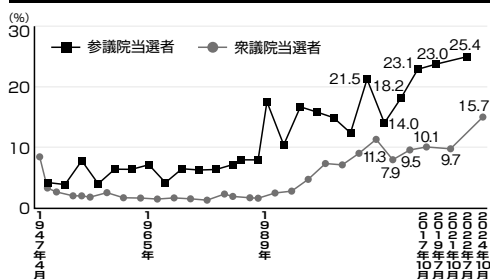
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

2018年5月、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行され、2021年6月にその一部が改正されました。この法律は議員立法により成立したもので、女性の声を政治により反映させて暮らしやすい社会にしていくため、衆議院・参議院および地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざす等を基本原則とし、必要な施策の策定および実施を国や自治体の責務としています。そのために、政党は男女の候補者数ができる限り均等となるよう目標設定し、国や自治体にも実態調査、啓発活動などの施策に自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

国会議員の女性議員比率



国政選挙の当選者に占める女性比率の推移



2024年11月時点 衆議院・参議院 HP より

内閣府 男女共同参画局「政治分野における男女共同参画の推進」より

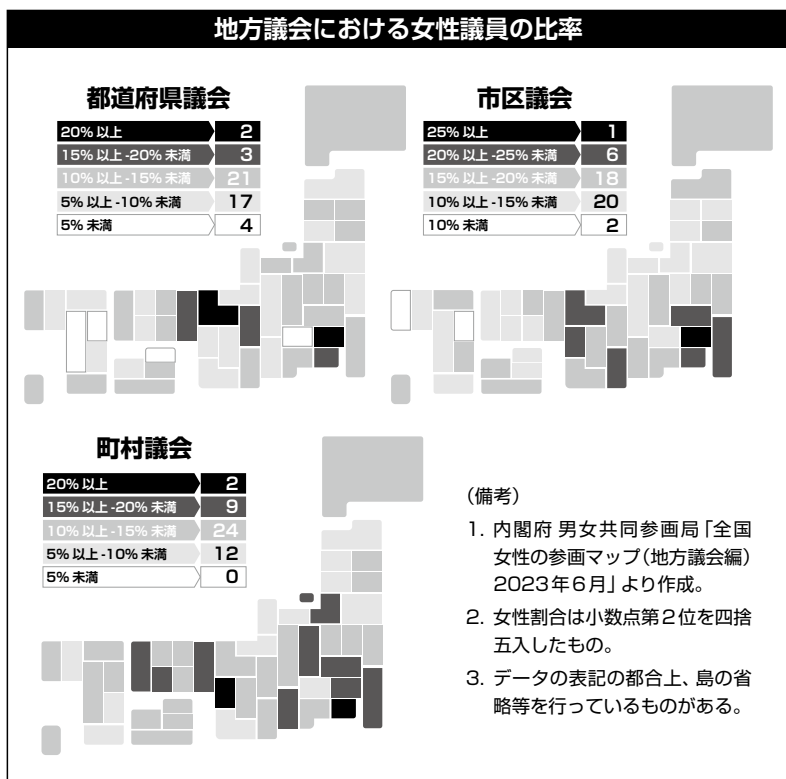
諸外国の女性国会議員比率

順位	国名	比率	順位	国名	比率
1	ルワンダ	61.3	66	米国	29.4
33	オーストラリア	38.4	95	中国	24.9
35	フランス	37.8	120	韓国	19.1
45	ドイツ	35.1	129	ブラジル	17.7
48	英国	34.5	140	インド	15.1
56	イタリア	32.3	164	日本	10.0
61	カナダ	30.7	181	カタール	4.4

列国議会同盟「Women in Politics : 2023」

列国議会同盟の2023年の調査によると、一院制の国もありますが、日本

の衆議院（下院）における女性国会議員比率は、186 カ国中 164 位で、G20 参加国の中で最下位です。世界の女性国会議員比率は 1995 年の 11.3% から 2023 年には 26.5% まで上昇しています。日本もこの間、同様に上昇していますが、諸外国と比して依然として低位にある状況が続いています。



地方議会での女性議員比率は、都道府県議会 11.8%、市区議会 18.1%、町村議会 12.2%です（内閣府 男女共同参画局「全国女性の参画マップ（地方議会編）2023年6月」）。都道府県議会の女性議長はわずか2名、市区町村の女性の議長も53名にとどまっています（総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査等」（2023年12月））。

民主政治の発展に資するためにも、政治分野における男女共同参画の推進は今後もよりいっそう進めていかなければなりません。



参議院名簿届出政党等

参議院比例代表選挙には、次のいずれかの要件をみたす政党その他の政治団体だけが、候補者名簿を届け出ることができる。

- ①所属国会議員 5 名以上
- ②直近の国政選挙において得票率 2% 以上
- ③全国を通じて候補者（選挙区＋比例代表）を 10 名以上有すること（当該政治団体が推薦する者を含む）

確認団体

市町村議会議員選挙（政令指定都市を除く）および町村長選挙以外の選挙運動期間中は、当該選挙区内での「政党その他の政治団体」による一定の政治活動（政談演説会・街頭政談演説の開催、ポスター・立札・看板等の掲示、ビラの頒布、自動車・拡声機を使用しての宣伝）が制限される。

この例外として、申請により「確認書」の交付を受けた政党・政治団体に対してのみ、一定の制約の下で政治活動を行うことが認められており、この「確認書」の交付を受けた政党・政治団体のことを一般に「確認団体」と呼ぶ。

現在、本制度の対象となっているのは、参議院議員選挙・都道府県議会議員選挙・政令指定都市議会議員選挙・都道府県知事選挙・市長選挙の 5 つとなっている。

確認書の交付を受けるためには、それぞれ必要な数の所属候補者・支援候補者を擁立した上で、参議院議員選挙については総務大臣に、その他の選挙については選挙管理委員会に申請を行う必要がある。

■ 確認団体となるための要件

選挙の種類	必要な所属候補者・支援候補者数
参議院議員通常選挙	参議院名簿届出政党等であること。または全国を通じて所属候補者 10 名以上を有すること
都道府県議会議員選挙 政令指定都市議会議員選挙	所属候補者 3 名以上を有すること
上記 3 種の選挙に関する再選挙・補欠選挙・増員選挙	所属候補者 1 名以上を有すること
都道府県知事選挙 市長選挙 特別区の区長選挙	所属候補者または支援候補者 1 名以上を有すること

政党公認候補と無所属候補ができる主な選挙運動の違い

■ 衆議院小選挙区選挙の場合

無所属・諸派候補はAのみ。政党公認候補はA+B。

	選挙区候補者 (A)	候補者届出政党 (B)
選挙事務所	1カ所 (ただし、政令で3カ所まで可)	候補者を届け出た選挙区ごとに1カ所 (ただし、政令で3カ所まで可)
自動車・拡声機	1台・1組 車種制限あり	自動車は候補者を届け出た都道府県において1台。ただし、届出候補者数3人をを超える10人ごとに1台追加。車種制限なし
ポスター	公営ポスター掲示場ごとに1枚	候補者を届け出た都道府県において、1千枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じて得た枚数以内。ただし、小選挙区ごとに1千枚を超えてはならない
ビラ	2種類。7万枚以下 都道府県選管が交付する証紙を貼付	候補者を届け出た都道府県において、4万枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じて得た枚数以内。ただし、小選挙区ごとに4万枚を超えてはならない 種類制限なし 都道府県選管が交付する証紙を貼付
はがき	3万5千枚以内	候補者を届け出た都道府県において、2万枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じて得た枚数以内
政見放送	なし	NHKおよび民放のテレビ・ラジオ
演説会	回数制限なし (同時開催は5カ所以内。プレート付看板の掲示が必要)	回数制限なし (同時開催は小選挙区ごとに2カ所。プレート付看板の掲示が必要)
街頭演説	演説者がその場にとどまり、都道府県選管から交付された標旗 (1本交付) を掲げて実施 選挙運動員数は候補者1人につき15人以内	停止した候補者届出政党の車上およびその周囲で実施 選挙運動員数は制限なし
選挙費用	法定限度以内 (選挙運動収支報告書で報告)	制限なし (政党支部等の政党の収支報告書 (翌年提出) で報告)

政党公認候補と無所属候補ができる主な選挙運動の違い

参議院選挙区選挙の場合

無所属・諸派候補はAのみ。政党公認候補はA+B。

	選挙区候補者 (A)	確認団体 (政党) (B)
選挙事務所	1カ所 (ただし、政令で4カ所まで可)	確認団体の政治活動用事務所は設置可
自動車・拡声機	1台・1組 車種制限あり	政治活動用自動車 (確認車)。6台+ (所属候補者数-10) ÷ 5台。車種制限なし
ポスター	個人ポスターを掲示場ごとに1枚	確認団体 (政党) ポスター 7万枚+ (所属候補者数-10) ÷ 5 × 5千枚
ビラ	2種類 10万枚+ (小選挙区数-1) × 1万5千枚 最大30万枚 都道府県選管が交付する証紙を貼付	確認団体ビラ (政策ビラ) 3種類以内 枚数制限なし 総務大臣への届出が必要
はがき	3万5千枚+ (小選挙区-1) × 2千5百枚)	なし
政見放送	NHKおよび一般放送事業者により概ねテレビ5回、ラジオ3回 (無所属候補は持ち込みビデオ不可)	純粋な政治活動 (政策CM) として利用可。ただし、選挙および候補者に関することは収録不可
演説会	個人演説会 回数制限なし (同時開催は5カ所以内。プレート付看板の掲示が必要)	政談演説会 回数制限あり (小選挙区ごとに1回) 選挙運動のための演説も可
街頭演説	街頭演説 演説者がその場にとどまり、都道府県選管から交付された標旗 (1本交付) を掲げて実施 選挙運動員数は候補者1人につき15人以内	街頭政談演説 停止した確認車の車上およびその周囲で実施 選挙運動のための演説も可 運動員数は制限なし
選挙費用	法定限度以内 (選挙運動収支報告書で報告)	政治活動なので制限なし (確認団体の収支報告書 (翌年提出) で報告)

Chapter

4

公職選挙法の 理解

.....

選挙は、国または地方自治体の代表者を選ぶ大切な手続きです。そのため、選挙を実施する際のさまざまな事柄は「公職選挙法」で定められています。

.....

4-1 公職選挙法

公職選挙法は、国会議員（衆議院議員、参議院議員）・首長・地方議員の選挙の実施に関する基本的ルールを定めた法律です。ルールである以上、やってよいことと、やってはいけないことが記載されています。また、そのルールは立候補後の選挙運動にとどまらず、立候補前の活動に対してもいくつかの規制を設けており、選挙に向けた活動に携わる際には十分な注意が必要です。

具体的には、公職選挙法の原則、選挙管理機構の組織と権限、選挙権および被選挙権、選挙区、選挙人名簿、選挙期日、投票、開票、公職の候補者、当選人、選挙運動、選挙訴訟、罰則などが記載され、第1章～第17章の275条からなっています。

選挙運動に取り組む人にとっては、第13章「選挙運動」や第14章「選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附」、第16章「罰則」などの規定について十分理解しておくことが必要です。特に、選挙運動をめぐる違反行為によって罰せられたり、「連座制」（P100～103）によって議員本人が直接違反していなくても、当選が無効になるケースもあるため、十分な注意が必要です。

2015年6月、公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満20歳から満18歳に引き下げられました。選挙権年齢が引き下げられたからといって、政治活動や選挙運動のあり方が変わるわけではありません。ただし、満18歳以上になったことで、一部の高校生が有権者となり、政治活動・選挙運動を行うケースが想定されるため、選挙運動に対する一定の配慮が必要となります。とりわけ、同じクラスであっても18歳の生徒は選挙運動ができ、18歳に満たない生徒は選挙運動ができない、といった状況が想定されることから、違法な選挙運動をさせないよう注意が必要です。

公職選挙法上の政治活動と 選挙運動の違い

公職選挙法では、「政治活動」と「選挙運動」とを区別しています。

「政治活動」…政党その他の政治団体等がその政策の普及宣伝、党勢拡大、政治啓発等を行うこと

「選挙運動」…特定の選挙につき特定の候補者を当選させるために他者に働きかける行為

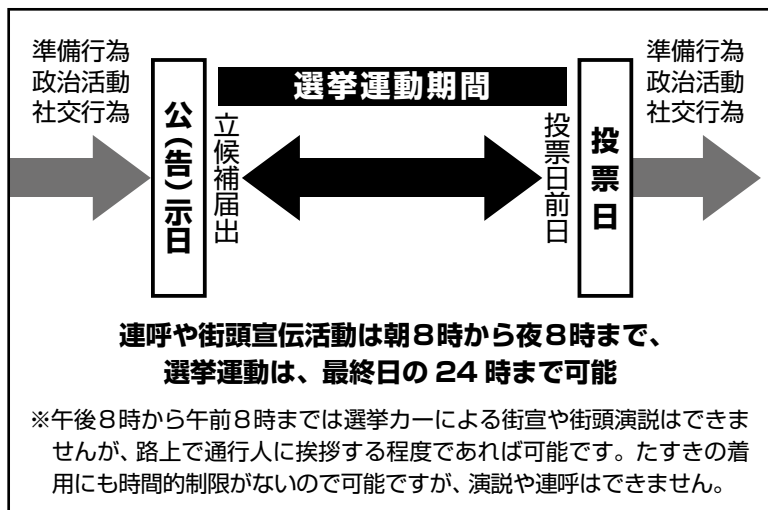
「選挙運動」についてはさまざまな規制が加えられています。そこで、公職選挙法上の「政治活動」は「政治上の目的をもって行われる諸行為の中から選挙運動を除いた一切の行為」であり、「選挙運動」は次の「3要素」を持った行為と整理する必要があります。



選挙運動の3要素

- 特定の選挙で 〈選挙の時期と種類の特定〉
- 特定の候補者の当選をはかるために 〈氏名の特定〉
- 直接または間接的に有権者に働きかける行為 〈投票の依頼〉

選挙運動は、「選挙運動期間」(立候補届出～投票日前日)にしかできません。



選挙運動に関しては、さまざまな禁止行為が規定されていますが、逆に言えば、政治活動は自由であるとの意識を持ち、公職選挙法の規制を理解しておけば、効果的で違反のない活動を行うことができます。

例えば、候補者ポスターに〇〇選挙と明記しなければ、それは「選挙の特定」にならないため「選挙運動」にはなりません。また、ポスターを会社や組合の中だけに掲示し、外部の第三者に見えないようにすれば、それは選挙人に働きかけたことにはならないため選挙違反とはなりません。

さらに、選挙に向けて、ポスターや看板の作成、選挙運動用通常はがきの宛名書きや推薦人依頼、選挙事務所や自動車などの借り入れ交渉などを行ったりする場合がありますが、これらの準備行為も選挙運動にはなりません。

4-3 公職選挙法7つの禁止事項

選挙においては、ささいな事柄が大きな違反に発展することもありますので、大小にかかわらず絶対に違反行為はしないという強い姿勢が必要です。

違反して当選させても、連座制の適用を受けて当選無効になったり、せっかく当選した議員も活動がやりづらくなったりしますので、違反のない堂々とした選挙運動を行いましょう。

1 事前運動の禁止

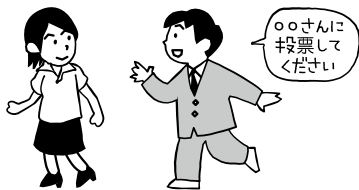
公職選挙法で禁止されている活動に「事前運動」があります。事前運動とは、立候補届出前に「特定の選挙で」「特定の候補者の当選をはかるため」に、「直接または間接的に有権者に働きかける行為」を言います（選挙運動の3要素）。

どんな活動が「事前運動」になるの？

1. 「〇〇さんに投票してください」という行為

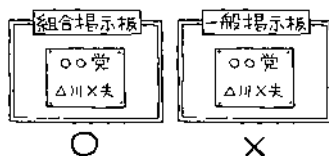
「特定の選挙で、特定の候補者を当選させるために、有権者に働きかける行為」はすべて「事前運動」になります。

※特定の候補者の名前を有権者に知らせるだけでも、相手が投票の依頼と受け止めてしまうと選挙運動に当てはまる場合があります。



2. 事前ポスターの掲示

選挙運動に該当しない政治活動でも、選挙前の一定期間（任期満了日6カ月前以降）は個人ポスターの掲示は禁止



されます。しかし、政党の演説会告知ポスター（いわゆる二連・三連ポスター）は、公（告）示日まで掲示しておくことができます。

※労働組合が推薦した候補者を紹介するために、労働組合などの掲示板上に室内用として掲示することは認められています。

選挙運動期間前にできること

公（告）示前は、a、選挙の準備行為、b、政治活動、c、社交行為や地盤培養行為の3つを行います。

a、準備行為

「準備行為」には「立候補のための準備行為」と「選挙運動の準備行為」があります。

イ、「立候補のための準備行為」

労働組合が特定の候補予定者を推薦したり、町内会や自治会への推薦を打診したりする行為等

ロ、「選挙運動のための準備行為」

選挙運動器材の作成・準備、運動員や事務員の依頼、選挙運動用通常はがきの推薦人になってもらうこと等

不特定の家への訪問はできません。あくまで後援会の会員や組合員等の知人に対して行うものです。推薦人の依頼が目的ですので、投票の依頼はできません。

b、政治活動

「政治活動」には3つあります。それは政党、労働組合、後援会が行う政治活動です。

イ、政党が行う政治活動

演説会や政策制度実現のためのビラの配布等

ロ、労働組合が行う政治活動

政策制度実現活動や推薦等

ハ、後援会が行う政治活動

後援会入会・拡大活動、請願活動や署名運動、演説会やミニ集会、

c、社交行為・地盤培養行為

イ、社交行為

社会的に認められている社交（礼状の発送など）を行うことは、投票を獲得しようとするものでない限り認められます。ただし、社交的行為であっても、選挙区内にある者に対して年賀状や暑中見舞状などの時候の挨拶状を出すことは、答礼のための自筆のものを除いて禁止されています。祝儀や餞別を渡してもいけません。

ロ、地盤培養行為

選挙区のさまざまな集まりに参加するなど、平素から有権者と接触して、自己の政見その他を選挙人に周知させる行為を言います。この行為が将来の立候補に備える意図を持っていたとしても選挙運動とは区別されます。有権者が日ごろ持っている行政への不満や生活上の不便さを吸い上げ、政策実現につなげるという政治家本来の仕事に直結するものでもあります。ただし、本人が出席しない結婚式や葬式への祝儀・不祝儀を出すことはできません。祭りやイベントへの祝儀も禁止されています（会費は可）。

活動・運動にかかる費用

労働組合が日常活動の一環として政治活動に取り組んだ場合、その費用を労働組合の会計で処理することは可能です。ただし、政治活動に関するものであっても、選挙運動期間中は選挙運動と混同されるおそれがあるので、なるべく避けたほうがいいでしょう。また、労働組合が後援会活動の費用を負担することや選挙運動に関わる支出をすることはできません。

労働組合が政治家個人へ寄附することもできませんので、注意が必要です（P106-116：「政治資金規正法」参照）。なお、労働組合が職場に呼びかけて選挙ボランティアを募ることは可能ですが、それによって給与が減額された場合にそれを補填することは問題であり避けるべきです。本来のボランティアであれば、公職選挙法上、問題はありませし、その場合、人数の制限もありません。

とが 選挙前の文書図画に関する規制とは？

個人や団体が、選挙運動ではなく、政治活動として文書を利用することは本来自由であり、政治活動として行われる演説会や政策発表会などを告知するチラシやポスターを使用することはできます。

ただし、政治活動に使用されるものであっても、候補予定者の氏名または氏名が類推されるような事項を表示する看板やベニヤ板などで裏打ちされたポスターなどには、一定の制限があります。また、政治家の個人ポスターは、当該選挙区内に選挙前の一定期間（任期満了日6カ月前以降）は掲示することができません。

政治活動 Q&A

質問…選挙の公（告）示前に、労働組合が候補予定者を支援できる活動にはどのようなものがありますか？

回答…労働組合の組合員は、構成員が明確で不特定多数を対象とする訳ではありませんので、あくまでも普段のやり方（いつも行っている方法）であれば、公（告）示前であっても組織としての意思決定を組合員に周知徹底することが可能です。執行機関における推薦決定やそれを組合員へ周知することに限らず、機関紙で選挙の評論をすることや推薦決定した人を紹介すること、推薦した人が組合員の前で考え方を述べることやボランティアで後援会の入会活動を展開することなども、合法でまったく問題ありません。ただし、いずれの場合にも、当選（落選）を目的とした働きかけの表現（「一票お願い」「投票よろしく」「当選めざし」等）は、事前運動となるため使うことができません。

質問…労働組合で推薦を決めた候補予定者のことを労働組合の機関紙（誌）に掲載しようと思いますが、注意点を教えてください。

回答…機関紙（誌）による広報活動は日常の政治活動にとって最も大切なことですが、事前運動にならないような文言にする必要があります。「選挙運動の3要素」を避け、労働組合の政策制度要求の実現のためという視点の記事にしましょう。

2 戸別訪問の禁止

訪問活動をすると、すべて戸別訪問とみなされる気がしますが、そうではありません。戸別訪問（公職選挙法第138条）は、時期にかかわらず全面的に禁止されており、次の3つの要素がすべて当てはまる行為です。

①選挙人の家（店・会社）を、②訪問して、③投票を依頼することです。

したがって、選挙運動期間中に自分の家に来た人に対して投票を依頼したり、偶然に街で会った人に投票や応援を頼んだりしても戸別訪問にはなりません（個々面接）。

大切なのは、「家庭訪問」や「個々面接」に徹して、戸別訪問にならない活動です。なお、「戸別訪問」禁止の対象には、住宅だけでなく会社や工場なども含まれます。

次の行為も「戸別訪問」に該当します

- 選挙運動のために戸別に演説会の開催や演説を行うことについて告知すること
- 選挙運動のために戸別に特定の候補者の氏名もしくは政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと

公（告）示前後の合法的な訪問等の活動

「家庭訪問」（公（告）示前の合法的な活動）

- イ、後援会への入会、支持者の拡大活動（P124,125）
- ロ、選挙運動用通常はがきの配布・回収活動（P130-132）
- ハ、本番ポスターの貼付依頼活動（P135,136）

「個々面接」（公（告）示後の合法的な活動）

- イ、偶然出会った友人・知人への投票依頼や選挙の応援依頼
- ロ、選挙以外の用事で友人・知人の家を訪ねた際や、自分の家（店・会社）に人が訪ねてきた際の投票依頼や選挙の応援依頼
- ハ、自然に選挙の話題になった際の、自分の考えや方針の表明
- ニ、選挙運動用通常はがきの配布・回収活動（P130-132）
- ホ、本番ポスターの貼付依頼活動（P137,138）

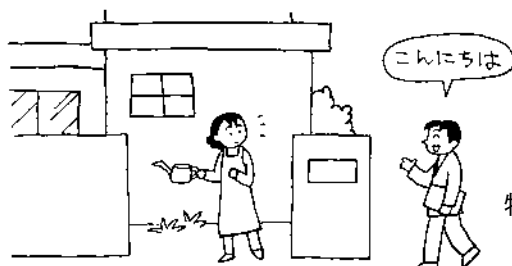
政治活動 Q&A

質問…選挙の公（告）示前に、労働組合で推薦した候補（予定）者の後援会活動に協力しようと思っておりますが、注意すべきことを教えてください。

回答…公（告）示前に後援会活動を行うことは、「政治活動」の一つですから、合法的な活動です。しかし、選挙の公（告）示直前だと、政治活動ではなく事前運動と見られる恐れがあります。車を何台も出して行うような組織的な後援会入会活動は、公（告）示1カ月前にはやめたほうがよいでしょう。もちろん個人が自分の意志で自分の知り合いに後援会の入会を頼むことは何の問題もありませんので、そのような活動は積極的に進めてください。

質問…公（告）示後に組合員の自宅を訪問したいのですが、戸別訪問にならない方法はありませんか？

回答…公（告）示後の合法的な訪問活動として、選挙運動用通常はがきの配布・回収活動や本番ポスターの貼付依頼活動があり、これらは戸別訪問にはなりません。ただし、投票依頼はできないので注意しましょう。個人演説会の告知訪問は戸別訪問になるのでできません。



投票依頼
特定候補者名の言い歩き
演説会の開催告知

3 買収・供給の禁止

「買収・供給」とは、お金や物で投票を依頼することです。飲食を提供しながら投票依頼すると買収になりますので、酒席などでの選挙の話題は禁物です。

特に「運動員※^{P76}」が報酬をもらうことは基本的に禁止されているので、選挙運動期間中は会社を休み、ボランティアとして選挙運動を手伝う必要があります（有給休暇でも可）。

事務員※^{P76}、労務者※^{P76}には労務の対価として決められた日当額を出すことができますが、この人たちに選挙運動をさせると「運動員」になり、買収にあたります。したがって、事務員、労務者には電話作戦等の選挙運動はさせないことが大切です。

政治活動 Q&A

質問…労働組合が行う活動で、買収・供給にならないための注意点を教えてください。

回答…労働組合の活動が、買収・供給にならないための基本は、「選挙運動はボランティア」に徹することです。選挙運動期間中は、交通費や日当等の通常の労働組合活動で支給しているような支出は避けるようにします。また、会社に出勤した状態で選挙運動を行うと買収・供給になる可能性が高いので、会社は休んで選挙運動を行いましょう（有給休暇は大丈夫です）。

4 ^{とが}文書図画の規制

選挙運動期間中に認められる文書図画には制限があるので注意が必要です。原則として期間中に認められた文書図画は、「政党等のパンフレット等」「選挙運動用ビラ」「選挙運動用ポスター」「選挙運動用通常はがき」だけで、選挙の種類によって文書図画の種類・枚数などの制約条件に違いがあります。選挙運動用ポスターは、公営掲示場ごとに1枚掲示できます。また、国政選挙において、政党の選挙運動用ポスター（衆議院議員選挙）、比例代表の候補者ポスター（参議院議員通常選挙）は、公共施設等を除き、所有者等の承諾のうえで自由に掲示できます（いずれも選管交付の証紙貼付が必要、枚数制限あり）。その他、インターネット等を利用した選挙運動ができます。

選挙運動用通常はがきは、公職選挙法で枚数が制限されており、これ以外のはがきを選挙のために郵送することはできません。選挙事務所で選挙運動用通常はがきをもらって、推薦人として知人・友人の宛名を記入し、選挙事務所に持ち込みましょう。選挙運動用通常はがきは直接ポストには投函できませんので、選挙事務所から郵便局に差し出してもらいましょう。



事務員

選挙運動のために雇い入れられた者で、選挙運動に関する事務に従事するものであり、選挙人に直接働きかける行為を行うことはできない。事務員に報酬を支給するためには、立候補の届出後、文書によりその氏名を選挙管理委員会に届け出なければならない。報酬を支給できる者の数は選挙の種類ごとに制限がある。

労務者

選挙運動を行うことなく、立候補準備行為および選挙運動に付随して行う単純な機械的労務（例えばポスター貼り、はがきの宛名書きおよび発送、自動車の運転等）に従事する者を言う。

運動員

選挙運動に従事する者のこと。車上等運動員など一部を除き、運動員はボランティアであり、運動員に実費弁償以外の報酬を支払うことはできない。運動員に報酬を支払う、または支払う約束をすると買収となる。

※事務員、労務者、運動員への報酬支給等の制限については、P99を参照。

■ 政党等のパンフレット等の制限

選挙の種類	種類制限等	
衆議院議員総選挙	候補者届出政党 名簿届出政党等	政党等の本部において直接発行するパンフレットまたは書籍で国政に関する重要政策等を記載したものとして、総務大臣に届け出たもの2種類（ただし、うち1種類は要旨等を記載したもの）
参議院議員通常選挙	名簿届出政党等	

■ 選挙運動用ビラの種類制限・枚数の制限

選挙の種類	ビラの種類制限・枚数の制限	
衆議院小選挙区選挙	候補者個人	2種類以内。70,000枚以内
	届出政党	種類制限なし。40,000枚×都道府県単位の届出候補者数
衆議院比例代表選挙	2種類以内。枚数制限なし	
参議院比例代表選挙	名簿登載個人	2種類以内。250,000枚以内
	名簿届出政党	なし
参議院選挙区選挙	2種類以内。100,000枚 + (衆議院小選挙区数 - 1) × 15,000枚（最大30万枚）	
都道府県知事選挙	2種類以内。16,000枚	
都道府県議会議員選挙	2種類以内。16,000枚	
政令指定都市市長選挙	2種類以内。70,000枚	
政令指定都市議会議員選挙	2種類以内。8,000枚	
市区長選挙	2種類以内。16,000枚	
市区議会議員選挙	2種類以内。4,000枚	
町村長選挙	2種類以内。5,000枚	
町村議会議員選挙	2種類以内。1,600枚	

■ 選挙運動用ポスターの枚数制限・規格制限

選挙の種類	枚数制限	規格制限
衆議院小選挙区選挙 (候補者個人)	ポスター掲示場ごとに1枚	42cm × 30cm 以内 (+個人演説会告知用 42cm × 10cm)
衆議院小選挙区選挙 (候補者届出政党)	1,000枚 × (当該都道府県の届出候補者数) 以内、証紙貼付	85cm × 60cm 以内
衆議院比例代表選挙 (名簿届出政党等)	500枚 × (当該ブロックの名簿登載者数) 以内、3種類以内、証紙貼付	
参議院比例代表選挙 (特定枠以外の名簿登載者)	70,000枚 証紙貼付	42cm × 30cm 以内
参議院選挙区選挙 (候補者個人)	ポスター掲示場ごとに1枚	42cm × 30cm 以内 (+個人演説会告知用 42cm × 10cm)
都道府県知事選挙		
都道府県議会議員選挙	ポスター掲示場ごとに1枚 (条例のない場合は1,200枚)	42cm × 30cm 以内
市区長選挙		
市区議会議員選挙		
町村長選挙	ポスター掲示場ごとに1枚 (条例のない場合は500枚)	42cm × 30cm 以内
町村議会議員選挙		

■ 選挙運動用通常はがきの枚数の制限

選挙の種類	選挙運動用はがきの枚数の制限	
衆議院小選挙区選挙	候補者個人	35,000 枚以内
	届出政党	20,000 枚×都道府県単位の届出候補者数
衆議院比例代表選挙	なし	
参議院比例代表選挙	名簿登載個人	150,000 枚以内
	名簿届出政党	なし
参議院選挙区選挙	35,000 枚 + (衆議院小選挙区数 - 1) × 2,500 枚	
都道府県知事	8,000 枚以内	
都道府県議会議員	8,000 枚以内	
政令指定都市市長	35,000 枚以内	
政令指定都市議会議員	4,000 枚以内	
市区長	4,000 枚以内	
市区議会議員	2,000 枚以内	
町村長	2,500 枚以内	
町村議会議員	800 枚以内	

5 飲食物提供の禁止

選挙事務所が提供できる食事数は一日 45 食以内^{* P98}で、その他は、湯茶やお茶うけ程度の菓子だけです。特にお酒は選挙事務所で提供できません(お酒を飲ませて投票依頼すると買収です)。支援者が陣中見舞いとして飲食物を持っていくことも厳禁です。

6 18 歳未満の選挙運動の禁止

18 歳未満の人は一切の選挙運動が禁止されています。労務の提供はできませんが、選挙運動はできないので単純作業などに限られます。ただし、選挙人名簿には投票日翌日に 18 歳の誕生日を迎える人までが登録されますので、その人は投票を行うことができます。

7 氣勢を張る行為の禁止

選挙運動のために、選挙人の注目を集めようと自動車を連ねたり、隊列を組んで大声を上げながら往来したり、サイレンを吹き鳴らしたりするなど、選挙人に対してその威勢を見せる、氣勢を張る行為は禁止されています。

選挙運動〔公（告）示後〕で
できること・できないこと

公（告）示後の選挙運動にはさまざまなルール・規制が設けられています。また、連座制と言って、候補者本人が直接関与しなくても、支援者・団体に違反行為があった場合に当選が無効になるルールもあるので注意が必要です。選挙運動でできることは、選挙運動用自動車の運行や演説会の開催、選挙事務所をつくったり、選挙運動用通常はがきを書いたり、ポスターを貼ることです。

以下、具体的にできることと、できないことを整理してみましょう。

選挙の七つ道具

公職選挙法は、財力などでその選挙がゆがめられることのないよう、選挙運動の時期、主体、方法等について制限を設け、選挙の公正を確保しようとしています。そして、一定の選挙運動を行うためには選挙管理委員会が交付する公営物資が必要とされています。これらを俗に「選挙の七つ道具」と呼び、立候補の届け出を行った後に以下の物品が候補者へ無料で交付されます。

- ①選挙事務所用標札（1枚）、②拡声機表示板（1枚）、③自動車・船舶用表示板（1枚）、④自動車・船舶乗員用腕章（4枚）、⑤街頭演説用標旗（1枚）、⑥街頭演説用腕章（11枚）、⑦個人演説会用立て札・看板用表示板（5枚）

1 街頭演説

街頭、公園、空き地などで、多数の人に向かって選挙運動のために行う演説を「街頭演説」といい、街頭演説を行う時は、選挙管理委員会から交付された標旗を掲げ、その場にとどまって行わなければなりません。ただし、次のようなルールが定められています。

○ 街頭演説ができるのは、午前8時から午後8時まで

※それ以外の時刻に、たすきを着けて通行人に挨拶することは可（ただし、演説、連呼、拡声機使用は不可）

○ 選挙運動員は、演説を行う場所ごとに15人以内、腕章を着ければOK

○ 連呼はOK

× 学校、病院、診療所、その他の療養施設の周辺では静穏の保持が必要

× 国や市町村等の所有・管理する建物や電車、駅の構内、病院、診療所その他の療養施設などの特定施設での演説や連呼行為は禁止

× 街頭演説の場所では、ポスター、看板などを掲示することは禁止

※ 選挙運動用自動車に取り付けてあるポスター、看板などは可

2 まくあい 幕間演説

会社や工場の休憩時間、映画や演劇の幕間などに、候補者や第三者などが、たまたまそこに集まっている人に向かって行う選挙運動のための演説を「幕間演説」と言います。

幕間演説は、あらかじめ聴衆を集めて行う「演説会」ではないため、自由に行うことができます。また、労働組合主催の討論集会の合間に労働組合が推薦している候補者を呼んで、政治報告や挨拶をしてもらうことも可能です。

【公（告）示前にはこんなことにも注意が必要です】

- × 候補予定者が、労働組合の集会で投票を呼びかけることは「事前運動」のため禁止
- 候補予定者が、政治情勢を報告したり、政治上の所信を説明したりすることはOK

【公（告）示後にはこんなことにも注意が必要です】

- 公（告）示後は、幕間演説や候補者主催の個人演説会はOK（選挙運動として投票依頼が中心）
- △ 労働組合主催の集会は自由に開催できるが、選挙のための演説会は公職選挙法の制限に該当するので注意が必要

3 連呼

- 街頭演説、選挙運動に使用される自動車での連呼はOK（ただし、午前8時から午後8時まで）
- × 候補者と街頭演説用・乗車用の腕章を着けた人は連呼できるが、それ以外の人は禁止
- × 学校、病院、診療所、その他の療養施設の周辺では静穏の保持が必要
- × 国や市町村等の所有・管理する建物や電車、駅の構内、病院、診療所その他の療養施設などの特定施設での演説や連呼行為は禁止
- 個人演説会や幕間演説での連呼はOK（ただし、会場の外に向かったの連呼は禁止）
- × 上記以外の選挙運動のための連呼は禁止



4 選挙運動用の自動車・拡声機の使用

- 選挙運動用として使用できる自動車（船舶）と拡声機の数には制限があり、使用する自動車（船舶）や拡声機には、選挙管理委員会から交付される表示板を一定の場所に掲示しておかなければなりません。
- 選挙運動用の自動車に取りつけるポスター、看板は条件を満たせば掲示OK

※ポスター・看板／273cm×73cm以内、枚数制限なし

- × 乗車用腕章（交付4枚）を着けていない人が選挙運動用の自動車に乗るのは禁止

※候補者、運転手は着ける必要はありません。

※選挙運動用の自動車に乗車できる人数は、候補者、運転手1人、乗車用腕章を着けた運動員（4人以内）の合計最大6人です。

政治活動 Q&A

質問…一般の組合員を選挙運動期間中、車上等運動員*として派遣しようと思っておりますが、注意事項をお願いします。

回答…予定している人が、18歳未満の場合はなれません。また、選挙カーに乗る日は休暇扱い（有給休暇でも可）にして、その期間は賃金を支払うことができないことにも注意してください。ただし、選挙事務所からは日当・交通費等が支給できます。



車上等運動員

選挙運動用自動車または船舶の上において連呼等の選挙運動を行うことを本務として雇い入れられた者を言う。報酬を支給する車上等運動員は、立候補の届出後、選挙管理委員会に届け出なければならない。

5 ビラの配布

- 確認団体の政策ビラなど、ポスティングが認められているビラを、敷地内（集合住宅も含む）の郵便受けに入れるのはOK
- オートロックの集合住宅で、ロックの外の郵便受けに投函するのはOK
※ただし、退去を求められるなどの注意を受けた場合はしたがってください。
- × オートロックの中まで入って投函することはできません
- × 選挙運動用ビラのポスティングはできません
- 選挙運動用ビラの頒布は、新聞折り込み、選挙事務所内、個人演説会場内、街頭演説の場所に限りOK
※「街頭演説の場所」とは、街頭またはこれに類似する場所であって、街頭演説の聴衆がいる一定の範囲内の場所とされる

6 回覧行為

以下の回覧行為は禁止されています。

- × 選挙運動用ポスターを自分の自動車に掲示して不特定の人に見せまわる。
- × 室内用と称して、候補者のポスターを人のよく集まる会場などに貼る。
- × 候補者の名前や政見を大書した看板を街頭に立てる。
- × 選挙運動用のハガキ、ビラ、ポスターなどを回覧板にして回覧する。
- × 選挙運動用のハガキ、ビラ、ポスターなどを特定の場所に備え付けて多数人の目に付くようにする。
- × 選挙運動用のホームページや候補者からのメールをプリントアウトして頒布や回覧をする。

7 電話による選挙運動

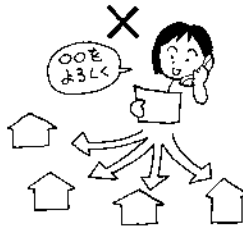
- ボランティアが電話を使って選挙運動をすることは自由
- × ファックスを使った選挙運動は文書図画の使用規制を受けるため禁止
- × アルバイトに日当を支払って電話をかけてもらうことは買収になり禁止
- × 労働者や選挙事務員の有権者への働きかけは禁止

【こんなことにも注意が必要です】

電話による選挙運動は、選挙期間中自由に行うことができますが、候補者や総括主宰者（選挙運動全体を取りまとめる人）などから指令を受けて実施する場合は、その通話料金は選挙運動費用に算入されることに注意してください。



ボランティアが
電話で選挙運動



アルバイトに日当を支払って
電話で選挙運動



8 飲食物の提供

- × 選挙運動での飲食物提供は原則として禁止（飲食物とは、料理、菓子、酒、缶コーヒーなど何らの加工もしないでそのまま飲食できるものを言うとしてされている）
- 湯茶の提供はOK
- せんべいやまんじゅうなど、「お茶うけ」程度の提供はOK
- 選挙事務所において、法律で決められた数の弁当を提供することはOK
- × 陣中見舞い等、選挙運動期間中の選挙人からの飲食物提供も原則として禁止
※ただし、ペットボトルのウーロン茶は湯茶に該当するのでOK。なお、選挙期日後に、選挙人が「当選祝い」として酒を贈るのは可（政治活動の寄附）



選挙時の政治活動の制限

政党など政治活動を行う団体の政治活動のうち、その態様や効果が選挙運動と紛らわしいものには一定の制限が設けられています（公職選挙法第201条の5項～9項）。そもそも選挙運動と関係のない政治活動に対して規制を加えることは、憲法で保障された基本的人権の制限となり妥当ではありません。しかし、政治活動と言っても実体的には極めて選挙運動に紛らわしいものもあり、選挙運動と政治活動は区分し難いものです。したがって、選挙運動に対してのみ規制を加えるだけでは十分とは言い難いことから、公職選挙法においては、選挙運動にわたらない政治活動についても規制をかけています。

●対象となる団体

政党に限らず、政治活動を行う団体をすべて含みますので、政治資金規正法の適用を受ける政治団体のみならず、副次的に政治目的を有する労働団体や経済団体、文化団体等も含まれます。（政党その他の政治活動を行う団体^{*P108}）

ただし、「確認団体」^{*P62}（所属候補者を一定数擁立する等の要件を満たしたうえで、総務大臣または選挙管理委員会による確認書の交付を受けた政党・政治団体）に限り、一定の条件下で政治活動を行うことができます。

また、衆議院議員選挙には確認団体制度がありませんが、代わりに「候補者届出政党」による選挙運動を幅広く認める制度を導入しています。

●制限される期間・場所的範囲

政治活動が制限されるのは、選挙期日の公（告）示日から投開票日までの期間です。

衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙については全国を通じて規制されますが、他の選挙に関してはそれぞれの選挙の行われる区域においてのみ規制され、選挙が行われる区域の外では自由に政治活動が行えます。

●規制される政治活動

A

衆議院議員選挙、参議院議員選挙、都道府県知事、都道府県議会議員、政令指定都市議会議員、市区長の選挙時

- ①政談演説会の開催
- ②街頭政談演説の開催
- ③政治活動用自動車（船舶）の使用
- ④拡声機の使用
- ⑤ポスターの掲示
- ⑥立札・看板等の掲示
- ⑦ビラ等の頒布
- ⑧選挙に関する報道評論を掲載した機関紙（誌）の頒布・掲示
- ⑨連呼行為
- ⑩公共の建物での文書図画の頒布
- ⑪掲示・頒布する文書図画への候補者の氏名または氏名類推事項の記載（新聞・雑誌・インターネット等を除く）

※確認団体に限り、一定の条件下で①～⑩の活動を行うことができる。

確認団体の政治活動であっても、ポスターやビラへの候補者の氏名または氏名類推事項の記載はできない。

B

政令指定都市以外の市議会議員、区町村議会議員、町村長の選挙時

- ①連呼行為
- ②公共の建物での文書図画の頒布
- ③掲示または頒布する文書図画への候補者の氏名または氏名類推事項の記載

4-5

インターネット等による 政治活動・選挙運動

インターネット等による政治活動・選挙運動は、「電子メールを利用する方法」と「ウェブサイト等を利用する方法」に分けられます。

「電子メールを利用する方法」は、パソコンのメール、携帯電話・スマホのメール、SMS（ショートメール・Cメール・+メッセージなどの携帯電話番号を使ったメール）です。「ウェブサイト等を利用する方法」は「インターネット等を利用する方法」から、「電子メールを利用する方法」を除いたものすべてで、例えば、ホームページ、ブログ、SNS（X、フェイスブック、LINE等）、動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画等）、動画中継サイト（Ustream、ニコニコ動画の生放送等）等です。

公（告）示前の選挙運動にならない政治活動については規制はありません。「インターネット等を利用する方法」での政治活動、後援会入会活動等は自由にできます。

公（告）示後は、候補者・政党等は、「インターネット等を利用する方法」で3要素そろった選挙運動ができます。それ以外の私たち個人・労働組合は、「ウェブサイト等を利用する方法」での選挙運動ができます。

■ インターネット等を利用する方法

ウェブサイト等を利用する方法	電子メールを利用する方法
1. ウェブサイト（ホームページ） 2. ブログ・掲示板 3. X、フェイスブック、LINEなどのSNS 4. 動画共有サービス（ニコニコ動画、YouTube等） 5. 動画中継サイト（ニコニコ動画、Ustreamの生放送等） ※今後、現れる新しい手段も利用できる	（候補者・政党等に限る） 1. パソコンの電子メール 2. 携帯電話・スマホのメール 3. SMS（ショートメール） 4. ウェブメール（Gメール等）

■ ネット選挙運動で、できること・できないこと 一覧表

インターネットを使った選挙運動		政党等	候補者	候補者・政党等以外の者
ウェブサイト等を用いた選挙運動	ホームページ、ブログ等	○	○	○
	SNS ^{※1} （フェイスブック、X、LINE等）	○	○	○
	政策動画のネット配信	○	○	○
	政見放送のネット配信	△ ^{※2}	△ ^{※2}	△ ^{※2}
電子メールを用いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
	選挙運動用ビラ・ポスターを添付した電子メールの送信	○	○	×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	△ ^{※3}	△ ^{※3}	×

※1 フェイスブックやLINEなど、SNSのユーザー間でやりとりするメッセージ機能は、電子メールを利用する方法ではなく、ウェブサイト等を利用する方法に含まれるので、候補者・政党等以外の者も公（告）示後、選挙運動で利用可能。

※2 放送事業者の許諾があれば可。

※3 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要。

■ 公（告）示後に「電子メールを利用する方法」が認められる候補者・政党等

選挙の種類	候補者	政党等
衆議院小選挙区選挙	候補者	候補者届出政党 ^{※P25}
衆議院比例代表選挙	衆議院名簿登載者	衆議院名簿届出政党等 ^{※P25}
参議院比例代表選挙	参議院名簿登載者	参議院名簿届出政党等 ^{※P62}
参議院選挙区選挙	候補者	確認団体 ^{※P62} （当該選挙に所属候補者があるものに限る）
都道府県知事選挙	候補者	確認団体
都道府県議会議員選挙	候補者	確認団体
政令指定都市市長選挙	候補者	確認団体
政令指定都市議会議員選挙	候補者	確認団体
市区長選挙	候補者	確認団体
市区議会議員選挙	候補者	×
町村長選挙	候補者	×
町村議会議員選挙	候補者	×

①ウェブサイト等による選挙運動用文書図画の頒布

- ・ウェブサイト等を利用する方法により、「選挙運動3要素」が揃った運動を行うことができます。
- ・選挙運動用ウェブサイト等には、電子メールアドレス等^{*P92}を表示することが義務付けられています。
- ・ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、投票日当日もそのままにできます。ただし、更新は投票日前日までしかできません。

ウェブサイトの使い方のポイントとしては、組み合わせて相乗効果を高めることが挙げられます。

例えば、フェイスブックなどで集会などを告知し、その後、動画を動画共有サイト（YouTubeなど）にアップロードします。このアップロードしたサイトのリンク先を再びフェイスブックに紹介することなどが考えられます。

このようなツールを組み合わせた発信方法は、継続的に発信することで関心を引き寄せることができます。また、公（告）示後であれば、案内や紹介に併せて、直接「比例代表は〇〇さんに投票してください」と、候補者への投票を依頼することもできます。

もちろん、インターネット、特にSNSの特性を活かし、直接顔を合わせる機会のない有権者とつながり、意見交換ができる点も大きなメリットです。ただし、18歳未満による選挙運動は禁止されています。

また、ウェブサイトを紙に印刷して配布することも禁止されています。

②電子メールによる選挙運動用文書図画の頒布

- ・電子メールによる選挙運動用文書図画については、候補者・政党等に限って頒布できます。候補者・政党等以外の者は禁止です。違反には罰則が規定されており、禁固2年・罰金50万円以下、公民権停止などが科せられます。
- ・選挙運動用電子メールの送信先には一定の制限があり、選挙運動用電子メール送信者に対して電子メールアドレスを自ら通知した者のうち、
 - 選挙運動用電子メールの送信の求めに同意をした者
 - 政治活動用電子メール（普段から発行しているメールマガジン等）の継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し、送信しないよう求める通知をしなかった者に対してのみ、送信できます。

- ・ 選挙運動用電子メール送信者には、一定の記録の保存が義務付けられています。
- ・ 選挙運動用電子メールで送信される文書図画には、送信者の氏名・名称や電子メールアドレス等、一定の事項を表示することが義務付けられています。
- ・ 候補者・政党等以外の者が選挙運動用電子メールを転送する行為は、新たな送信行為とされるため、候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送することはできません。

HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません！

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メールなど、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布することは禁止されています（公職選挙法第142条、第243条）。



③有料インターネット広告の禁止

- ・ 選挙運動のための有料インターネット広告については禁止です。ただし、政党等は、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする政治活動用有料広告を掲載することができます。

④インターネット等を利用した選挙後のあいさつ行為

- ・ 印刷物による礼状を出すことは禁止されていますが、選挙期日後、インターネット等を利用して、当選御礼などのあいさつ行為をすることも自由に行えます。

⑤屋内の演説会場内での映写の解禁

- ・ 屋内の演説会場での選挙運動のために行う映写解禁に伴い、パワーポイントを使っのプレゼンやDVD等の動画が使えます。また、屋内の演説会場内のポスター、立札および看板の類についての規格制限が撤廃されました。

⑥QRコードに記録されている事項やURLと選挙運動用文書図画

- ・文書図画にQRコードを掲載する場合には、QRコードの読み取り後に表示される内容がその文書図画自体には記載されていない場合でも、記載されているものとみなされます。したがって、内容が選挙運動に当たる場合、そのQRコードを掲載できるのは選挙運動に使うことができる文書図画に限られます。ただし、文書図画に記載が義務付けられている法定記載事項（責任者の氏名等）は、QRコードによる表示はできません。



電子メールアドレス等

電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法により、その者に連絡をする際に必要となる情報を言う。具体例としては、電子メールアドレスのほか、返信用フォームのURL、Xのユーザー名などが挙げられ、その者に直接連絡が取れるものである必要がある。したがって、掲示板等へ書き込む際に名乗るニックネームであるハンドルネームのみの記載では認められないが、そこに張られたリンク先のウェブサイトに関連先情報が記載されている場合には、表示義務を果たしていると考えられる。

誹謗中傷、なりすまし対策について

- ①氏名等の虚偽表示罪の対象に、インターネット等による通信が追加されました。当選を得もしくは得しめ又は得しめない目的をもって、真実に反する氏名、名称または身分を表示してインターネット等を利用する方法により通信した者は処罰されます。
- ②当選を得させない目的をもって公職の候補者に関して虚偽の事実を公にし、または事実をゆがめて公にした者は、虚偽事項公表罪により処罰されます。
- ③公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、名誉毀損罪により処罰されます。なお、公職の候補者に関する事実に係る場合、真実であることの証明があった時は罰しないこととされます。
- ④事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、侮辱罪により処罰されます。
- ⑤候補者のウェブサイトの改ざん等、選挙に関して文書凶画を毀棄し、その他不正な方法で選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます。
- ⑥他人のID・パスワードを悪用し、本来アクセスする権限のないコンピュータを利用する行為は、不正アクセス罪として処罰されます。
- ⑦選挙運動用・落選運動用文書凶画によって自己の名誉を侵害されたとする候補者・政党等からの申出を受けたプロバイダ等の対応について、以下の特例が設けられました。
 - ・プロバイダ等から情報発信者に対する削除同意照会期間^{*}が、通常の「7日」から「2日」に短縮。誹謗中傷や違法な書き込みがあった場合には、早急にプロバイダ等に削除要請を出しましょう。
 - ・電子メールアドレス等の表示義務を果たしていない情報については、プロバイダ等が情報発信者に照会せずに直ちに削除しても、民事上の賠償責任は問われません。



削除同意照会期間

プロバイダ等が情報発信者に不適切な情報の削除に同意するよう照会し、この期間内に、情報発信者から削除に同意しない旨の申出がなければ、プロバイダ等が当該情報を削除しても民事上の賠償責任は負わないこととされている。

4-6 選挙運動費用

1 選挙費用の負担（選挙公営）

選挙運動の一部は選挙管理委員会などによって行われ、その費用は、国や地方公共団体が負担します（選挙公営）。これは、お金のかからない選挙のため、また、候補者間の選挙運動の機会均等をはかる手段として採用されている制度です。それぞれの公費負担については限度額、回数（枚数）の制限などがあります。また、供託物没収点*以上の得票が得られない場合には、全額が候補者の負担となります。公営となる内容は、選挙の種類によって異なります。



供託物と供託物没収点

公職選挙の候補者（比例選挙の場合は政党・政治団体）は、供託所（法務局・地方法務局）に所定の金額を現金または国債証書により供託した上で、立候補の届出に際し、供託を証明する書面（供託書正本）を提出しなければならない（公職選挙法第92条）。

候補者の得票数が所定の得票数（供託物没収点）を上回った場合には全額が返還されるが、下回った場合には全額が没収される。また、立候補届出後に届出を取り下げた場合にも全額が没収される。衆院選・参院選の比例代表では、名簿届出政党等が獲得した議席数に応じて供託物の全額または一部が返還され、残額は没収される。没収された供託物は国政選挙の場合は国庫に、地方選挙の場合は当該地方自治体に帰属する（公職選挙法第93条・第94条）。

選挙の種類		選挙公報の発行	ポスター掲示場の設置	ポスターの作成	選挙事務所の立札・看板の作成	演説会場の立札・看板の作成	演説会の公営施設使用※2	特殊乗車券等の無料交付※3	通常はがきの交付(郵便料金)	通常の作	ビラの作成	選挙カーの使用	選挙カー等の立札・看板の作成	新聞広告	政見放送	経歴放送	
○は公営で行われるもの △は公営であるが得票数等に一定の制限があるもの(条件に満たない候補者は自己負担) □は都道府県または市区町村の条例で公営にできるもの ×は公営で行われないもの(費用負担は候補者) 空欄は制度がないもの(選挙運動に使用できないもの)																	
衆議院小選挙区	候補者届出政党			×	×	×	×		×	×	×	×	×	○	○		
	候補者	○	○	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△	△	○		○
衆議院比例代表※1		○		×	×	×	×					×	×	×	△	○	
参議院比例代表	名簿届出政党	○			×									×	△	○	
	名簿登載者			△	△	○	×	○	○	△	△	△	△				
参議院選挙区		○	○	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○
都道府県知事		○	○	□	×	○	×	○	○	×	□	□	×	×	○	○	○
都道府県議会議員		□	□	□	×	○	×	○	○	×	□	□	×	×			
市区町村長		□	□	□	×	○	×	○	○	×	□	□	×	×			
市区町村議会議員		□	□	□	×	○	×	○	○	×	□	□	×	×			

※1：衆議院比例代表選挙は、衆議院名簿届出政党等だけが選挙運動を行うことができます。

※2：個人演説会のため、公営施設(市区町村の選挙管理委員会が指定した施設)を1回に限り無料で使用できます(2回目以降は有料)。政党演説会、政党等演説会にも公営施設を使用できますが、すべて有料となります。公営施設使用の場合は市区町村の選挙管理委員会に開催日の2日前までに申し出なければなりません。なお、1回の使用時間は5時間以内です。

※3：衆議院小選挙区選挙・参議院選挙区選挙・知事の選挙では、15枚の特殊乗車券の交付を受けることができ、各候補者は鉄道やバスなどを無料で利用できます。参議院比例代表選挙では、参議院名簿登載者は各々6枚の特殊乗車券または特殊航空券の交付を受けることができ、鉄道やバス、飛行機などを無料で利用できます。

■ 選挙の供託金額と供託物没収点

選挙の種類	供託金額	供託物没収点
衆議院議員（選挙区）	300万円	有効投票総数×1/10
参議院議員（選挙区）	300万円	有効投票総数÷議員定数×1/8
都道府県知事	300万円	有効投票総数×1/10
政令指定都市の市長	240万円	
市区長	100万円	
町村長	50万円	
都道府県議会議員	60万円	有効投票総数÷議員定数×1/10
政令指定都市の市議会議員	50万円	
市区議会議員	30万円	
町村議会議員	15万円	
衆議院議員（比例代表）	名簿単独登載者数×600万円 +重複立候補者数×300万円	没収額=供託金額-{(300万円×重複立候補者のうち小選挙区の当選者数)+(600万円×比例代表の当選者数×2)}
参議院議員（比例代表）	名簿登載者数×600万円	没収額=600万円×{名簿登載者数-(当選人×2)}

なり手不足対策で公職選挙法が改正

地方議員のなり手不足対策の一環で、公費負担の拡大を盛り込んだ改正公職選挙法が2020年6月8日に成立しました。2020年12月8日以降に告示される町村長・町村議会議員選挙から適用されています。本改正により、町村長・町村議会議員選挙におけるポスターの作製や街宣車にかかる経費を公費で賄うことが可能になりました（自治体での条例整備が必要）^{※P94,95}。また、これまで町村議会議員選挙では認められなかったピラの配布が1600枚（2種類以内）まで解禁される一方^{※P77,142}、当該選挙への立候補には15万円の供託が義務付けられています。

本法案は全国町村議会議長会などが要望し、議員立法で第201回国会に提出されました。

2 報酬と実費弁償の支給（候補者負担）

選挙運動をする際には、さまざまな人に選挙運動員、選挙事務員または労務者として働いてもらう必要がありますが、選挙運動員には報酬を支払うことはできません。実費弁償ができるだけです。

事務員、車上等運動員、手話通訳者、要約筆記者^{*P98}、労務者には報酬を支払うことができます。このうち、労務者以外に報酬を支払う場合は、支給する対象者をあらかじめ選挙管理委員会に届けておく必要がありますが、労務者に報酬を支払う場合には事前の届出は必要ありません。

また、選挙運動に従事する人、または、選挙運動のために使用する事務員や労務者に対する費用などの支給については、P99の表のように定められています。この額や提供数を超えて支給すると買収行為となるため注意が必要です。

有権者に働きかける行為は単純なものであっても選挙運動になります。したがって、有権者にビラを配ったり、候補者と一緒に手を振ったり、投票依頼の電話かけをすることは選挙運動にあたりますので、お金を払うと買収になります。また、労務者に選挙運動をさせることはできません。

3 弁当の提供（候補者負担）

下記の条件を満たせば、選挙事務所で弁当を提供してもOKです。

〔弁当提供の条件〕

提供者：候補者

期 間：立候補の届け出をした時から投票日の前日までの間

対 象：選挙運動員（応援弁士を含む）および労務者

用 途：選挙事務所で食べるため

場 所：選挙事務所で渡す

数 量：総数 = 45食 × 選挙運動期間

※総数以内であれば、どのような配分で弁当を提供してもOK

価 格：「一人につき、1食あたり1,000円以内、1日あたり3,000円以内」
の基準にしたがい、都道府県の選挙管理委員会が定める額



要約筆者

要約筆記とは聴覚障がい者への情報保障手段の一つであり、話されている内容を要約し文字として伝えることを言う。また、この作業に従事する通訳者のことを要約筆者と呼ぶ。

■ 選挙運動期間中の選挙従事者への報酬支給・実費弁償・弁当提供についての制限

対象	報酬の支給	実費弁償	弁当の提供
労務者 【有権者への働きかけ不可】 人数制限なし	可（届出不要） ・ 1日10,000円以内（弁当実費との合計） ・ 超勤手当 1日 5,000円以内 ※ 1	・ 旅費・交通費実費 ・ 宿泊料1泊10,000円（食事料含まず） ・ 弁当料・茶菓料は不可 ※ 3	提供できない ・ 提供した場合は、報酬から弁当の実費額を差し引く
選挙事務員 【有権者への働きかけ不可】 1日50人以内（期間中 250人まで異なる者を届け出て支給できる）※ 4	可（事前届出必要） ・ 1日10,000円以内 ・ 超勤手当不可 ・ 氏名等届出日から投票日前日まで ※ 2	選挙事務員と車上運動員は第 197条の2の2項で実費弁償+報酬可となっている。 ・ 旅費・交通費実費 ・ 宿泊料1泊12,000円（2食分含む） ・ 弁当料 1食 1,000円 1日 3,000円 ・ 茶菓料 1日 500円 ※ 3	選挙事務所で渡すものに限る（政党の選挙事務所では不可） ・ 立候補届出後から投票日前日まで ・ 1食 1,000円 1日 3,000円以内（選管が告示） ・ 期間計で 45食×日数（選挙運動期間）以内（事務所1カ所増につき+ 18食×日数） ※弁当以外は湯茶・お茶うけ程度の菓子のみ
車上等運動員 手話通訳者 要約筆記者 人数は同上（人数制限は選挙事務員との合計数）※ 4	可（事前届出必要） ・ 1日15,000円以内 ・ 超勤手当不可 ※ 2	・ 旅費・交通費実費 ・ 宿泊料1泊12,000円（2食分含む） ・ 弁当料 1食 1,000円 1日 3,000円 ・ 茶菓料 1日 500円 ※ 3	・ 1食 1,000円 1日 3,000円以内（選管が告示） ・ 期間計で 45食×日数（選挙運動期間）以内（事務所1カ所増につき+ 18食×日数） ※弁当以外は湯茶・お茶うけ程度の菓子のみ
上記以外の選挙運動員	不可		

※ 1 金額は基準額（選管が決定・告示）。政党に係るものは制限適用なし（社会通念上妥当な額）。

※ 2 候補者の選挙運動に従事する者の金額は基準額（実際には選管が決定・告示）。参院選の比例名簿届出政党は不可。衆院選の政党による選挙運動に従事する者はこの金額（届出不要、期間・人数制限なし）。

※ 3 候補者の選挙運動に従事する者の金額は基準額（実際には選管が決定・告示）。政党による選挙運動に従事する者は制限適用なし（社会通念上妥当な額）。

※ 4 各地方選挙における候補者の選挙運動に従事する者の人数の制限は下記の通り。

○都道府県知事選挙	1日 50人以内
●都道府県議会議員選挙	1日 12人以内
○政令指定都市市長選挙	1日 34人以内
●政令指定都市議会議員選挙	1日 12人以内
○政令指定都市以外の市及び特別区の長の選挙	1日 12人以内
●政令指定都市以外の市及び特別区の議会議員選挙	1日 9人以内
○町村長選挙	1日 9人以内
●町村議会議員選挙	1日 7人以内

（期間中、それぞれこの員数の5倍まで異なる者を届け出て支給できる）

4-7 選挙違反と「連座制」

連座制とは、候補者と一定の関係にある者（親族など）、または選挙運動で重要な役割を果たす者（組織的選挙運動管理者など）が、買収罪などの悪質な選挙違反を犯して刑に処せられた場合（執行猶予を含む）、候補者が直接買収行為などに関わっていなくても、当選している場合は当選が無効になり、当選または落選にかかわらず、同じ選挙で同じ選挙区から5年間は立候補できないという立候補制限が科せられる制度です。

具体的に、「連座制」が適用される犯罪行為には次のようなものがあります。

- ①買収罪
- ②利害誘導罪
- ③多数人買収罪・多数人利害誘導罪
- ④公職の候補者や当選人に対する買収罪・利害誘導罪
- ⑤新聞・雑誌の不法利用罪
- ⑥選挙費用の法定額違反（出納責任者のみ）

なお、次のような行為は買収罪とみなされます。

- ①有権者に食事などを提供する（供応）
- ②有権者を観劇などに無料または低額で招待する
- ③投票日当日、候補者の陣営が有権者をバスで投票所まで送迎する
- ④車上等運動員に対して法律に定める額を超えて報酬を支払う
- ⑤選挙運動員に対して実費を超えて実費弁償の名目で金を支払う

■ 連座制の対象者と適用事由

対象者	適用事由
総括主宰者 [※]	買収罪などの悪質な選挙違反を犯し、 罰金以上の刑 に処せられた場合（執行猶予を含む）
出納責任者	
地域主宰者 [※]	
親族	買収罪などの悪質な選挙違反を犯し、 禁固以上の刑 に処せられた場合（執行猶予を含む）
秘書	
組織的選挙運動 管理者など	



総括主宰者

選挙運動の全体をとりまとめる人を言う。

地域主宰者

一部の地域の選挙運動をとりまとめる人を言う。

「出納責任者」とは？

出納責任者とは、選挙運動の収支について一切の責任と権限を持つ人を言います。例えば、参議院議員通常選挙の場合、比例代表選挙においては中央選挙管理会、選挙区選挙においては都道府県選挙管理委員会に届け出る必要があり、もし出納責任者の選任届出をしないうちに、出納責任者が寄附を受けたり支出をしたりすると罰せられます。また、出納責任者が買収罪などで有罪となれば、連座制が適用されます。

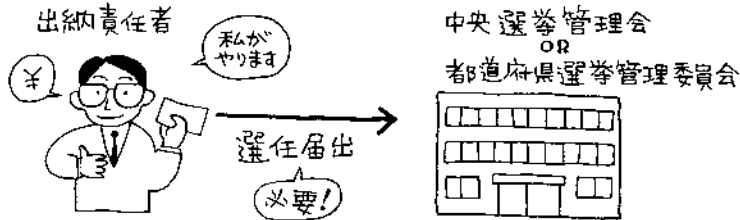
また、選挙が終了しても出納責任者には、次のような義務が課せられています。

〔収支報告書の提出〕

出納責任者は、選挙運動に関するすべての寄附および収支について記載した報告書を、投票日から15日以内に添付書類とともに提出しなければなりません。

〔関係帳票の保管〕

出納責任者は、会計帳簿、明細書、支出を証明する書面（領収書など）を、収支報告書を提出した日から3年間、保存しなければなりません。



「組織的選挙運動管理者」とは？「意思を通じて」とは？

「連座制」の適用となる者のうち「組織的選挙運動管理者」とは、候補者と「意思を通じて」行われる選挙運動で、選挙運動の計画の立案・調整を行う人、あるいは選挙運動に従事する人たちの指揮・監督を行う人、さらにはその他選挙運動の管理を行う人を指します。

ここで「組織」の中には労働組合も含まれますし、また「組織的選挙運動管理者」は、「選挙運動全体の計画を立てる人だけでなく、ビラ配りの計画を立てる人、電話作戦の指揮監督を行う人、選挙運動従事者への弁当の手配を行う人など、末端の責任者もこれに当たる」とされていますので、注意しましょう。

また、「連座制」の規定にある、候補者と「意思を通じて」という意味は、実際に意思を明確に伝えたか否かにかかわらず、組織として選挙運動を行うことについて暗黙の了解がある場合も含まれます。

すなわち、選挙のたびに組織としてある候補者の選挙運動を行っている場合、その候補者と組織を代表する者との間に“今回もよろしく”程度のやりとりがあった場合でも、「意思を通じて」いるとみなされることがあります。

連座制の免責と、そのための「相当の注意」

候補者や候補者を支援する組織に対して、選挙浄化^{*}のために厳しい責任を負わせるのが連座制ですが、公職選挙法第251条の3第2項の免責規定に該当する場合には適用されないとされています。その中に「候補者等が、公職選挙法第251条の3に規程する罪に該当する行為を行うことを防止するため相当の注意を怠らなかったとき」とあるものの、「相当の注意」※が認められた事例はこれまでにないことから、私たちは違反のない取り組みを企画・実践すると同時に、一層の学習活動を行っていく必要があります。



選挙浄化

公職選挙法を遵守し、違反のない公明正大な選挙運動によりクリーンな選挙にしていくこと。

相当の注意

「社会通念上それだけの注意があれば、組織的選挙運動管理者等が買収行為等の選挙犯罪を犯すことはないだろうと期待し得る程度の注意義務」をいい、具体的には「組織的選挙運動管理者等が買収等をしようとしても容易にできないだけの選挙組織上の仕組みを作り、維持することであり、組織的選挙運動管理者等に役割ないし権限が過度に集中しないように留意し、選挙資金の管理及び出納が適正明確に行われるように十分に心掛け、その上で対象罰則違反の芽となるような事項についても、この防止をはかるために候補者等を中心として常時相互に報告、連絡および相談し合えるだけの態勢をとっていた場合等」と解される。

政治活動 Q&A

質問…候補者を擁立している構成組織が、支援組織と打ち合わせの会議を行いました。その後、夕食懇談会を開催し、懇談会費を負担した場合、問題はありますか？

回答…投票依頼の会合の懇談会であれば、買収・供応が成立します。選挙関係の会合についての飲食は、選挙の公(告)示日が近い場合は避けましょう。



労働組合の政治活動と 個人情報保護法

2003年に成立した「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法：以下、法という）では、個人情報を扱う企業や団体（個人情報取扱事業者）に対し、情報の利用目的の通知や第三者に情報を提供する際の本人の同意を義務づけています（当初5千人以下の個人情報しか有しない中小企業・小規模事業者は対象外とされていましたが、法改正により2017年からすべての事業業者に適用されました）。

政治団体が政治活動を目的に個人情報を使用する場合には、個人情報取扱事業者の義務等は適用外となりますが（法第76条第1項）、労働組合は政治団体ではありませんので法の適用外とはなりません。しかしながら、労働組合が組合員名簿を使って政治活動を行う場合には、あらかじめ「プライバシーポリシー」等において「政治活動・選挙運動に利用すること」を組合員が想定できるような利用目的として掲げることにより、問題なく利用することができます（法第15条第1項、第18条第2項：利用目的の特定と明示）。

一方、労働組合が政治団体等（候補者の後援会や選挙事務所、労働組合の政治団体も含む）に組合員の名簿を提供する場合には第三者提供に当たるため、原則として事前に組合員本人の同意を得ておく必要があります（法第23条第1項）

なお、法第43条第2項において、「政治団体等に個人情報を提供する行為には、個人情報保護委員会はその権限を行使しない」とされていますが、これは「個人情報保護委員会が立ち入り調査をしない」という趣旨であり、個人情報を同意なしに第三者に移転してよいという条文ではありませんので留意が必要です。

<参考>@ RENGU 資料データベース

連合本部「労組の政治活動における個人情報の取り扱いに関する対応指針」（2005年4月）

Chapter

5

政治資金規正法 のポイント

.....

政治活動を行うためには、一定の資金が必要です。しかし、その政治資金をめぐる不正行為が行われることも少なくなく、幾度となく政治資金について制限が加えられてきました。

政治資金規正法については、専門的な用語も多く難解なイメージがありますが、「寄附の制限」など労働組合に関わりのある事柄も含んでいます。その意味では、最低限の知識・理解が必要です。

.....

5-1 政治資金規正法

政治資金規正法は、次の3つの柱で構成されています。

- ①政治資金の流れの公開
- ②政治資金の流れの制限
- ③政治資金の運用の制限

①政治資金の流れの公開

政治資金の流れを公開するのは、国民に判断の資料を提示し、政治のために要する資金の動きをガラス張りにする事で規正の効果をあげることが目的です。

具体的には、政治団体に対し、毎年1回、年間の政治資金の収支について報告書（収支報告書）を作成し、これを都道府県の選挙管理委員会（2つ以上の都道府県にまたがる団体については選管を経由して総務省）に提出することを義務付けています。

提出された収支報告書の要旨は、官報または都道府県の公報を通じて公表され、公表後3年間是一般の人々が閲覧できるようになっています。さらに、インターネットでの公開も進められています。

②政治資金の流れの制限

政治資金の流れを制限しているのは、政治資金の集め方と渡し方に節度を持たせることで、その公正なやりとりを実現することが目的です。

政治資金の流れを制限する最も大きなものは、「寄附」に対するものであり、量的・質的にさまざまな制限を設けています。

③政治資金の運用の制限

政治資金は、政治活動に純粋に使われるべきものなので、政治資金が投機的に用いられることのないように、株式での投資などの「政治資金の運用」が制限されています。

5-2 「政治団体」とは？

政治団体（政党その他の政治団体）^{※ P108}とは、政治上の主義や施策を推進・支持、またはこれに反対することを本来の目的とする団体や、特定の政治家を推薦・支持、またはこれに反対することを本来の目的とする団体のことです（労働組合は政治活動をしていても政治団体ではありません）。

政治団体には主として以下のような種類があります。

■ 政党

政治資金規正法上、所属する国会議員の数または直近の国政選挙における得票率が一定以上の要件を満たす政治団体です。企業・団体からの寄附の受入などについて、優位な地位が認められています。

■ 政治資金団体（政党が指定）

政党のために資金上の援助をすることを目的とする、政党の献金の受け皿となる団体で、各政党が1団体に限り指定できます。

■ 後援団体

政治団体のうち、特定の政治家または公職の候補者を支援することを主たる目的とするもので、いわゆる議員（候補者）の後援会がこれにあたります。

■ 資金管理団体（政治家が指定）

政治家の政治資金を管理し、政治資金の拠出を受ける団体として、その者が代表者である政治団体のうちから1団体に限り指定できます。

■ 国会議員関係政治団体

国会議員またはその候補者が代表者である政治団体、国会議員またはその候補者を支援することを本来の目的としている政治団体で、寄附に関する税の優遇措置を受けるものがこれにあたります。選挙区を単位とする政党の支部で、国会議員が代表者であるものもこれにあたります。

■ それ以外の政治団体

例えば、労働組合がつくる政治団体など、上記の政治団体以外の政治団体もあります。

政治団体設立届出の際の提出文書

政治団体は、その組織した日または政治団体となった日から7日以内に、規約等を添付して設立届を提出しなければなりません。

収支報告書への記載

収入については、同一の者（団体）からの寄附で年間5万円を超える場合には、その者の氏名・住所・職業・金額・年月日などを公開しなければなりません。支出については、1件5万円以上の支出（国会議員関係政治団体においては1万円を超える支出）を公開しなければなりません。

労働組合が設立する政治団体

労働組合が構成員各々人の同意を得て、任意に「政治団体」を設立し、届け出ることができます。〇〇政治連盟などの名称の団体が多く見られますが、これによって寄附も可能になります。一方、政治団体の会員は個人に限られるので、労働組合は会員になることも寄附もできませんが、政治資金パーティーのパーティー券を購入することはできますので、労働組合はいわゆる応援団的な存在です。



「政党その他の政治団体」と「政党その他の政治活動を行う団体」

公職選挙法および政治資金規正法における「政党その他の政治団体」と「政党その他の政治活動を行う団体」は次のような団体を指すものと解されている。

◎「政党その他の政治団体」（政治資金規正法・公職選挙法）

政治活動を本来の目的とする団体、特定の公職の候補者等を推薦・支持することを本来の目的とする団体、政治活動を主たる活動として組織的・継続的に行う団体、特定の公職の候補者等を推薦・支持することをその主たる活動として組織的継続的に行う団体のことを指す。

◎「政党その他の政治活動を行う団体」（公職選挙法）

「政党その他の政治団体」より範囲が広く、例えば、経済団体、労働団体（労働組合）、文化団体等がたまたま選挙時において政治上の主義もしくは施策を推進し、支持したり特定の候補者を推薦し、支持するような場合も含まれる。

政治資金の流れ／寄附行為には どんな制限があるのか？

政治資金規正法の核とも言うべき「政治資金の流れ」に関する制限では、寄附に対してさまざまな視点から制限を加えています。

1 質的制限

寄附の質的制限は、寄附者に一定の制限を設けたもので、国などから補助金を受けている会社、赤字会社、外国人・外国法人からの寄附や、他人名義・匿名による寄附が禁止されています。

また、会社、労働組合およびその他の団体（政治団体を除く）が行う「政治活動に関する寄附」は、政党、政党支部および政治資金団体（政党が指定）に対するものを除き、禁止されています。

さらに、個人や政党以外の政治団体が政治家に対して行う「政治活動に関する寄附」は、選挙運動に関するものを除き、「金銭等」によるものを禁止しています。

なお、政治活動に関する寄附は、寄附者の自発的な意思にもとづいて行われるべきものであるため、寄附をあっせんする際の威迫的行為の禁止、公務員の地位利用による寄附への関与禁止などの制限が設けられています。

個人が提供できる寄附への制限と税の優遇措置

個人が提供する寄附については、匿名の寄附を禁止するなど、質的にも制限しています。

また、個人が提供した政治活動のための寄附のうち、一定の要件に該当するものは所得税法上の特定寄附金とみなされ、所得控除の対象となります。また、政党・政治資金団体に対する寄附に限って、税額控除（控除率30%）と所得控除のいずれか有利な方を選択することができます。

なお、本人名義以外の名義または匿名による寄附をすることはできません。

ただし、政党や政治資金団体に対し、街頭や一般に公開される演説会・集会の会場などで行う 1,000 円以下の寄附については、匿名の寄附（政党匿名寄附）も認められます。

2 量的制限

個人

寄附の量的制限には、1人の寄附者が1年間にできる寄附額の総量を制限する「総枠制限」と、1人の寄附者が同一の者に対して1年間にできる寄附額を制限する「個別制限」とがあります。

■ 寄附の量的制限（総務省ホームページより抜粋）

寄附者		個人		会社・労働組合・職員団体・その他の団体	
		総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限
受領者					
政党 政治資金団体		年間 2,000万円	総枠の範囲内で 個別制限なし	資本金・組合員数等（※4）に応じて年間 750万円～1億円	総枠の範囲内で 個別制限なし
その他の政治団体	資金管理団体	年間 1,000万円（※1）	年間 150万円（※2）	禁止	
	資金管理団体以外の政治団体	公職の候補者に対するものは金銭等に限り禁止（※3）	年間 150万円		
公職の候補者			金銭等に限り禁止（※3） その他は年間 150万円		

※1 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附については、制限はない。

※2 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする寄附（特定寄附および自己資金による寄附）については、制限はない。

労働組合・職員団体

総枠制限は団体の規模などによって異なり、労働組合・職員団体の場合は、構成員数に応じて異なります（政治資金規正法第21条の3）。

構成員数（組合員数）	総枠制限
5万人未満	750万円
5万人以上10万人未満	1,500万円
10万人以上15万人未満	3,000万円
15万人以上45万人未満	3,500万円～6,000万円 ※構成員数が5万人増えるごとに制限額が500万円ずつ増加
45万人以上110万人未満	6,300万円～9,900万円 ※構成員数が5万人増えるごとに制限額が300万円ずつ増加
110万人以上	1億円

政治団体					
政党		政治資金団体		その他政治団体	
総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限
制限なし					
制限なし				年間 5,000万円	
制限なし					
制限なし		金銭等に限り禁止（※3） その他は制限なし			

※3 選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附^{※P113}ができる。

※4 「その他の団体」については「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。

（注）個人の遺贈による寄附については、総枠制限および個別制限は適用されない。

労働組合等の団体はどこに寄附ができるのか？

労働組合などの団体は、政党・政治資金団体だけに寄附ができます。会社は資本金、労働組合は組合員数、その他の団体は、年間経費による上限規制があります。なお、〇〇労働組合等の単一組織は、上限額を本部と支部の合算で捉える必要があります。

①議員の資金管理団体に対して

- イ、選挙時においても、議員や議員の後援会には、金銭・物品に限らず寄附できない。
- ロ、議員に支払う講演料や原稿料は、通常の範囲内であれば支払えるが、源泉所得税を支払う必要がある。

②労働組合・企業の単位とは

- イ、労働組合法および公務員法・会社法による（法人登記が必要）。
- ロ、労働組合・企業・業界の連合会、地協や協議会などで登記されていない組織は、その他団体として、年間経費を基準とした寄附制限がある。

③労働組合の政治活動資金と政治活動に関する寄附の違い

- イ、労働組合活動の範囲内の政治活動資金は政治資金規正法の対象外。
- ロ、労働組合の資金を政党や政治資金団体に寄附しようとする場合に、初めて政治資金規正法が適用され、制限を受ける。

④労働組合の政治団体とは —— 〈例〉政治活動委員会・政治連盟

- イ、法律上は「その他政治団体」になり、労働組合からこの組織へは寄附できない。
- ロ、組合員の個人寄附は自由だが、寄附の機関決定やチェックオフによる寄附金の集金は禁止。

八、ただし、組合員が会員になり、会費を支払うのは自由。本人の同意があれば会費のチェックオフもできる（本人及び使用者側の同意が必要）。

⑤寄附のあっせんについて

政治資金規正法第22条の7で、「何人も、政治活動に関する寄附に係る寄附のあっせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあっせんに係る行為をしてはならない」「政治活動に関する寄附に係る寄附のあっせんをする者は、いかなる方法をもってするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附を集めてはならない」とされています。



金銭等による寄附

選挙運動における個人から1候補者への金銭等に関する寄附は、年間150万円以内で物品または金銭・有価証券が認められている（物品は金額に換算し計算されるが、可否の線引きが不明確であるため、必要に応じて選挙管理委員会に問い合わせる等、注意が必要）。いわゆる「陣中見舞い」がこれに当たるが、湯茶や茶うけに用いる程度の菓子以外の飲食物（料理、弁当、サンドイッチ、お酒、ジュースなど）は提供が禁止されている。なお、当選祝においては、金銭・有価証券は禁止だが、物品のほか、陣中見舞いで禁止されている飲食物の差し入れは可能である。

5-5 政治資金パーティーに関する制限

政治資金規正法は、「政治資金パーティー」についても規定しています。

政治資金パーティーは、一般の催し物と見分け方が難しいケースもありますが、政治資金規正法では、政治資金パーティーの開催者に対して、対価を支払う者（パーティー券の購入者）に、その対価の支払いが政治資金パーティーの対価の支払いであることを書面（告知文書）で知らせることを義務付けており、告知文書に「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです」と記載されているものが政治資金パーティーだと考えればよいでしょう。

なお、寄附の制限と同様に、政治資金パーティーの対価の支払いについても、あっせんをする際の威迫的行為の禁止、公務員の地位利用による関与の禁止などの制限が設けられています。

政治資金パーティーをめぐる規制

ア. 政治資金パーティーの対価収入の公開

1つの政治資金パーティーにおいて、同一の者からの対価の支払いの合計が5万円を超えるものについては、政治資金パーティーを開催した政治団体の収支報告書に、対価を支払った団体の名称・所在地・代表者名、その金額、年月日が記載され、収支報告書の要旨が官報（全国団体の場合）または都道府県の広報（地方団体の場合）により公表されます（政治資金規正法第12条、第20条）。

イ. パーティー券の購入代金と寄附の量的制限

政治資金パーティーの対価の支払いは寄附ではありません。したがって、寄附の年間総枠とは別に、政治家や政治家の後援会などが開催する政治資金パーティーのパーティー券を購入することができます。また、寄附ではありませんので、労働組合もパーティー券を購入することができます。

政治活動 Q&A

質問…労働組合が日頃お世話になっているので、選挙事務所に陣中見舞いを出したいのですが、ダメですか？

回答…労働組合等の団体は、政治家に対して寄附ができませんので、陣中見舞いを出すこともできません。ただし、労働組合の委員長が個人として出す分には何の問題もありません。また、政治団体から候補者へは寄附ができますので、労働組合に政治団体があれば、その政治団体から陣中見舞いを出すことは可能です。

質問…労働組合の政治団体の会費を給料からチェックオフしていますが、問題はありますか？

回答…政治資金規正法第22条の7では、政治活動に関する寄附に係わる寄附のあっせんをする場合において、相手方に対して業務、雇用その他の関係または組織の影響力を利用して威迫する等、その意思を拘束する方法で寄附のあっせんをする行為は禁止されています。また、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金等からの控除による方法で寄附を集めてはならない、とされています。しかし、会費の徴収は禁止されていないので、自由意思で政治団体の会員になり、その会費を控除によって支払うことは禁止されていません。

政治資金の透明性を確保するための措置

2024年12月24日、第216臨時国会において政治改革関連3法案が成立しました。そのうち、「政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置に関する法律」により、今後、国会に政治資金監視委員会を設置し、国会議員関係政治団体の収支報告書の記載の正確性を監視するなど、政治資金の透明性を確保する措置などが講じられることとなっています。

Chapter

6

選挙運動 実践のポイント

.....

公（告）示後の選挙運動にはさまざまなルール・規制が設けられています。

.....

ウェブサイト（ホームページ）や ブログ、動画配信等を利用した活動

実施時期

公（告）示前～公（告）示後（投票日以外）

①この活動の趣旨

ウェブサイト（ホームページ）やブログ、動画配信等を利用し、私たちが推薦決定した「候補（予定）者」の名前を浸透させ、掲げた政策の理解をはかり、支持者を増やすための活動として行う。

②法的根拠

公（告）示前：政治活動として堂々とできる。ただし、投票の依頼は事前運動に当たるので行わない。

公（告）示後：合法的な選挙運動として、組織でも個人でも可能。政策を送ったり、支援する候補者の演説日程、および演説会の日程等の案内を行う。

選挙終了後：画面を通じて選挙の結果報告を行う。

③ポイント&ノウハウ

公（告）示前：“政治活動は、組合員の皆さんの生活を守る大切な活動であること”を自分たちの言葉で言う。また、今回の選挙の意義や重要性を政治活動の範囲内で主張していく。

公（告）示後：今回の選挙の重要性を主張し、なぜ推薦候補者の選挙運動を行うのか、その取り組みの理由をしっかりと説明する。

④注意事項

公（告）示前：労働組合活動の一環として行うので、「選挙運動の3要素」を十分把握した上で選挙違反行為は絶対に行わない。

公（告）示後：候補者の政策やビジョンを組合員の視点に立って主張していく。なお、掲載した選挙運動用文書図画は投票日当日には更新できない。

選挙終了後：結果報告を丁寧に行う。

〈例〉

公（告）示前：「先日労働組合の中央委員会で推薦決定した<〇〇さんの後援会>の入会に現在取り組んでいます。〇〇さんは、私たちの職場の先輩です」

公（告）示後：「〇〇さんは、社会の不平等をなくすことをやり遂げる政治家です。今日は、△△で個人演説会がありますので、仲間や家族を誘い合って皆で出かけましょう」

選挙終了後：「このたびは皆さまから絶大なご支援をいただき、厳しい選挙戦であったにもかかわらず、当選することができました。ありがとうございました。これから皆さまの信頼に応えるべく、決意を新たに取り組んでまいります。今後ともご支援たまわりますようお願い申し上げます」

SNS (X、フェイスブック、LINE 等) を利用した活動

実施時期

公(告)示前～公(告)示後(投票日以外)

①この活動の趣旨

SNSは個人でも手軽に情報発信ができる。組織としての利用も可能。自分たちが主張する政策を実現するための作戦を行うにあたり、組織および各自で「アカウント」を作成し、選挙区の有権者に対して積極的に発信し、友達を増やしていく。

②法的根拠

公(告)示前：投票依頼は事前運動になるのでできないが、政策の提案や集会等への参加を呼びかける内容ならOK。

公(告)示後：誰でもできる選挙運動なので、投票の依頼を含めて自由にできる。

③ポイント&ノウハウ

公(告)示前：選挙運動につながるような表現はできない。特に「特定の人への投票依頼」にならないように注意する。

公(告)示後：投票依頼はできるが、あまり露骨な投票依頼はかえって逆効果になる可能性があるため、ポイントになる政策の実現に向けた協力を呼びかけるような内容にする。

④注意事項

公（告）示前：選挙運動はできないので、政策への理解を求めることを中心にする。

公（告）示後：選挙運動の一環として、自分の友人や知り合いに、個人的に心を込めてお願いすることができる。
なお、投票日当日に特定の候補者や政党への投票を呼びかける投稿（シェアやリツイートを含む）はできない。

〈例〉

公（告）示前：「今、私が関心を持っている『税金の使い道』について、最も確かな考え方を持っている人です」「税金の使い方に興味を持っている人は返信してください」

公（告）示後：「今回の選挙で、私が『イチオシ』の人で、〇〇〇〇さんと言います。投票日には、〇〇さんに是非投票してください」

6-3 電子メールを利用した活動

実施時期

公（告）示前、投票日当日

①この活動の趣旨

公（告）示前の電子メールを利用した活動は組織でも個人でも可能であり、次のようなものがある。

- ・労働組合が推薦した理由や候補（予定）者の政策を送る。
- ・メールで、候補（予定）者の政治文書（例：〇〇通信）を個人用のアドレスに送信する。
- ・労働組合が推薦した人の後援会入会を、個人のメールアドレス宛にお願いする。
- ・後援会活動（演説会やイベント等）の案内を送信する。
- ・候補（予定）者の名前の知名度を向上させるとともに、労働組合が行う政治活動に対する理解浸透をはかり、さまざまな活動への参加をお願いする。

②法的根拠（公職選挙法第142条第4項）

公（告）示前は政治活動なので、電子メールを利用した活動が可能だが、投票の依頼を行うと事前運動になるので表現に注意する。

③ポイント&ノウハウ

公（告）示前：“政治活動は、組合員の皆さんの生活を守る大切な活動であること”を自分たちの言葉でメール本文に記載する。また、今回の選挙の意義や重要性を政治活動の範囲内で主張していく。

公（告）示後：候補者・政党等以外の者は、電子メールによる選挙運動はできない。

④ 注意事項

公（告）示前は労働組合活動の一環として行うので、「選挙運動の3要素」を十分把握した上で、選挙違反行為は絶対に行わない。

〈例〉

公（告）示前：「〇〇さんの活動報告会がありますので、是非出席してください。

〇〇さんは、私たちの職場の大先輩ですのでよろしくお願ひします」

投票日当日：（投票日当日は、棄権防止活動の一環として行う）

「今日は、選挙の投票日です。〇〇労働組合では、棄権防止のため多くの人に投票所へ行くように呼びかけています。仲間や家族を誘い合って、皆で投票に出かけましょう」

※特定の候補者への投票依頼は厳禁。

6-4

支持者（後援会入会）カードの配布活動

実施時期

公（告）示前

①この活動の趣旨

私たちが推薦決定した「候補（予定）者」の政策の理解浸透をはかり、知名度を上げ、支持者を増やすための「後援会活動」（政治活動）として行う。

②法的根拠（公職選挙法第138条）

政治活動なので堂々と取り組める。ただし、投票の依頼は事前運動になるので行わない。また、戸別訪問と見なされる可能性があるため、選挙が近づいたら訪問活動は行わない、あるいは不特定の人を対象に訪問活動を行わない。

③ポイント&ノウハウ

自分の職場の人へ「支持者（後援会入会）カード」を配布する。基本は、親しい人から親しい人へお願いする。その地域で生まれ育った人は知り合いが多いが、転勤してきた人等は知り合いが少ない場合もあるので、しっかり理由を説明して丁寧に行う。一人で行わず、みんなで手分けして、組織的に行うのがポイント。なぜこの活動を行うのか等、この取り組みの理由をしっかりと説明する。“政治活動は、組合員の皆さんの生活を守る大切な活動であること”を自分の言葉で表現して説明してみよう。

④注意事項

政治活動の一環として行うので、「選挙運動の3要素」を十分把握し、選挙違反行為は絶対に行わない。

〈例〉

「先日、労働組合の中央委員会で推薦決定した<〇〇さんの後援会>の入会カードのお願いです。〇〇さんは私たちの職場の先輩です。〇〇さんは、働く者・生活者の立場に立った政策の実現や、私たちの税金の無駄遣いをなくすることができる、政治家にふさわしい人です。是非ご協力をお願いします。家族や親せき、ご友人などもご紹介いただけますでしょうか？」

6-5 職場での面談活動

実施時期

公（告）示前、公（告）示後

①この活動の趣旨

公（告）示前：政治活動として行う活動なので、堂々と取り組める。

公（告）示後：通常の労働組合活動として、また、棄権防止活動の一環として行う。

②ポイント&ノウハウ

公（告）示前：1対1で行い、できるだけ落ち着いた場所1対1の対面で行う。後援会入会カードの回収作業の一環として行うので、雰囲気づくりに注意する（相手との関係性を考慮しつつ、丁寧に行い、高飛車になったり押しつけになったりしないようにして、相手の事情を考慮する。言葉遣いにも注意）。多くの入会カードを集めることができる人とできない人がいる。できない理由をしっかりと聞いて受け止める。1人で100枚のカードを集めるのは難しいが、100人で100枚のカードを集めることはそれほど難しくはない。

公（告）示後：普段の労働組合活動が終わった後で、棄権防止活動として、投票に行けるかどうかを尋ねる。または必ず投票に行くように促す。

③注意事項

公（告）示前：後援会入会カードの回収作業の一環として行うので、選挙運動ではない。したがって、事前運動でもないので、「選挙運動の3要素」を充分把握し、選挙違反となる行為は絶対に行わない。

公（告）示後：棄権防止活動は、他の労働組合活動の終了後に棄権防止の重要性を話す。

〈例〉

「先日お願いした〇〇さんの後援会入会カードですが、今週が締切りなのでいただきに参りました。皆さんの反応はいかがですか？なかなかカードが集まらなくて困っています。何かよい知恵があったら教えてください」

6-6 電話活動

実施時期

公（告）示前、公（告）示後、投票日当日

①この活動の趣旨

公（告）示前：後援会入会カード記入の御礼とともに、支持者が紹介した人へ支援の確認を行う。

公（告）示後：候補者への投票の依頼を行う。

投票日：棄権防止を訴える（特定の候補者への投票依頼は厳禁）。

②法的根拠

公（告）示前：政治活動の一環として行う活動なので事前運動ではない。選挙運動にならないように「選挙運動の3要素」は言わない。

公（告）示後：ファックスやメールでの投票依頼は法定外文書になるので禁止（メールは候補者・政党等のみ可能^{* P88,89}）。電話やSNSによる選挙運動は合法。

投票日：棄権防止活動は、啓発活動として合法。

③ポイント&ノウハウ

- a. 電話した感触を○×△等で評価する。
- b. 携帯電話にかける場合は、固定電話よりプライベート性が高いため、思わぬトラブルの元になりかねません。違法ではありませんが、特に、知らない人への電話は注意が必要です。知人・友人への電話にとどめるほうが無難です。

④注意事項

公（告）示前：後援会入会カードの御礼と確認として行うもので、候補（予定）者への投票依頼は行わない。

投票日当日：棄権防止活動なので、候補者名を言ったり投票依頼をしない。

〈例〉

公（告）示前：「後援会入会カードをご記入いただき、ありがとうございました。……」「△△さんから紹介を受けました。是非『〇〇を支援する会』へのご協力をお願いいたします。……」

投票日当日：「こちらは〇〇労働組合です。本日は〇〇選挙の投票日です。大切な一票となりますので棄権せずに必ず投票をお願いいたします」

6-7 選挙運動用通常はがき（配布）活動

実施時期

公（告）示前～公（告）示日前後

①この活動の趣旨

候補（予定）者の支持者を拡大し、固定化する。

②法的根拠

公（告）示前は準備行為として行う。準備行為には、

イ、立候補の準備行為

ロ、選挙運動の準備行為

の2つがあるが、この活動は後者の「選挙運動の準備行為」として行う。そのため、投票依頼は行わない。後援会の会員や自分の知っている親しい友人のお宅などへ「選挙運動用通常はがきの推薦人」の依頼を行う。

③ポイント&ノウハウ

基本的・中心的な活動として行う。この活動の前に行うのが「後援会活動」で、その後、選挙運動用通常はがきの「回収・点検活動」を行い、公（告）示後に投函する。

④注意事項

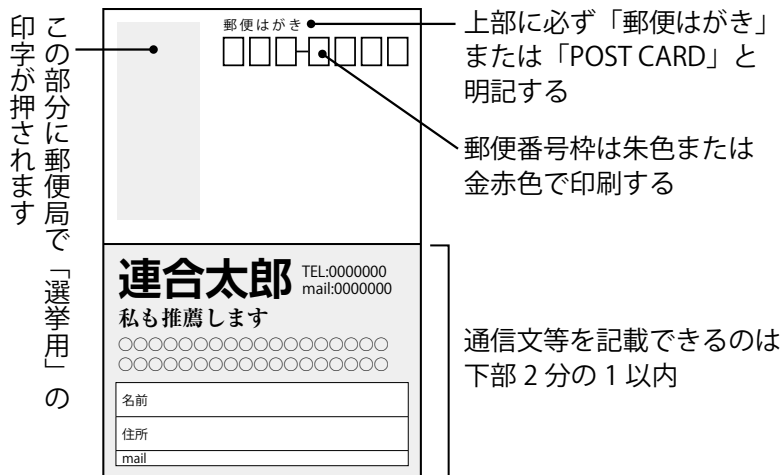
不特定多数の人に対しての依頼行為は戸別訪問とみなされる可能性があるため、後援会の会員や組合員等の知人に対して行う。

あくまでも推薦人の依頼が目的なので、投票の依頼は行わない。

〈例〉

「いつも後援会活動にご協力いただきありがとうございます。今回は選挙運動用通常はがきの推薦人になっていただきたくお願いにあがりまして。後日受け取りに伺いますので、どなたかお一人ご紹介ください。〈宛名の欄〉にその方の住所とお名前と電話番号を記入していただけますでしょうか。よろしくお願いたします」

■ 選挙運動用通常はがき



■ はがきのサイズ等

※長辺 14.0～15.4cm

短辺 9.0～10.7cm

※日本郵便発行の通常はがきと同等以上の紙質・厚さ

※重さは2～6g

※紙の色は白色または淡い色

6-8 選挙運動用通常はがき（回収）活動

実施時期 公（告）示前～選挙運動用通常はがき投函まで

①この活動の趣旨

候補者の支持者を拡大し、支持を固定化する。

②法的根拠

選挙運動用通常はがきを活用した合法的な選挙運動として行う。訪問しての活動は「家庭訪問」「個々面接」として合法的な活動。

③ポイント&ノウハウ

最も重要視している活動で、基本的で中心的な活動として行う。

公（告）示後も可能な合法的な選挙運動であり、後援会の会員等に対して事前に配布してある選挙運動用通常はがきを回収する活動である。

④注意事項

不特定多数の人に対しての依頼行為は戸別訪問と見なされる可能性があるため、後援会の会員や組合員等の知人に対して行う。

あくまでも推薦人の依頼が目的なので、投票の依頼は行わない。

〈例〉

「先日はありがとうございました。今日は、先日お渡しした選挙運動用通常はがきの受け取りに伺いました。郵便局に持ち込んでまとめて投函いたしますので、よろしく願いいたします」

6-9 労働組合の広報活動 I

実施時期

公（告）示前

①この活動の趣旨

ビラや機関紙（誌）を用いて、労働組合が推薦決定した人の知名度を高めるとともに政策を周知する。

②法的根拠

労働組合活動の一環として、合法的な活動として行うことができる。

「選挙運動の3要素」を書かないように注意する（書くと事前運動になる）。ビラ、機関紙（誌）とも特定の人に対する投票の依頼になるような表現を行わない。

③ポイント&ノウハウ

労働組合の機関紙（誌）を通常と同じ方法で配布する場合には、選挙について報道・評論することができる。

④注意事項

紙面上の注意は、記事の内容が事前運動にならないようにすること。あくまでも通常の方法で発行・配布すること。

6-10 労働組合の広報活動Ⅱ

実施時期

公（告）示前後

①この活動の趣旨

労働組合の機関紙（誌）での報道・評論活動として行い、政策の浸透をはかる。

②法的根拠

公職選挙法で認められた新聞の報道・評論活動として行うので、組合員に対して通常の配布方法で行う。

③ポイント&ノウハウ

選挙期間中に選挙について報道・評論できるのは、①1年以上前から発行し、②第三種郵便物の認可があり、③月3回以上（雑誌は月1回以上）定期発行している機関紙（誌）または雑誌であり、それを定期購読者に配布する場合に限る。

④注意事項

投票の依頼行為を行わない。また、組合員に対する機関紙の配布は、あくまでも通常の配布方法で行う。

〈例〉

公（告）示後は、「今回の選挙の最大のポイントは、人口減少・少子高齢化対策です。〇〇さん（〇〇候補）も人口減少下での安心できる社会保障制度確立のために、現実を見据えた取り組みを訴えて、大勢の人から声援を受けていました」のように選挙の報道・評論を行う。

本番ポスター貼付依頼活動 (公(告)示前)

実施時期 公(告)示3カ月前くらいから公(告)示日まで

①この活動の趣旨

衆議院小選挙区選挙では候補者届出政党に、比例代表選挙では名簿届出政党に、選挙運動期間中のポスター掲示が認められている。参議院選挙区選挙では確認団体の政党ポスターが、比例代表選挙では比例選挙に立候補している候補者の個人ポスターの掲示が認められている（これら以外、公営ポスター掲示場が設置される選挙においては、その掲示場にしか貼ることができない）。

合法的準備行為として、不特定のお宅ではなく、組合員や後援会のお宅を訪問し、本番ポスターの貼付依頼をする。

②法的根拠

合法的な政治活動・準備行為として行うことができる。また、政治活動として確認団体の政治活動用のポスターも貼付依頼できる。

③ポイント&ノウハウ

公(告)示後、本番ポスターを貼付してもらうために、住所・氏名・貼付場所等を記録しておく。

④注意事項

「選挙の準備行為」として行うので、投票の依頼行為は行わない。選挙終了後には直ちに撤去することを確約する。

〈例〉

「あと1週間でいよいよ衆議院議員総選挙です。公示後、このポスターをお宅様の扉に掲示していただきたく、今日はそのご了承をいただきにまいりました」

「今度の参議院議員通常選挙で、比例代表候補のポスターをお宅の扉に掲示していただくことをご承諾いただきありがとうございます。今日は貼らせていただく場所を確認するために伺いました」

本番ポスター貼付依頼活動 (公(告)示後)

実施時期

公(告)示後～投票日前日まで

①この活動の趣旨

公(告)示前に貼付の了承をいただいたお宅にポスターを貼付する。

②法的根拠

公職選挙法第 143 ～ 145 条で認められている政党等の行う選挙運動、確認団体の行う政治活動、参議院比例代表候補者の選挙運動の一環として行う合法的な活動である。

③ポイント&ノウハウ

公(告)示前、本番ポスターの貼付を了承していただいたお宅に、実際に貼付する。貼付する場所は、必ず相手方の了解を得て、塀等を傷つけたり汚したりしないようにする。

④注意事項

比例代表選挙における名簿登載者の本番ポスターの貼付は、「合法的選挙運動」のため堂々とできるが、ついでに投票依頼行為を行ってはならない。選挙終了後には直ちに撤去することを確約する。

〈例〉

衆議院・小選挙区選挙および参議院選挙区選挙

「先日は、政党のポスター掲示をご了承いただきありがとうございました。今日はポスターの掲示に伺いました。選挙が終わり次第直ちに撤去しますので、ご安心ください」

参議院比例選挙

「先日は、比例代表選挙のポスターのご了承をいただきありがとうございました。今日はそのポスターを持参しましたので是非掲示をお願いします。ご自宅の塀で目立つところに貼っていただきたいのですが」

6-13 棄権防止運動について

連合では、「投票に行こう！」運動を展開しています。これは、連合が労働組合としての社会的責任から取り組んでいる「選挙での棄権防止運動」で、組合員・家族を中心とした有権者を対象にしています。

政治は、国民・市民が投じる一票の投票行為によって方向性が決まってきます。その貴重な一票を「棄権」によって無駄にしてしまうことは、せっかく与えられた権利を放棄することで、民主主義社会を根底から揺るがすものと言えるでしょう。

選挙当日、何らかの事情で投票所へ行けない人には、「期日前投票」や「不在者投票」等の制度も設けられています。是非、貴重な一票を無駄にせずに投じてもらうようにしましょう。

「投票に行こう！」運動

1. 「投票に行こう！」運動は、労働組合の社会的活動として「選挙と民主主義の意義を組合員や国民に啓発する取り組み」であり、それは「国民とともに歩む労働組合の社会的責任」から実施しているものです。
2. 「投票に行こう！」運動は、選挙運動（特定の選挙で、特定の候補者の当選のため、有権者に働きかける行為）には該当しない純粋な啓発運動であり、いつでも取り組み可能な運動です。それは連合が実施している平和運動等と同じ社会的活動であり、特定の政党・政治家のためのものではありません。
3. なお、この運動を公（告）示の日から投開票日までの期間に街頭で行った場合には、「選挙時の政治活動の制限」（P86～87 コラム参照）に抵触する恐れがありますので、注意しましょう。
4. 「投票に行こう！」運動は、職域での展開やインターネットを活用して行うようにしましょう。

6-14 各選挙における選挙運動の規制一覧

■ 衆議院議員選挙における選挙運動の規制一覧

	衆議院小選挙区選挙		衆議院比例代表選挙
	候補者届出政党等	候補者個人	名簿届出政党等
選挙事務所	・ 候補者（小選挙区、以下同じ）を届け出た選挙区ごとに1カ所。ただし、政令で3カ所まで可	・ 1カ所 ただし、政令で3カ所まで可	都道府県ごとに1カ所
自動車・船舶・拡声機	・ 候補者を届け出た都道府県において1台。ただし、届出候補者数3人を超える10人ごとに1台追加	・ 自動車（船舶）…………… 1台 ・ 拡声機…………… 1式	・ 名簿を届け出たブロック（比例選挙区）ごとに1台。ただし、名簿搭載5人を超える10人ごとに1台追加
選挙運動用通常はがき	候補者を届け出た都道府県において ・ 2万枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じて得た枚数以内	・ 3万5千枚以内	なし
ビラ	候補者を届け出た都道府県において ・ 4万枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じて得た枚数以内 ただし、都道府県の区域内の小選挙区ごとに4万枚を超えて頒布できない ・ 種類制限なし ・ 規格制限あり（42cm × 29.7cm）	・ 7万枚以下 ・ 2種類 ・ 規格制限あり（A4判以内 29.7cm × 21cm）	名簿を届け出たブロックにおいて ・ 枚数制限なし ・ 2種類以内（中央選管に届出必要） ・ 規格制限なし
ポスター	候補者を届け出た都道府県において ・ 1000枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じて得た枚数以内 ・ 規格制限あり （A1判以内 85cm × 60cm）	・ 公営ポスター掲示板ごとに1枚 ただし、貼り替えは自由 ・ 規格制限あり（42cm × 40cm以内 個人演説会場告知用 42cm × 10cmを含む）	名簿を届け出たブロックにおいて ・ 500枚に該当ブロックにおける名簿登載者数を乗じて得た枚数以内 ・ 3種類以内 （A1判以内 85cm × 60cm）
新聞広告	・ 当該都道府県における届出候補者数に応じて定められた寸法・回数 ・ 記載内容に制限なし	9.6cm × 2段以内 × 5回	・ ブロックごとの名簿登載者数に応じて定められた寸法・回数 ・ 記載内容に制限なし
政見放送	・ NHK および民放のテレビ・ラジオ ・ 当該都道府県における届出候補者数に応じて政令で定められた回数時間は1回につき9分間以内	なし	・ NHK（一部民放）のテレビ・ラジオ ・ ブロックごとの名簿登載者数に応じて政令で定められた回数 ・ 時間数は1回につき9分間以内
経歴放送	なし	・ NHK ・ テレビ1回、ラジオおおむね10回 ・ 経歴書の提出が必要	なし
個人・政党等演説会	・ 回数制限なし 同時開催は小選挙区ごとに2カ所	・ 回数制限なし 同時開催は5カ所以内	・ 回数制限なし 同時開催はブロックごとに8カ所
街頭演説	・ 停止した車上または船上（表示板を掲示したもの）およびその周囲 ・ 午前8時から午後8時まで ・ 選挙運動員数の制限なし	・ 演説者がその場にとどまり、選管から交付された標旗（候補者1人に1本）を掲げる ・ 街頭演説では携帯用の拡声機も使用可 ・ 午前8時から午後8時まで ・ 選挙運動員数の制限あり 候補者1人につき15人以内	・ 停止した車上または船上（表示板を掲示したもの）およびその周囲、または中央選管から交付された標旗を掲げた場所までできる ・ 午前8時から午後8時まで ・ 選挙運動員数の制限なし
選挙公報	なし	選挙区ごとに1回発行	・ ブロックごとに1回発行 ・ 名簿登載者数に応じて総務省令で定められた寸法
選挙運動用パンフレット（マニフェスト）	なし （名簿届出政党において作成）	なし	・ 全国を通じて2種類発行 （うち1種類は要約版） ・ 規格・部数制限なし ・ 代表を除く候補者の記載不可

■ 参議院議員選挙における選挙運動の規制一覧

	参議院比例代表選挙		参議院選挙区選挙
	候補者届出政党等	名簿登載者	候補者
選挙事務所	・ 都道府県ごとに1カ所 ・ 1日1回を超えて異動できない	・ 1カ所	・ 1カ所 (ただし、政令で4カ所まで可)
自動車・船舶・拡声機	なし	・ 選挙運動用自動車(船舶) …… 2台 ・ 拡声機 …… 2組	・ 自動車(船舶) …… 1台 ・ 拡声機 …… 1式 ※合区は2台・2組
選挙運動用通常はがき	なし	・ 15万枚以内	・ 3万5千枚 + (小選挙区数 - 1) × 2千5百枚
ビラ	なし	・ 2種類 ・ 25万枚以内 ・ 規格制限あり(A4判以内 29.7cm × 21cm)	・ 2種類 ・ 10万枚 + (小選挙区数 - 1) × 1万5千枚(最大30万枚) ・ 規格制限あり(A4判以内 29.7cm × 21cm)
ポスター	なし	● 個人ポスター ・ 種類制限なし ・ 7万枚以内 ・ 規格制限あり(42cm × 30cm)	● 個人ポスター ・ ポスター掲示場ごとに1枚 ・ 種類制限なし(貼り替えは自由) ・ 規格制限あり(42cm × 40cm以内・個人演説会告知用 42cm × 10cmを含む)
新聞広告	・ 名簿登載者数に応じて定められる規格・回数	なし	・ 規格 横 9.6cm × 縦 2段以内 ・ 回数 5回
政見放送	・ 名簿登載者数に応じて定められる放送回数 ・ 時間数は1回につき17分以内	なし	・ NHK および一般放送事業者によりおおむねテレビ5回、ラジオ3回 ・ 時間数は1回につき5分30秒以内
経歴放送	なし	なし	・ NHKによりおおむねテレビ1回、ラジオ5回放送 ・ 放送時間は1回につき30秒以内
個人・政党等演説会	なし	・ 回数制限なし (同時開催の制限もなし)	・ 回数制限なし (同時開催は5カ所以内)
街頭演説	なし	・ 演説者がその場にとどまり、都道府県選管から交付された標旗(6本交付される)を掲げる。この場合は携帯用の拡声機でも可 ・ 午前8時から午後8時まで ・ 選挙運動員数制限: 候補者1人につき15人以内(都道府県選管交付の腕章を着用する)	・ 演説者がその場にとどまり、都道府県選管から交付された標旗(1本、合区は2本交付される)を掲げる。この場合は携帯用の拡声機でも可 ・ 午前8時から午後8時まで ・ 選挙運動員数制限: 候補者1人につき15人以内(都道府県選管交付の腕章を着用する)
選挙公報	・ 1回発行 ・ 名簿登載者数に応じて定められる寸法	なし	・ 1回発行 ・ 規格は都道府県選管の定めによる
選挙運動用パンフレット(マニフェスト)	・ 全国を通じて2種発行 ・ 規格・部数制限なし ・ 代表を除く候補者の記載不可	なし	なし

■ 地方（都道府県市区町村）選挙における選挙運動の規制一覧

	都道府県市区町村	
	首長選挙	議員選挙
選挙事務所	1カ所	
自動車・船舶・拡声機	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車（船舶）…………… 1台 ・拡声機…………… 1式 	
選挙運動用通常はがき	<ul style="list-style-type: none"> ・知事 : 3万5千枚 + (小選挙区数 - 1) × 2千5百枚 ・政令市長 : 35,000枚以内 ・市区長 : 8,000枚以内 ・町村長 : 2,500枚以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県議員 : 8,000枚以内 ・政令市議員 : 4,000枚以内 ・市区議員 : 2,000枚以内 ・町村議員 : 800枚以内
ビラ	<ul style="list-style-type: none"> ・2種類以内 ・知事 : 10万枚 + (小選挙区数 - 1) × 1万5千枚 (最大 30万枚) ・政令市長 : 70,000枚以内 ・市区長 : 16,000枚以内 ・町村長 : 5,000枚以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・2種類以内 ・都道府県議員 : 16,000枚以内 ・政令市議員 : 8,000枚以内 ・市区議員 : 4,000枚以内 ・町村議員 : 1,600枚以内
ポスター	ポスター掲示場ごとに1枚	
新聞広告	<ul style="list-style-type: none"> ・2回（都道府県知事選挙は4回） ・9.6cm × 2段以内 	
個人演説会	<ul style="list-style-type: none"> ・回数制限なし ・立札・看板の大きさは273.0cm × 73.0cm以内（ちょうちは1個で、高さ85.0cm × 直径45cm以内） 	
街頭演説	<ul style="list-style-type: none"> ・演説者はその場にとどまり標旗を掲げて演説する ・午前8時から午後8時まで ・選挙運動員数制限：候補者1人につき15人以内（選管交付の腕章を着用する） 	
選挙広報	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事選挙は1回（告示日から2日間の間に選管に申請） ・その他は基本的に条例の定めによる 	

Chapter

7

事例とQ&A

.....

選挙は、国民・市民の代表者を選ぶ行為であり、公正さと透明性が求められます。しかし、現実には、選挙をめぐる違反は後を絶ちません。もっとも、そうした違反行為の中には、選挙運動に対する知識不足、理解不足に起因するものが多く、具体的に選挙運動に携わる際には、より実践的な知識を身につける必要があります。

以下、具体的な事例や Q&A をもとに、選挙運動のポイントをまとめてみました。

.....

7-1

選挙運動に従事した アルバイトへの報酬支払い事件

統一地方選挙の折、街頭のスポット演説でアルバイト運転手のA君にのぼり旗を持たせビラを配布させたところ、これが選挙運動とみなされ運動員買収として候補者が逮捕・起訴されてしまった。

解説

選挙事務員や労務者には報酬を支払うことはできますが、選挙運動をさせることができません。本件の運転手A君は、労務者として雇われているので、選挙運動はできません。のぼり旗を持ったり、ビラを配布したりすることは、投票勧誘行為として選挙運動に該当するため、運動員買収とみなされました。

公職選挙法では、選挙運動（有権者に投票を働きかけるような運動）に従事する者を選挙運動員といい、これらの人への報酬の支払いを禁止しています（実費弁償は可）。ただし、例外的に、選挙運動に従事する車上等運動員、手話通訳者、要約筆記者で事前に選管に届け出た者に対しては、報酬の支払いが認められています。

注意すること

この本件のように、労務者として雇ったアルバイトに選挙運動をさせることはできません。のぼり旗を持たせる、ビラを配布させる以外にも、電話作戦を行わせる、街頭演説に動員し、弁士へ拍手をさせることも、投票勧誘行為とみなされますので十分な注意が必要です。

組合員による戸別訪問事件 (戸別訪問と個々面接の違い) ※ P73,74

ある労働組合のA組合員は、選挙戦の最中に無差別に有権者宅や会社を訪ね、選挙についての挨拶を行ったところ、戸別訪問とみなされてしまった。

解説

公職選挙法第138条は、有権者の家を訪ねて投票を依頼したりする行為を、戸別訪問として禁止しています。

ここでいう「戸別」とは有権者宅個々のみをいうものではなく、会社や工場なども含まれます。また、1戸しか訪問していなくても、2戸以上を訪問する目的を持っていれば、戸別訪問とみなされます。もちろん、日時を異にして訪問するのもダメですし、相手の家の中に入らなくても、また、相手方が不在もしくは面会を拒絶された場合でも、戸別訪問とみなされます。

公職選挙法では、戸別訪問類似行為も禁止されています。選挙運動のために戸別に演説会の開催や演説を行うことを告知して歩く行為、さらには、選挙運動のために戸別に特定の候補者名や政党名を言い歩く行為は「戸別訪問類似行為」として禁止されています。ただし、選挙の公(告)示前、後援会の会員のお宅に後援会報を届けるために訪問するなど、通常政治活動での訪問は禁止されていません。もちろん投票依頼はできません。

注意すること

戸別訪問に類似していながら禁止されていない行為に「個々面接」と呼ばれるものがあります。これは街頭でたまたま行き会った人や、バス・電車・デパートの中でたまたま出会った知人などに投票依頼をする行為のことを指しており、戸別訪問とはみなされません。また、商店などに買い物きた人に、その店の店員や主人が投票を依頼することも、個々面接として可能です。

ただし、個々面接による投票依頼も選挙の公(告)示前に行えば事前運動になりますので、注意が必要です。

7-3

組合員への交通費支給事件 (組合活動と選挙運動)

ある労働組合が、選挙運動期間中の候補者個人演説会に参加した組合員に、交通費と動員費を支給したところ、買収とみなされてしまった。

解説

選挙運動はボランティアで行うものという原則があります。公職選挙法上で選挙運動員に支払えるのは候補者が支払う「実費弁償」だけです。

また、車上等運動員、手話通訳者、要約筆記者、事務員で届け出られた者および労務者への報酬についても、金額の上限、1日当たりの人数および延べ人数が制限されています（労務者は人数の制限なし）。さらに、規定額以上の報酬を支払うと買収とみなされるので注意が必要です。

組合活動において、交通費・動員費が支給されるのはよくあることです。しかし、選挙運動に関しては「買収」とみなされることが多く、時として「連座制」が適用されるため注意が必要です。

注意すること

一般に買収事件と言うと、有権者にお金を渡し、票のとりまとめを依頼する行為を連想します。しかし、こうした悪質かつ古典的な買収は少なくなっており、とりわけ労働組合においては、こうした買収行為は存在しないと言ってもいいでしょう。

しかし、この事例のように、労働組合は集会などの参加者に交通費・動員費を支給する場合がありますが、選挙運動に関連した報酬の支払いであるとされると買収行為とみなされてしまいます。

市会議員後援会の会長による
供応事件（買収と連座制）

ある市会議員後援会の会長が、飲食をともなう新年会に後援会幹部を集めて「選挙では〇〇さんをよろしく」と挨拶した。この時に会費を徴収したが、不足が出たので差額分を後援会の会長が支払ったところ、これが買収とされてしまった。

解説

公職選挙法第 221 条では「買収および利害誘導罪」を規定し、「当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品…供応接待…」を、買収行為としてみなすことにしています。

このケースは、選挙のお願い（投票依頼）と食事費用の負担（この場合、不足した差額分）が一体のものともみなされたため、買収行為となったのです。

なお、この後援会の会長が買収で禁固刑以上の刑を受け、かつ「よろしく」とお願いした候補者の組織的選挙運動管理者等に該当すると認定された場合には、連座制が適用される可能性があります。

注意すること

一般に買収行為になるかどうかには、金額の多い少ないは関係ありません。また、直接金銭が絡まなくても、第 221 条の規定にあるように食事を提供したり、お酒を飲ませたり、ゴルフで接待したりした場合も、特定の選挙に関する投票依頼があった場合には、「供応」として買収行為とみなされます。したがって「ラーメン 1 杯、チャーハン 1 つ」でも買収となる場合があり、また、かかった費用の一部を会費として徴収しても、実際にかかった費用と会費の差額分があれば、その差額分が買収となります。

個人ビラ各戸配布事件 (法定ビラの配布方法)

ある候補者の選挙運動に参加していた組合員が、選挙運動用自動車の周囲で個人ビラを配布した。その時、周囲の家にもビラを配ったことが選挙違反とされてしまった。

解説

個人ビラは、街頭演説の場所で配布することは可能ですが、その範囲を越えて配布することはできません。事例では、ビラを配った人が、たまたま勇み足で、街頭演説の場所から離れた個々の家にも配布してしまい、戸別配布したものとみなされ選挙違反に問われたものと推定されます。

なお、個人ビラについては、規格、記載内容、枚数、配布方法などの規制があり、そのルールを誤ると選挙運動違反となります。とくに、1枚1枚のビラに証紙を貼るのを忘れて、配布方法に誤りがあったりして摘発されるケースが多いようです。

注意すること

ビラの配布は、以下の方法が認められています。

- ・新聞折り込みによる配布
- ・選挙事務所での配布（訪れた人への配布）
- ・街頭演説の場所における配布（その場にいる聴衆、通行人への配布）
- ・個人演説会での配布（会場内で参会者に配る）

※選挙運動期間中に認められている文書図画の規制、選挙運動用ビラの種類制限・枚数の制限については P76～77 を参照。

ゴルフコンペへの優勝杯 寄贈事件（議員による寄附行為）

毎年開催している組合主催ゴルフコンペに、組織内議員が優勝杯を贈っている。これが禁止されている寄附行為に当たるとみなされてしまった。

解説

公職選挙法では、政治家や候補者などが選挙区内にある者に対して行う寄附行為は、いかなる名目であってもすべて禁止しています。

ここで言う寄附行為は、選挙に関するか否かを問わず、また、時期のいかんを問わず禁止されています。

例えば、病気見舞い、お祭りへの寄附や差し入れ、地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ、葬式の花輪・供花、落成式・開店祝いの花輪、町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差し入れ、入学祝・卒業祝、お中元やお歳暮なども禁止されています。ただし、「結婚祝」や「葬式の香典」については、政治家本人が出席する場合には可能ですが、政治家の秘書や配偶者、親族らが代理出席し、本人名義でお祝いや香典を渡すことは禁止されています。

事例のように、労働組合のゴルフコンペなどにトロフィーや優勝盾などを寄贈してもらうことは、その議員が組織内議員であり、また、恒例になっている行為であっても、「政治家の寄附行為」に当たると言えます（賞状は議員名であっても可能）。

注意すること

上記で説明したように、政治家の寄附行為は投票依頼につながりやすいことから、厳しく禁止されています。政治家の寄附行為をいさめた言葉に「三不運動」（贈らない、求めない、受け取らない）という言葉があります。政治家の基本的な心構えとして、肝に銘じたいものです。

労働組合委員長名による信書送付事件 (文書、電子メールによる選挙運動)

ある労働組合は、選挙戦の終盤の追い込み活動として、委員長名で組合員と家族宛に推薦候補者に投票を依頼する内容の信書を出した。信書は見本を参考に1通ずつボールペンで自書したが、選挙違反とみなされてしまった。

解説

手紙などで選挙への協力を呼びかける「信書作戦」は、昔から行われている選挙運動の一つです。しかし、選挙運動の方法と量が公職選挙法で規制されている以上、「信書作戦」も自由勝手にできる訳ではありません。

友人・知人に出す手紙の中で、たまたま選挙に言及した程度では選挙違反にはなりません。したがって、組合員の皆さんが自主的に手紙を書き、その中で選挙についても一言付け加えていただくことは、選挙違反にはなりませんし、労働組合として歓迎すべきことです。しかし、委員長名を使った手紙を多数の人に出した場合には、選挙違反としてみなされる可能性が高いでしょう。

今回のケースでは、組合員や家族という特定の人たちに宛てたものであり、労働組合委員長という関係ある人の名前を出している点で、外部に対して大量に文書を出す場合とは異なりますが、内容が選挙に関する依頼であった場合には、例え1通ずつ自書した手紙でも選挙違反として判断される可能性が大きいといえるでしょう。

注意すること

インターネットの普及により、電子メールで連絡を取り合うケースが増えています。しかし、電子メールも候補者や政党などが送ったもの以外は手紙と同類の文書としてみなされ、投票依頼を行った場合には、手紙と同様、選挙違反として扱われます。

7-8 Q&A

Q1 組織内議員が組合施設を選挙事務所に使うことは可能ですか？

A1

労働組合・会社の施設を選挙事務所に使う場合、また、自動車などを借りる場合は、市場価格に見合った費用を支払うことが必要です。家賃はもとより、電話代や電気・ガス代も労働組合・会社の負担にはできません。この場合、労働組合・会社は雑収入として受け入れておくことが必要です。

労働組合や会社からの無償貸与は寄附の禁止に当たるので、受けられないことに注意しましょう。労働組合・会社は、陣中見舞いを含めてすべての政治資金を寄附できませんが、労働組合に政治団体がある場合には、その政治団体からの陣中見舞いは合法です。

Q2 組合員が自らの自動車を使って政治活動や選挙運動をした場合、ガソリン代は請求できますか？

A2

労働組合の政治活動の場合は労働組合に、後援会の政治活動の場合は後援会に対して請求可能です。選挙運動期間中は、選挙会計（すなわち選対費用）から運動員への実費支給として、ガソリン代の請求（実費）は可能です。

Q3 「後援団体」って何ですか？

A3

特定の候補者などの政治上の主義・施策を支持したり、それらの者を推薦・支持したりすることを主な目的としている団体を「後援団体」（一般的には「後援会」と言います。また、後援団体は各都道府県の選挙管理委員会に届出をすることから「政治団体」として取り扱われます。

Q4 後援団体に労働組合が資金を出せますか。

A4

できません。企業・団体献金の禁止に当たるからです。政治資金規正法では、労働組合が政党や政治資金団体に献金することは認められていますが、資金管理団体やその他の政治団体、政治家個人に対するものは一切禁止されています。

Q5 政治家（組織内議員）の政治活動や選挙運動に対して、労働組合として資金援助できますか？

A5

組織として政治資金を提供することはできません。これは前項と同じく、企業・団体献金の禁止に当たるからです。ただし、組合員に対して、候補者または後援会に対する直接の寄附を呼びかけることは、個人の寄附行為とみなされるため可能です。その場合、寄附した人の氏名・住所・職業・金額を記録しておく必要があります。

Q6

後援会が主催する政治資金パーティーのパーティー券を労働組合が買うことはできますか？

A6

できます。1回のパーティーで150万円まで購入することができますが、金額は常識の範囲にしましょう。

Q7

組織内議員の後援会の会員を増やすために、加入の勧誘をする際、注意すべきことはありますか？

A7

後援会の加入勧誘行為そのものは、選挙運動とはみなされな

いため、公（告）示前・後を問わず実施することが可能です。ただし、勧誘活動のやり方によっては「戸別訪問」とみなされたり、公（告）示日直前であれば「事前運動」にみなされたり、また、選挙運動期間中であれば「文書図画違反」に該当したりする場合もあるので注意が必要です。また、後援会の趣意書、加入申し込み、経歴書などを何らかの名簿を利用して郵送した場合、文書の内容や郵送の時期によっては、配布の本当の目的が投票依頼とみなされ、違反行為になる恐れがあります。

なお、公務員の場合は、組織的な勧誘の呼びかけにならないよう注意が必要です。

Q8

政治団体の届け出をして候補者の支援者拡大をするのと、労働組合の組織活動の一環として候補者を支える方法のどちらがよいでしょうか？

A8

両方可能です。両方を上手に組み合わせましょう。

Q9

〇〇候補決起集会に組合員を動員しました。動員費支給は、通常春季生活闘争決起集会でも支給しているので、通常どおり支給しましたが、買収になりますか？ また、交通費は一定額を渡しきりにできますか？

A9

選挙前であれば、組合活動の中で行われる政治活動で動員費が支給されることは構いませんが、選挙に関して動員費が支給されれば買収となります。選挙期間中や選挙が近づくと、通常の政治活動でも買収と誤解される可能性があるので決起集会等での動員費の支給はやめましょう。

Q10

労働組合として、インターネットを使って推薦する議員を支援する活動にはどのようなものがありますか？ また、フェイスブックやX、LINEなどは上手く活用できませんか？

A10

公(告)示前のインターネット等による政治活動は、「電子メールを利用する方法」と「ウェブサイト等を利用する方法」(ホームページやフェイスブック、X、LINE等)で自由にできます。ただし、選挙運動は「事前運動」になるのでできません。また、公(告)示後は「ウェブサイト等を利用する方法」で投票の依頼もできますし、政策等の文書や写真も添付して送信できますが、投票日当日のウェブサイトの更新はできません。なお、公(告)示後の「電子メールを利用する方法」は候補者と政党等しかできませんので注意が必要です。

Q11

インターネット上の自分のブログに、支持する候補者の写真を貼り付けて、投票を呼びかけても構いませんか？

A11

自分のブログもウェブサイトによる選挙運動ですので、公(告)示後は選挙運動として自由にできます。公(告)示前に政治活動の一環として行うには、投票の依頼などがなければ原則大丈夫です。

Q12 電子メールを利用して、支持している人の宣伝をしたいのですが、大丈夫でしょうか？

A12 選挙運動用の電子メールは、公（告）示後には、候補者と政党等にしか認められていないので注意が必要です。公（告）示前は「事前運動」に該当しなければ、電子メールを自由に送信できます。

Q13 仕事で訪問した家で、支持する候補者への投票依頼をしても構いませんか？

A13 公（告）示前に投票依頼をすると「事前運動の禁止」に該当するため、できません。公（告）示後の選挙運動期間に別の用事で訪問した際、偶然選挙の話になった場合は自分の考えを相手に伝えることができます。これは「個々面接」として合法です。

Q14 中央執行委員会で、次の選挙で推薦する議員を決定したので、労働組合の掲示板にその内容を掲示したいのですが、注意点はありますか？

A14 労働組合が特定の政治家を推薦することは、労働組合の政治活動として合法です。そのことを機関紙（誌）に掲載したり、室内（不特定多数の人の目につかない場所）にある掲示板に掲示したりすることは、何の問題もありません。ただし、「事前運動」にならないよう、投票の依頼につながる表現はひかえましょう。

Q15

いよいよ3日後が投票日。労働組合の機関紙（誌）で、“我々が支援している候補者の活動”と“棄権防止を訴える記事”を一緒に掲載しようと思っていますが、注意すべきことはありますか？

A15

棄権防止活動は啓発活動で、選挙運動とは関係ないため、機関紙（誌）に掲載しても構いません。なお、支援している候補者の活動についての選挙期間中における記事は、第三種郵便の認可のある場合で、毎月3回以上（雑誌は毎月1回以上）発行（当該選挙日の1年以上前から発行し、引き続き発行）、しかも通常の方法での配布なら構いません。

Q16

我々が推薦している議員の個人演説会に参加してもらった組合員に、会場までの交通費として実費を労働組合の会計から支給したいのですが、法的に問題はありますか？

A16

個人演説会は、選挙運動期間中に候補者等によって開催される演説会です。当然、選挙運動への参加にかかった経費を支出するのは、たとえ交通費でも労働組合の候補者に対する寄附になり違法となる可能性が高く、大いに問題があります。

Q17

私は労働組合の執行委員で、選挙期間中は選対事務所に詰めています。自宅から選対事務所までの交通費はどのように精算すればいいでしょうか？
また、精算する場合の注意点はありますか？

A17

選挙事務所に詰めているならば、運動員や事務員として交通費の実費を選挙事務所に負担してもらうのは差し支えありません。労働組合が負担することはできません。運動員になった場合は、会社は休暇にしておく必要があります（有給休暇でも可）。

Q18

私の詰めている選挙事務所にはボランティアの運動員の他に、アルバイトの人たちもいます。人手が足りないこともあり、アルバイトの方にも電話かけにまわってもらっていますが、法的に問題はありますか？

A18

ボランティアが行うのであれば問題はありますが、アルバイトが電話作戦に従事し、日当等を支給するのは買収行為になり違法です。合法・違法の判断は「有権者に働きかける行為かどうか」がポイントになりますので、たとえば、出前の注文や事務所の電話番などは問題ありません。

Q19

私が責任者を務めている選挙事務所では、アルバイトを雇い、事務所の前で通行人に向かって手を振り、「〇〇候補をよろしくお願いします」と呼びかけてもらっています。アルバイトの人たちはシフト制にしており、予定の時間を過ぎて対応してもらった場合はその分多めにアルバイト代を支払っています。これらの行為は法的に問題ありますか？

A19

「候補者をよろしく」というのは、有権者に働きかける行為であり選挙運動になりますので、アルバイトが行うのは違法です。事務員として働いてもらっている場合も選挙運動はできません。

Q20

公（告）示の3週間前、我々の推薦する候補者の決起集会に、私を含めて5名の組合員が参加しました。責任者は私です。集会終了後、全員で居酒屋に行きました。代金は1人2,980円、合計で14,900円でした。組合員からは2,500円ずつ合計10,000円を集め、残りは私が負担しました。これは法的に問題ありますか？

A20

決起集会の帰りに皆でお金を出し合って懇親するのは構いません。しかし、一人だけ多く支払ってしまうと、事前運動供応罪になる可能性があります。きちんと割り勘で懇親を深めるようにしましょう。

Q21

4月21日投票の選挙にあたり、公（告）示前の1月26日に後援会加入をお願いするチラシを配布しました。その際、参加してくれた組合員には交通費の実費と日当1,500円を支払いました。これは運動員買収に当たるのでしょうか？

A21

今回のケースのように、選挙運動や事前運動に対してお金を支払った場合、運動員買収となるリスクが高いです。また、今回のチラシ配布は公（告）示日の3カ月前に行われていますが、過去の裁判例では、公（告）示日の3カ月前に行われた後援会の会合で、参加者に弁当と交通費を支給したことが事前運動買収・供応に当たると判断された例があります。

Q22

次回の選挙では苦戦が予想されます。いち早く選挙事務所を立ち上げたいのですが、いつから選挙事務所を開設できますか？

A22

選挙事務所は、選挙が公（告）示されてからでないと開設できませんので、まず後援会等の政治団体の事務所として開設し、選対活動の拠点にしてください。事務所費等の会計処理も公（告）示後は選挙事務所として家賃等の日割り計算で行い、それ以前は後援会の経費で処理するようにします。

Q23

労働組合で投票率を上げる取り組みを行いたいと思います。投票時に選挙管理委員会の発行する投票済証明書を選券として活用し、当選者には商店街などで使用できる金券を配布したいのですが可能ですか？

A23

投票行為に財産上の利益を与える行為は、公職選挙法第221条（買収及び利害誘導罪）に抵触するため絶対にやってはいけません。実行すれば第221条1項1号の事後買収罪に該当しますし、賞品を出すという告知自体も第221条1項3号の申込罪に該当します。町おこしや店の売り上げアップを目的にキャンペーンを行う商店街等と異なり、特定の政党や候補者を支援している労働組合は特に注意が必要です。

Q24

組合員は、政治に無関心な人が多く、労働組合の政治に関するさまざまな取り組みに協力してくれません。どうすれば政治活動に協力してくれるでしょうか？

A24

確かに政治に対して無関心な人がいますね。正確な答えはなかなかありませんが、正面から一人ひとりに必要性を訴える以外にありません。

政治活動や労働組合活動の話をする前に、その人といい意味での人間関係を築いてから、その人に合った方法で政治に関心を持ってもらう必要があります。

政治には関心がなくても、自分の生活や将来に無関心な人はそういません。子育て、病気の治療、親の介護、夫婦の人間関係等、人それぞれの不安や問題を抱えています。大切なことは、そういうことを話せる信頼感や人間関係を日頃からつくり、すべてのことが政治に関係していることを知ってもらうことです。

Q25

最近、組合員に外国籍の方が増えており、中には組合役員になっている方もいます。外国籍の組合員の選挙運動への参加は問題ないのでしょうか。

A25

公職選挙法では外国籍の方の選挙運動は禁止されていません。過去に、政治活動を理由に在留期間の延長が認められなかった事例（マクリーン事件）がありましたが、それは、その方のやっていた政治的活動（ベトナム戦争の反対運動や日米安保条約の反対運動など）が問題視されたものです。選挙応援をしたからといってこれに当てはまることはありません。なお、「外国人は公職の候補者に寄附ができない」ことに加えて「選挙運動ボランティアの労働は寄附にあたる」ことから、特定の候補者に対する選挙運動は禁止との解釈もあります。しかし、「候補者または出納責任者と意思を通じた支出以外のもの」（選挙運動費用に算入しないもの）に該当する場合や、労務者、選挙事務員、車上運動員等として報酬を支払う場合は問題ありません。ただし何らかの責任者に据えることは控えましょう。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

用語解説一覧

あ行	運動員	P76
か行	確認団体	P62
	議会制民主主義	P22
	供託物と供託物没収点	P94
	共通投票所	P50
	金銭等による寄附	P113
	刑の執行の免除	P43
	候補者届出政党	P25
さ行	削除同意照会期間	P93
	参議院名簿届出政党等	P62
	事務員	P76
	車上等運動員	P82
	衆議院名簿届出政党等	P25
	政治団体	P108
	成年被後見人	P57
	選挙運動用通常はがき (推薦はがき、法定はがき、公選はがき)	P25
	選挙浄化	P103
	選挙長	P37
	全体主義	P22
	総括主宰者	P101
	相当の注意	P103
た行	地域主宰者	P101
	電子メールアドレス等	P92

	投票所入場整理券	P49
は行	比例代表選挙における「拘束名簿式・非拘束名簿式」	P36
	普通選挙	P43
	法定得票数	P34
や行	要約筆記者	P98
ら行	リコール	P39
	労務者	P76

政治活動マニュアル（第6版）

発行月 2025年2月

発行 日本労働組合総連合会（連合）政治センター
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11
TEL 03-5295-0524 FAX 03-5297-2763

制作協力 公益財団法人富士社会教育センター

D T P 株式会社アプレ コミュニケーションズ

印刷 株式会社広報ブレイス



政治活動マニュアル (第6版)

連合政治センター

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11

E-mail : jtuc-seiji@sv.rengo-net.or.jp

URL : <https://www.jtuc-rengo.or.jp/>